地域防災データ総覧

能登半島地震・新潟県中越沖地震編

2009年（平成21年）3月

財団法人 消防科学総合センター

この刊行物は**宝くじ**の普及宣伝事業として作成されたものです。

地域防災データ
総　覧
― 能登半島地震・新潟県中越沖地震編 ―

2009年（平成21年）3月

財団法人 消防科学総合センター

はしがき

我が国は自然災害の面できわめて厳しい環境下にあります。ここ数年だけを振り返って見ても、平成 19 年の北海道佐呂間町で発生した竜巻災害、平成 19 年能登半島地震災害、平成 19 年新潟県中越沖地震災害、平成 20 年岩手・宮城内陸地震災害、平成 20 年 8 月末豪雨災害など数多くの災害が発生していますし、その態様も都市化、高齢化等社会情勢の変化により多様化しています。

地方公共団体をはじめとする防災関係機関は、防災施設や設備の整備、防災訓練、防災教育等各種防災施策の充実を図ってきているところですが、多様化する災害態様に対して効果的な施策を行うためには、過去の災害事例、教訓、調査研究成果等を把握し、防災施策に取り入れ、ノウハウを蓄積するとともに、今後ともレベルアップに努めていくことが望まれます。

当センターでは、このような状況を踏まえ、平成 19 年に発生した「能登半島地震」と「新潟県中越沖地震」の 2 災害に着目し、災害教訓等のデータ（資料）集を作成し、防災関係者の方々を対象に、防災知識の取得および防災実務への活用に資することを目的として本書を作成いたしました。本書は、昭和 58 年度以来刊行している地域防災データ総覧の能登半島地震・新潟県中越沖地震編であり、防災業務に携わっておられる地方公共団体の方々をはじめ防災に関わる多くの方々に、既刊の総覧各編と併せて本書を身近に置いて活用していただきたいと考えています。

本書の作成にあたりましては、学識経験者および国、関係地方公共団体の方々を委員とする「地域防災データ総覧－能登半島地震・新潟県中越沖地震編－編集委員会」を設置し、委員の方々のご指導のもとに、編集方針や編集内容の検討を行いました。委員の方々には、お忙しい中にもかかわらず快く委員をお引き受け頂き、ご尽力を賜りましたことに感謝いたしますとともに、厚くお礼を申し上げます。

最後になりますが、この地域防災データ総覧は、財団法人日本宝くじ協会の防災に対する深いご理解とご支援によって刊行されたものであり、心からなる感謝の意を表する次第であります。

平成 21 年 3 月

財団法人　消防科学総合センター
理　事　長　　山　口　　均

地域防災データ総覧編集委員会委員名簿

「能登半島地震・新潟県中越沖地震編」

（敬称略　50 音順）

委員長　日野　宗門　（Blog 防災・危機管理トレーニング主宰）

委　員　大垣　昌保　（石川県危機管理監室危機対策課長）

〃　澤田　雅浩　（長岡造形大学建築・環境デザイン学科准教授）

〃　新保　弘　（新潟県防災局危機対策課長）

〃　菅　磨志保　（大阪大学コミュニケーションデザイン･センター特任講師）

〃　須田　幹一　（柏崎市市民生活部防災・原子力課長）

〃　須田　正明　（柏崎市消防本部消防署長）

〃　田中　聡　（富士常葉大学環境防災学部准教授）

〃　中川　和之　（時事通信社防災リスクマネジメントＷｅｂ編集長）

〃　宮坂　雅之　（輪島市総務部総務課長）

〃　谷内　勉　（奥能登広域圏事務組合消防本部 輪島消防署長）

〃　芳永　和之　（総務省消防庁国民保護・防災部防災課震災対策専門官）

事務局　（財）消防科学総合センター　調査研究第２課　課　長　黒田　洋司

〃　調査研究第２課　研究員　小松　幸夫

〃　調査研究第２課　研究員　齋藤　泰

序　本書の利用に当って

１　はじめに

本書は、平成 19 年に発生した「能登半島地震」と「新潟県中越沖地震」の実例を中心に収集・整理したものである。本書が防災業務に携っている方々をはじめ、防災に関心のある方々の知識の習得、あるいは防災計画、防災対策を考える際の参考として役立つことを希望するものである。

２　本書の構成

本書は 2 章から構成される。第 1 章では、能登半島地震災害での実例を踏まえた教訓等を、第 2 章では、新潟県中越沖地震での実例を踏まえた教訓等をそれぞれまとめて載せている。

３　本書の利用方法

本書は利用目的に応じて、以下のような用い方ができる。

・防災実務への活用および対応の見直し

2 災害の実例を掲載しており、これを参考にして、実災害時の対応に活用するとともに、地域防災計画の見直しや防災対策を検討する際に参考となる。

※　本書中の写真で、特に記載されているもの以外は、巻末「執筆担当者一覧」の「執筆担当（資料提供）」によるものである。

目　　次

第１章　能登半島地震災害

第１節　震災の概要

1.1　地震の概要 …… 1
1.2　被害の概要 …… 2
1.3　緊急地震速報 …… 3
1.4　災害救助法の適用 …… 5

第２節　災害対策本部の設置・運営

2.1　輪島市災害対策本部の設置と解散 …… 6
2.2　輪島市災害対策本部（本部室）のレイアウト …… 7
2.3　輪島市災害対策本部（本部室）における問い合わせ対応 …… 8
2.4　災害対策本部員会議の開催状況 …… 9
2.5　輪島市災害対策本部門前支所における対応 …… 10
2.6　石川県災害対策本部 …… 11
2.7　石川県現地災害対策本部 …… 12
2.8　政府の動き …… 13
2.9　県市合同会議 …… 14

第３節　災害情報の収集・伝達・活用・広報

3.1　被害情報の収集・伝達 …… 15
3.2　マスコミへの情報提供・共有 …… 16
3.3　地震災害対策広報の発行 …… 17

第４節　消防本部・消防団の活動

4.1　奥能登広域圏事務組合消防本部の活動状況 …… 18
4.2　消防団の活動 …… 20

第５節　災害時医療

5.1　救急搬送・救急車等の活動状況 …… 21
5.2　被災地内病院での対応 …… 23
5.3　県医療救護班による医療体制 …… 24

第６節　応援活動

6.1　緊急消防援助隊の派遣 …… 25
6.2　緊急消防援助隊の要請および受け入れ …… 26
6.3　警察による広域応援 …… 28
6.4　自衛隊の災害派遣活動 …… 29

6.5　他市町村による応援活動　……　30

第７節　避難措置

7.1　避難勧告・指示の状況　……　31
7.2　避難誘導　……　32

第８節　避難所の運営

8.1　避難所の設置および運営状況　……　33
8.2　住まいの道具一時避難……　36
8.3　エコノミークラス症候群（二次災害）予防　……　37

第９節　要援護者の支援

9.1　要援護者の安否確認　……　38
9.2　要援護者の緊急入所　……　39

第１０節　ボランティア活動

10.1　災害ボランティアの活動環境をめぐる問題　……　40
10.2　災害ボランティアセンターの活動体制を拡充する試み　……　41
10.3　被災者に寄り添う活動　……　42

第１１節　応急危険度判定

11.1　応急危険度判定の実施体制　……　43
11.2　応急危険度判定の実施結果　……　44

第１２節　被災者・被災事業者の再建支援

12.1　住家被害認定　……　45
12.2　り災証明書の発行　……　48
12.3　応急仮設住宅の建設・入居状況　……　50
12.4　被災者生活再建支援法の適用　……　52
12.5　被災者相談所　……　54
12.6　風評被害対策　……　55
12.7　能登半島地震復興プラン「元気のと創生プラン」　……　57
12.8　能登ふるさと住宅　……　59
12.9　災害廃棄物の処理　……　60

第２章　新潟県中越沖地震災害

第１節　震災の概要

1.1　地震の概要 …… 61
1.2　被害の概要 …… 62
1.3　緊急地震速報 …… 64
1.4　災害救助法の適用 …… 66
1.5　災害救助に係る活動記録 …… 67

第２節　災害対策本部の設置・運営

2.1　柏崎市災害対策本部の設置と解散 …… 69
2.2　柏崎市災害対策本部（本部室）のレイアウト …… 70
2.3　柏崎市災害対策本部（本部室）における問い合わせ対応 …… 71
2.4　災害対策本部の運営に関する課題・教訓 …… 72
2.5　新潟県災害対策本部 …… 73
2.6　政府の動き …… 75

第３節　災害情報の収集・伝達・活用

3.1　被害情報の収集 …… 76
3.2　災害対策本部（本部室）における情報管理 …… 77
3.3　マスコミへの情報提供・共有 …… 78
3.4　ＧＩＳの活用 …… 79

第４節　広報活動

4.1　広報紙 …… 80
4.2　ホームページを通じての広報 …… 81
4.3　地域ＦＭによる広報 …… 82
4.4　防災行政無線による広報 …… 83

第５節　消防本部・消防団の活動

5.1　柏崎市消防本部による活動 …… 84
5.2　消防団の活動 …… 85

第６節　災害時医療

6.1　救急搬送状況 …… 86
6.2　被災地内病院での被害と対応 …… 87
6.3　県医療救護班・ＤＭＡＴ等による医療体制 …… 88
6.4　赤十字社による医療支援 …… 89

第７節　応援活動

7.1　緊急消防援助隊の派遣 …… 90

7.2　緊急消防援助隊の受け入れ　…… 91
7.3　警察による広域応援　…… 92
7.4　自衛隊の災害派遣活動　…… 93
7.5　他市町村による応援活動　…… 94

第８節　避難措置および避難所の運営

8.1　避難勧告・指示の状況　…… 95
8.2　避難所の設置状況　…… 96
8.3　避難所の環境整備　…… 97
8.4　エコノミークラス症候群予防　…… 98

第９節　要援護者の支援

9.1　要援護者の安否確認　…… 99
9.2　要援護者の緊急入所　…… 100

第１０節　ボランティア活動

10.1　災害ボランティアセンターの開設と運営
３年前の経験を活かして　…… 101
10.2　被災者支援の多様な形　…… 102

第１１節　応急危険度判定

11.1　応急危険度判定（住宅）の実施体制・実施結果　…… 103
11.2　応急危険度判定（宅地）の実施体制・実施結果　…… 104

第１２節　被災者・被災事業者の再建支援

12.1　住家被害認定　…… 105
12.2　り災証明書の発行　…… 108
12.3　応急仮設住宅の建設・入居状況　…… 110
12.4　被災者生活再建支援法の適用　…… 111
12.5　被災者相談所　…… 112
12.6　こころのケア対策　…… 113
12.7　風評被害対策　…… 114
12.8　災害廃棄物の処理　…… 115
12.9　柏崎市震災復興計画の策定　…… 116
12.10　弁当プロジェクト　…… 117

【トピックス】

1　柏崎市災害時行動調査　……　119
2　応急仮設住宅の設置に関するガイドライン　……　121
3　救援物資の受入れ・仕分け
　　（能登半島地震と新潟県中越沖地震の違い）　……　120

地域防災データ総覧「能登半島地震・新潟県中越沖地震編」
執筆担当者一覧　……　123

地域防災データ総覧「能登半島地震・新潟県中越沖地震編」
索引　……　127

表紙写真（上）：能登半島地震で孤立した輪島市門前町深見地区の住民が定置網漁船で避難している様子（輪島市役所提供）
表紙写真（中）：新潟県中越沖地震における青海川駅付近の土砂災害の様子（（財）消防科学総合センター撮影）
表紙写真（下）：能登半島地震における輪島市門前町内の様子（（財）消防科学総合センター撮影）

第１章　能登半島地震災害

１．１　地震の概要

能登半島地震は、平成 19 年（2007 年）3 月 25 日（日）9 時 41 分頃に、能登半島沖を震源として発生した。地震の規模を示すマグニチュードは 6.9 で、七尾市、輪島市、穴水町の 3 市町で震度 6 強を観測した。※石川県輪島地点の天候は「くもり」

表 1.1.1　能登半島地震の概要

発生日時	平成 19 年 3 月 25 日　9 時 41 分頃		
震源地	能登半島沖（北緯 37 度 13.2 分、東経 136 度 41.1 分、輪島半島剱地沖）		
震源の深さ	約 11ｋｍ		
規模	マグニチュード 6.9		
各地の震度	震度 6 強	石川県	七尾市、輪島市、穴水町
	震度 6 弱	石川県	志賀町、中能登町、能登町
	震度 5 強	石川県	珠洲市
	震度 5 弱	石川県	羽咋市、かほく市、宝達志水町
		富山県	富山市、滑川市、氷見市、小矢部市、射水市、舟橋村
		新潟県	刈羽村
津波	津波注意報　→　11 時 30 分　解除		

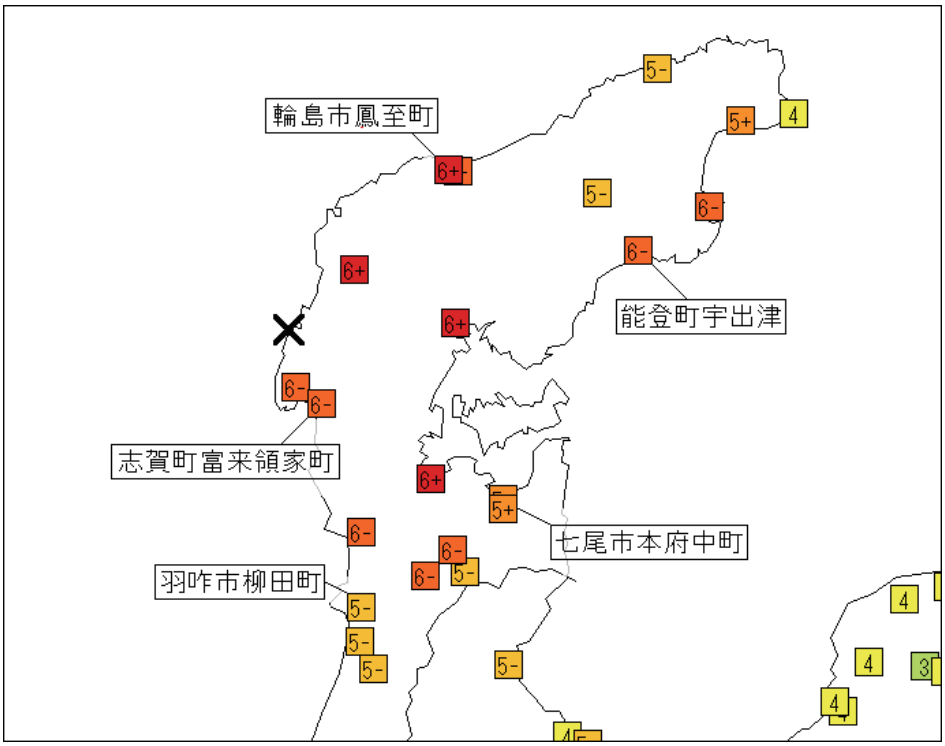

図 1.1.1　能登半島地震震度分布（出典：気象庁ホームページ）

（出典）消防庁：平成 19 年（2007 年）能登半島地震（第 49 報），平成 21 年 1 月 13 日（火）18:00

１．２　被害の概要

能登半島地震による被害状況は、以下のようなものであった。

（１）人的被害
① 死者　1 人
② 負傷者（重傷）　91 人
③ 負傷者（軽傷）　256 人

【人的被害】
石川県輪島市において、52歳女性が自宅敷地内にて灯籠の下敷きになり死亡（平成19年3月25日10時死亡確認）

（２）住家被害
① 全壊　686 棟
② 半壊　1,740 棟
③ 一部破損　26,958 棟

表 1.2.1　能登半島地震の被害状況一覧

都道府県	人的被害					住家被害			火災		
	死者	行方不明	重傷者			全壊	半壊	一部損壊	建物	危険物	その他
				重傷	軽傷						
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	件	件	件
新潟県			4	1	3			3			
富山県			13	1	12						
石川県	1		338	88	250	686	1,740	26,955			
福井県			1	1							
計	1		356	91	265	686	1,740	26,958			

（出典）消防庁：平成 19 年（2007 年）能登半島地震（第 49 報），平成 20 年 1 月 13 日（火）18:00

１．３　緊急地震速報

気象庁では、平成 19 年 3 月 25 日 9 時 41 分頃に発生した能登半島地震に対し、最初の地震波の検知から 3.6 秒後に「石川県能登地方で震度 5 弱以上が予想される」旨の緊急地震速報第 1 報を発信し、先行的に利用している機関に提供した。

この緊急地震速報は、震度 6 強を観測した石川県七尾市、輪島市、穴水町では主要動には間に合わなかったが、震度 6 弱を観測した石川県能登町で主要動が到達する約 5 秒前、震度 5 強を観測した石川県珠洲市では約 7 秒前、震度 5 弱を観測した富山県富山市では約 12 秒前に発信できたことになる。

また、気象庁は緊急地震速報の技術を活用し、最初の地震波の検知から 1 分 37 秒後の 9 時 43 分に石川県に「津波注意」の津波注意報を発表した。

表 1.3.1　緊急地震速報の詳細
（表中の網掛けは 2 点以上の観測点のデータを用いて最も早く提供した情報である）

震源要素等 ＼ 提供時刻等		地震波検知からの経過時間	震源要素				提供から主要動到達までの時間			推定した最大震度
			北緯	東経	深さ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	輪島市	能登町	珠洲市	
地震検知時刻	09時42分04.2秒									
第１報	09時42分07.8秒	3.6 秒	37.3°	135.9°	10 km	7.0	－	5 秒	7 秒	※１
第２報	09時42分09.9秒	5.7 秒	37.2°	136.7°	10 km	6.1	－	2 秒	4 秒	※２
第３報	09時42分11.1秒	6.9 秒	37.2°	136.7°	10 km	6.7	－	－	2 秒	※３
第４報	09時42分13.1秒	8.9 秒	37.2°	136.7°	10 km	6.7	－	－	－	※４
第５報	09時42分15.1秒	10.9秒	37.2°	136.7°	10 km	6.6	－	－	－	※５
第６報	09時42分27.1秒	22.9秒	37.2°	136.7°	10 km	6.9	－	－	－	※６
第７報	09時42分34.1秒	29.9秒	37.2°	136.7°	10 km	7.0	－	－	－	※７
第８報	09時42分42.9秒	38.7秒	37.2°	136.7°	30 km	7.0	－	－	－	※８
第９報	09時42分49.1秒	44.9秒	37.2°	136.5°	10 km	7.1	－	－	－	※９
第10報	09時42分54.9秒	50.7秒	37.3°	136.5°	50 km	7.1	－	－	－	※１０
最終報	09時43分13.2秒	69.0秒	37.3°	136.5°	50 km	7.1	－	－	－	※１０

※１　最大震度5 弱程度以上　　石川県能登
※２　最大震度5 強程度　　石川県能登
※３　最大震度6 弱から6 強程度　石川県能登
　　最大震度5 弱から5 強程度　富山県西部
　　最大震度5 弱程度　　石川県加賀
　　最大震度4 から5 弱程度　富山県東部
※４　最大震度6 弱から6 強程度　石川県能登
　　最大震度5 弱から5 強程度　富山県西部
　　最大震度5 弱程度　　石川県加賀、富山県東部
※５　最大震度6 弱から6 強程度　石川県能登
　　最大震度5 弱程度　　富山県西部、石川県加賀
　　最大震度4 から5 弱程度　富山県東部
※６　最大震度6 弱から6 強程度　石川県能登
　　最大震度5 弱から5 強程度　富山県西部、石川県加賀
　　最大震度5 弱程度　　富山県東部
※７　最大震度6 弱から6 強程度　石川県能登
　　最大震度5 強程度　　富山県西部
　　最大震度5 弱から5 強程度　石川県加賀、富山県東部
　　最大震度4 から5 弱程度　福井県嶺北

※８　最大震度5 強から6 強程度　石川県能登
　　最大震度5 強程度　富山県西部
　　最大震度5 弱から5 強程度　石川県加賀、富山県東部
　　最大震度4 から5 弱程度　新潟県上越、福井県嶺北
※９　最大震度6 弱から6 強程度　石川県能登
　　最大震度5 弱から5 強程度　富山県西部、石川県加賀
　　最大震度5 弱程度　富山県東部、福井県嶺北
※10　最大震度5 強から6 弱程度　石川県能登
　　最大震度5 弱から5 強程度　富山県西部、石川県加賀、富山県東部
　　最大震度5 弱程度　福井県嶺北
　　最大震度4 から5 弱程度　新潟県上越

表 1.3.2　主な地点における緊急地震速報の提供から主要動到達までの時間及び観測された震度

地点名	緊急地震速報の提供から主要動到達までの時間		震度
	第１報	２点以上の観測点データを用いた最初の情報	
石川県輪島市	―	―	6 強
石川県能登町	5 秒	2 秒	6 弱
石川県珠洲市	7 秒	4 秒	5 強

注）時間は、小数点１位以下を切り捨て

（出典）気象庁：災害時地震・津波速報,平成 19 年（2007 年）能登半島地震,気象庁災害時自然現象報告書 2007 年第 1 号（平成 19 年 4 月 20 日）

１．４　災害救助法の適用

能登半島沖を震源とする地震により、石川県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、石川県は 3 市 4 町に対し災害救助法の適用を決定した。

表 1.4.1　災害救助法の適用について（第１報）

災害救助法　適用市町村	法適用日	被害の状態等	備考
七尾市	3 月 25 日	3 月 25 日の地震発生後、余震が続いており、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	
輪島市	〃		
珠洲市	〃		
羽咋郡　志賀町	〃		
鹿島郡　中能登町	〃		
鳳珠郡　穴水町	〃		
鳳珠郡　能登町	〃		

平成 19 年 3 月 25 日(16：30)

（出典）厚生労働省：ホームページ
石川県：ホームページ

２．１　輪島市災害対策本部の設置と解散

輪島市災害対策本部は、地震発生から約 30 分後の 3 月 25 日(日)10 時 10 分に市長(本部長)の指示で設置され、石川県能登半島地震災害対策本部が解散した平成 20 年 6 月 6 日午後 2 時 30 分まで本部体制が執られた。なお、特に被害が集中した門前地区にも、災害対策本部設置と同時に門前現地対策本部が設置された。

写真 2.1.1　輪島市災害対策本部入口

写真 2.1.2　輪島市災害対策本部入口の報道関係者

写真 2.1.3　輪島市災害対策本部室内の様子

(出典)輪島市提供資料

２．２　輪島市災害対策本部(本部室)のレイアウト

輪島市災害対策本部（本部室）は、市庁舎 3 階大会議室（面積　約 163 ㎡）に設置された。輪島市では、災害時を想定し、会議室を災害対策本部に転用することとしており、電話は、IP 回線（15 回線）を備え、停電時対応として発電機 2.4ｋｖ×4 台を室外（本部室外のテラス）に設置していた。震災後の余震（3 月 25 日 18:11 震度 5 弱）のため庁舎内受電設備が損傷し、庁舎が停電した際には、本部室及び防災関係機器の電源確保のため、直ちに手動により発電機を起動し、電源を切り替え対応した。この非常用電源は、庁舎全体の電源をカバーするものではなく、非常時に最低限必要とする電源を確保するものである。過日恒久的非常用電源設備の新設を行った。電話については、ＮＴＴ西日本の災害用臨時電話（6 回線）を、窓から直接引き込み設置してもらった。最終的なレイアウトは、図 2.2.1 のとおりである。

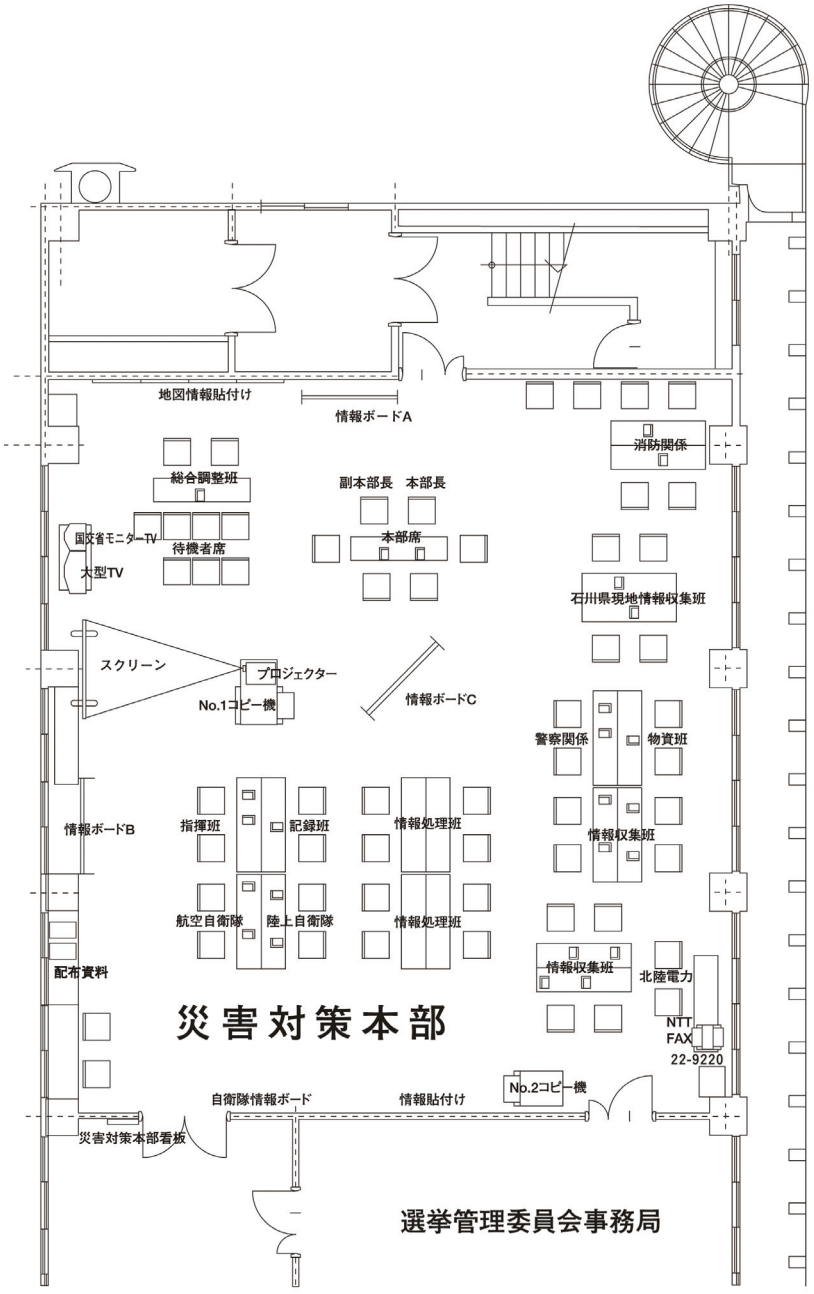

図 2.2.1　輪島市災害対策本部(本部室)のレイアウト

(出典)輪島市提供資料

２．３　輪島市災害対策本部(本部室)における問い合わせ対応

災害対策本部(本部室)には、様々な情報が飛び込んできた。その中で市民からの電話での問い合わせについては、事案ごとに対応を検討して資料を作成し、「能登半島地震災害各種窓口対応資料」としてファイリングの上、情報収集班が中心となり対応した。

表 2.3.1　能登半島地震災害各種窓口対応資料　目次項目

■り災証明について
■応急仮設住宅について
■災害ゴミ関係の処理について
■地震災害特別相談会について
■輪島市災害義援金の受け入れについて
■地震災害復興支援に関する電話法律相談について
■保育所について
■ボランティア関係について
■支援物資について
■入浴について
■交通について
■給水場所について
■避難所について
■上下水道料金について
■災害に罹災した中小企業者に対する融資制度等について
■参考資料

写真 2.3.1　問い合わせ対応のために作成されたファイル

(出典)輪島市提供資料

２．４　災害対策本部員会議の開催状況

災害対策本部設置後、平成 19 年 5 月 2 日まで本部会議は表 2.4.1 のとおり開催された。3 月 28 日からは県現地災害対策本部が輪島市役所内に移設され、情報共有等を図るための県と市との合同会議も 4 月 24 日までに 21 回開催された。

表 2.4.1　災害対策本部会議等の開催状況

月日	時刻	
3 月 25 日	10:30-10:45	第 1 回災害対策本部会議
	22:40-23:55	第 2 回災害対策本部会議
26 日	20:00-21:00	第 3 回災害対策本部会議
27 日	20:00-21:00	第 4 回災害対策本部会議
28 日	18:00-19:00	第 1 回県･市合同災害対策本部会議 ＊　石川県現地災害対策本部が奥能登総合事務所から輪島市役所に移設 ＊　以降　県・市合同災害対策本部会議を 4 月 13 日まで 17 回毎日開催し、その後 4 月 24 日までに計 21 回開催した。石川県現地災害対策本部は 4 月 24 日に撤収（解散）した。
	20:00-21:00	第 5 回災害対策本部会議
5 月 2 日	毎日	毎日災害対策本部会議開催

(出典)輪島市提供資料

２．５　輪島市災害対策本部門前支所における対応

地震直後、被害が集中した門前地区の門前総合支所は、耐震改修されていたものの、書棚やロッカーが倒れ散乱していた。そうした状況の中、3 階会議室に現地災害対策本部が設けられた。

職員も被災しており、初動段階では人員不足に陥った。年度末の地震であり、4 月 1 日付け職員異動の中で門前総合支所への異動の前倒しを行い、また、門前総合支所から本庁異動は凍結することによって人員が確保された。合わせて門前地区の職員は門前地区の避難所の係となるよう要員の調整がなされた。

さらに、3 月 31 日付け退職職員に協力を求め、26 人を 4 月 1 日から 22 日まで避難所運営に当たる臨時職員として雇用することで人員不足が補われた。

写真 2.5.1　門前地区災害対策本部室の様子

(出典)輪島市提供資料

２．６　石川県災害対策本部

発災から約１時間後の 10 時 45 分、災害対策本部の正式な設置に先立ち、関係者間で情報共有の徹底を図り初動体制に万全を期すため、谷本知事はじめ関係部局長、金沢地方気象台、陸上自衛隊等による災害対策本部員等連絡会議を開催した。

地震発災直後、各市町・関係機関との電話回線は輻輳のため繋がりにくい状況であったことから、得られる情報は断片的なものであった。後に被害が大きい地域であると判明する輪島市やその周辺地域の情報については、ほとんど得られていない状態であった。

この会議において、知事は各部局長に対して、被害状況等の確認を急ぐよう指示するとともに、11 時 8 分に自衛隊に対して災害派遣要請を行った。

災害対策本部員等連絡会議の後、被害が甚大かつ広範囲に及んでいることが明らかになったことから、発災 3 時間後の 12 時 30 分、知事は災害対策基本法及び県地域防災計画に基づき、石川県災害対策本部を設置した。

そして、直ちに本部長である知事をはじめ、副本部長の副知事、本部員である知事部局の各部局長、警察本部長、教育長等による第 1 回災害対策本部員会議を開催した。

知事は、本部員会議終了後、直ちに輪島市の被災地に赴き被害の現状を確認した。

25 日(日)21 時 15 分に開催した第 2 回災害対策本部員会議で被災地の状況視察を終えた知事から各本部員に対し、以下の指示等があった。

○　輪島市門前町の被害が甚大である
○　飲料水の確保が重要であり、給水車とトイレの確保に努めることが大事である
○　避難所には、高齢者が多い。避難所生活が長期化すると予想されるので、心のケアも対応が必要となる
○　能登有料道路が随所で崩落により、通行止めになっているが、能登有料道路は能登地区の大動脈であり、能登有料道路の代替となるバイパス道路の検討が必要である

また、これらに対しては、26 日(月)午前 9 時 00 分からの本部員会議で対応方針を報告するよう指示があった。

災害対策本部員会議は、3 月 26 日以降も 4 月 16 日まで毎日開催し、被害状況やその対応等について、情報の共有化を図るとともに、知事の指示を受け初期の応急復旧対策を行った。

表 2.6.1　災害対策本部等設置状況

年　月　日	時　刻	摘　　要
平成 19 年 3 月 25 日	9 時 41 分頃	能登半島地震発生
	12 時 30 分	災害対策本部を設置
		現地災害対策本部を設置（奥能登総合事務所）
平成 19 年 3 月 28 日		現地災害対策本部を輪島市役所に移設
平成 19 年 4 月 24 日	17 時 00 分	現地災害対策本部を解散
平成 20 年 6 月 6 日	14 時 30 分	災害対策本部を解散

表 2.6.2　災害対策本部員会議等開催状況

年　月　日	時　刻	摘　　要
平成 19 年 3 月 25 日	10 時 45 分	災害対策本部連絡員等会議
	12 時 30 分	災害対策本部員会議（第 1 回）
	21 時 15 分	災害対策本部員会議（第 2 回）
平成 19 年 3 月 26 日～4 月 16 日		災害対策本部員会議（第 3 回～27 回）
平成 19 年 4 月 24 日		災害対策本部員会議（第 28 回）

２．７　石川県現地災害対策本部

平成 20 年 3 月 25 日(日) 12 時 30 分、県奥能登総合事務所会議室に現地災害対策本部が設置された。現地災害対策本部では、被災市町で最も被害が甚大な輪島市へアルファ米や飲料水などの備蓄物資の輸送等を行ったほか、地震発生当日、溝手防災担当大臣をはじめとする政府現地調査団の視察箇所や順路の選定、陳情等について、輪島市など被災市町災害対策本部と調整にあたった。

地震発生直後から、管内被災市町とは衛星災害電話により通信手段を確保するとともに、管内各市町へ県職員を派遣し、情報収集につとめた。特に輪島市や政府現地連絡対策室と県災害対策本部との連絡調整員として 3 月 26 日と 27 日の両日も輪島市災害対策本部に詰めた。

地震発生から 3 日後の 28 日に、国、県、被災市町がより一層の連携を図り、現地の課題を共有し的確に対応するため、知事の指示により県現地災害対策本部を県奥能登総合事務所から輪島市役所に移設して、職員が 24 時間常駐する体制とした。

以後、内閣府、厚生労働省、北陸地方整備局、北陸農政局など、政府現地連絡室のメンバーや被災した輪島市、穴水町との合同会議を 1 ヶ月間、延べ 21 回にわたって開催した。会議の模様は中央省庁や衆参両院へ生中継された。

この合同会議では、被災市町が直面している課題について、国、県がどのように対応できるかが同じテーブルで話し合われ、可能なものから即時に対策が実施された。県からは、健康福祉部、土木部、農林水産部、警察本部などの各分野が出席し、被災市町からの要望等に専門的立場から対応した。

表 2.7.1　災害救助法適用市町（3 市 4 町）における災害対策本部等設置状況

市　町	災害対策本部	
	設置年月日	解散年月日
石川県(現地)	**平成 19 年 3 月 25 日**	**平成 19 年 4 月 24 日**
七尾市	〃	平成 20 年 6 月 6 日
輪島市	〃	〃
珠洲市	〃	平成 19 年 4 月 25 日
志賀町	〃	平成 19 年 5 月 7 日
中能登町	〃	平成 19 年 4 月 27 日
穴水町	〃	平成 20 年 6 月 6 日
能登町	〃	平成 19 年 4 月 25 日

２．８　政府の動き

政府は、地震発生から 19 分後、首相官邸に官邸対策室を設置し、関係省庁の局長級による緊急参集チームを招集。その場で「被害状況の確認と住民の安全確保に万全を期すように」との総理指示を受け、被災者の救出・救助活動に全力を尽くす、県や市町村との連絡調整や情報収集を密接に行い、被害情報の収集に全力を挙げる− などを協議確認事項としてまとめた。午前 11 時 8 分には、石川県知事から自衛隊への災害派遣要請が行われた。

午前 11 時半、官房長官が首相官邸で記者会見を行い、緊急参集チームの活動状況や、内閣府防災担当企画官を長とする政府の合同情報先遣チームと溝手顕正防災担当大臣の現地派遣などについて発表した。溝手顕正防災担当相は、午後 2 時半に政府調査団団長として自衛隊輸送機で現地に向った。同行した内閣府、厚労省、国交省、総務省消防庁や、北陸農政局や北陸地方整備局の担当者は、直ちに輪島市役所に政府の連絡対策室を設置した。

地元自治体の庁舎に連絡対策室を設置したことは、2006 年 3 月に出された「大規模災害発生時における国の被災地応急支援のあり方検討会」の報告書で、政府が現地対策本部や現地支援対策室等の現地組織を被災地に立ち上げる意義を確認していたことが実現した形だ。

午後５時から、内閣府（防災）で関係省庁連絡会議が開催され、被害状況や各省庁の対応状況についての情報を共有して今後の対応を確認。翌日の会議には現地から帰った溝手防災担当相も出席し、30 日には応急仮設住宅の供給や被災者の生活支援、ライフラインの早期復旧、観光の早期再開や伝統的工芸品産業への支援など、被災地の早期復旧・復興に向けて全力に取り組むことを申し合わせた。

この間、次項で紹介する県・市合同会議に現地連絡対策室メンバーらが参加。会議の中で、復旧を進めるに当たって災害調査業務の負荷が過大であるとの問題意識が共有され、国交省の北陸地方整備局や北陸農政局による調査支援が行われ、その後実現したＴＥＣ− ＦＯＲＣＥの活動のひな形になった。

4 月 20 日には、輪島市など 6 市町に激甚災害の早期指定が行われると共に、被災者生活再建支援法による支援を開始。同日と 6 月 19 日には、復旧・復興対策関係省庁局長会議を開催し、地震復興と中小企業の復興支援に基金の設立や能登有料道路の本格復旧支援など、本格的な復興のための主な支援措置を確認した。

写真 2.8.1　3 月 25 日内閣府関係省庁連絡会議

写真 2.8.2　3 月 29 日輪島市役所 3 階、政府の現地連絡対策室（撮影：蓮本浩介氏）

２．９　県市合同会議

3月28日に県が現地対策本部を輪島市役所に移設したことで、県と市それぞれの会議とは別に、県市合同会議が開催されることになった。

この会議は、県の現地災害対策本部長（山岸副知事）が議長を務め、梶文秋輪島市長と石川宣雄穴水町長(4 回目から)が参加している。市や町、県の各セクションや県警、関係省庁がそれぞれ実施事項と課題を報告し、主に市町から要望事項を上げていた。それに対しては「県としてできる限りの対応をしたいので、何なりと」(第2回会議での県現地対策副本部長)という姿勢で行われ、要望事項はその場で関係部署に確認して実施を指示し、「即日に対応方針を決めてすぐにやっていく」(第17回会議で県現地対策本部長)やり方で進められた。

コの字型に並べた机の中央にはテレビ会議システムが置かれ、20人程度でいっぱいの会議室に、多いときは60～70人が入った。石川県では、以前から災害対策の会議を公開していたため、合同会議もそのまま公開され、記者がその場でメモを取っていた。一方で、地震以前から輪島市では、災害対策本部を開設する図上訓練なども実施しており、「訓練をやっておいたのはすごく効果があった」(梶文秋輪島市長)ことも、全体のスキームをスムーズにした。

会議は、4 月 24 日までの間、計 21 回開かれた。地元の行政関係者だけではなく、中越地震の被災自治体や大学研究者、ボランティアセンタースタッフなどがオブザーバー参加し、発言する機会を与えられているのもユニークである。国の諸機関も参加していたが、主催は県で、被災市町が要望を述べるという型式になっており、関係者が比較的フラットな立場で発言をしやすかったといえる。

最後の合同会議で、石川宣雄穴水町長が「会議の参加で情報不足が解消され、国や県職員から直接指導を受けられて、大変スムーズにできた。住民に特別な不安を与えることなく、納得してもらえることができた」と語り、内閣府側も「合同会議方式は、国から見ても非常にうまくいったと思う。現地の情報共有ができ、何が問題なのかよく把握できた。ほぼ狙い通りの効果が上がった」と発言している。

写真 2.9.1　県市合同会議の様子（3 月 29 日）と発言する梶輪島市長（輪島市役所）

写真 2.9.2　中央に写っているのがテレビ会議システム
（3 月 29 日：輪島市役所）

３．１　被害情報の収集･伝達

被害情報は下記のようにさまざまなルートから本部室に入った。

- 参集職員が参集する間に収集し、「被災情報収集カード」に記載し本部に提出するもの
- 地区区長、町内会長から電話等によりもたらされるもの
- 避難所において、職員が被災者から聞き取りしたもの
- 自衛隊の偵察、警察消防などの調査によるもの

関係機関への情報伝達は、ファックス、電話により行われた。特に、石川県災害対策本部へは、県の総合防災システムを通じて伝達された。

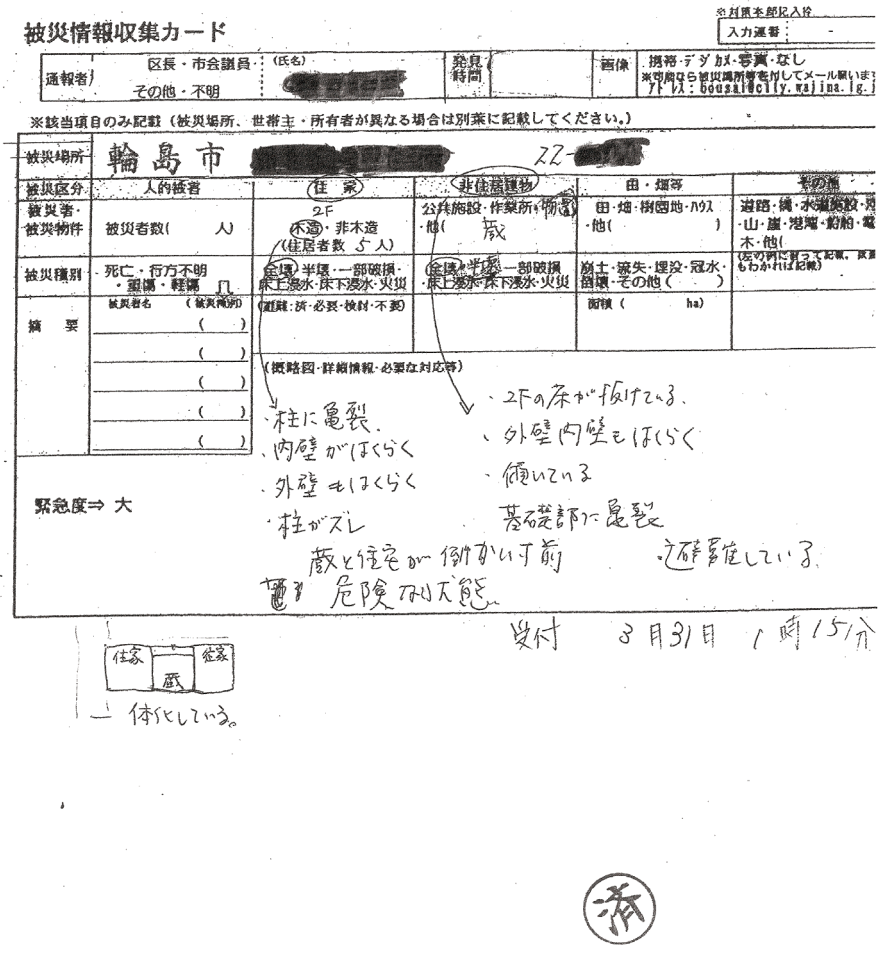

図 3.1.1　被災情報収集カード様式

(出典)輪島市提供資料

３．２　マスコミへの情報提供・共有

マスコミへの情報提供は、政府では気象庁の地震についての記者会見や、官房長官による緊急参集チームの解散後の記者会見が地震発生から２時間以内で開催され、関係省庁でも随時、会見や資料配付がなされた。災害時における官邸の危機管理センターは非公開だが、内閣府の関係省庁連絡会議は、冒頭の撮影が可能になっている。

一方、石川県は災害対策の会議を公開した。これは、北朝鮮のミサイル発射情報によって開催した会議などのころからの通例で、県庁での災対本部会議では、知事が部局長に対して「もっと柔軟な対応をしろ」などと厳しく指摘する場面まで公開された。また、28 日から輪島市役所で始まった県が主催の県・市合同会議も公開された。

県・市合同会議は、衛星中継のテレビ会議システムを使って、首相官邸や霞が関の各省庁、県庁にも中継されていた。現地で公開されていたため、内閣府の会議室でマスコミにも公開されていた。行政や企業の防災の実務者向けメディアである時事通信の「防災リスクマネジメントＷｅｂ」では、毎日、会議の詳報を報道[1)]しており、パソコンの画面を見続けていられない関係省庁の担当者や災害対策の専門家たちからは、「現場の自治体の対応状況がここまで即時的に分かったことはない」などという声が聞かれた。

輪島市は、本庁と門前支所の災害対策本部や本部員会議は非公開（写真）だったが、定期的な情報提供を報道控え室で行っていた。輪島市門前支所には、自衛隊出身の危機管理部門の責任者を派遣して対応したため、情報提供なども含めた混乱は最小限で済んだという。発災直後には輪島市役所前を中継車が占拠したが、数日後には道路をはさんだ別の駐車場への移動が行われた。また、取材が輪島市に集中したこともあり、穴水町や七尾市は災害対策本部室の出入りは自由で、本部員会議も公開していた。

自治体から住民への直接の情報提供では、輪島市で観光案内に使われていた携帯向けサイトを被災後に切り替えて住民向けの情報提供を行っており、被災直後はある程度、ホームページなどでも情報提供が行われていた。

輪島市や穴水町などの被災が激しかった地域では、コミュニティＦＭやケーブルテレビといった地域密着型のメディアがなく、既存メディアが住民の生活再建支援に役立つ情報提供を継続的に行う事例は見られなかった。

写真 3.2.1（左）　輪島市役所の災対本部出入口（3 月 26 日、撮影：消防科学総合センター）
写真 3.2.2（中）　輪島市役所での記者会見の様子（3 月 26 日、撮影：消防科学総合センター）
写真 3.2.3（右）　輪島市門前支所の災害対策本部入口（4 月 18 日、撮影：蓮本浩介氏）

（出典）1）防災リスクマネジメントＷｅｂで報道された県市合同会議の会議記録

３．３　地震災害対策広報の発行

輪島市においては、地震後「地震災害対策広報」と名付けた広報紙が特別号も含めて 8 回発行され、市民への周知が図られた。各号の主な掲載項目は表 3.3.1 のとおりである。

表 3.3.1　地震災害対策広報の主な掲載項目

	発行日	大見出し	掲載項目
第 1 号	平成 19 年 4 月 2 日	り災証明と支援策(速報)	□ 市長からのメッセージ □ 被害状況 □ 経過報告 □ 地震被災後の建築物の判定（応急危険度判定とり災証明のための被災家屋の被害程度調査との違い・便乗詐欺への注意） □ り災証明発行までの流れ □ 応急仮設住宅への入居希望調査 □ 地震被害者支援内容(速報)
第 2 号	平成 19 年 4 月 12 日	応急仮設住宅の正式な入居申し込みが始まります	□ 申し込み方法 □ 申込書様式
第 3 号	平成 19 年 4 月 16 日	被災者生活再建支援窓口を開設します	□ 窓口で取り扱う支援制度 □ 支援制度の適用早見表 □ 支援窓口について □ 被災者生活再建支援窓口で取り扱う支援制度一覧
第 4 号	平成 19 年 5 月 1 日	能登半島地震義援金の配分について	□ 配分についての解説 □ 配分申請書様式
第 5 号	平成 19 年 5 月 18 日	市税等の減免について	□ 固定資産税・都市計画税 □ 個人市民税 □ 国民健康保険税 □ 介護保険料　等 □ 住宅の応急修理制度
特別号	平成 19 年 6 月 7 日	被災者支援に関する支援制度等のお知らせ	□ 経済･生活面の支援 □ 住まいの確保・再建のための支援 □ 中小企業･自営業への支援
特別号	平成 19 年 11 月 1 日	能登半島地震復興基金メニューのご案内	□ 被災者の住宅再建支援に関するもの □ 地域コミュニティの機能回復に関するもの □ 農林漁業者の支援に関するもの　等
特別号	平成 20 年 2 月 1 日	能登半島地震被災者支援制度等のお知らせ	□ 国の被災者生活再建支援制度について(制度改正の概要等) □ 市と県の被災者生活再建支援制度について □ 支援金の交付・申請手続きについて □ 支援金の申請期日について □ 支援金一覧表　等

(出典)輪島市提供資料

４．１　奥能登広域圏事務組合消防本部の活動状況

平成19年3月25日9時41分に発生した能登半島地震の消防本部及び管内所属の活動状況について列記する。

発災と同時に本部車両による情報収集並びに各所属から刻々変化する被害状況の報告を受ける中、10時35分に消防本部災害対策本部を設置、緊急消防援助隊派遣要請を受け受援体制を取るため受入れ準備を開始する。

また、消防団との連携を図り門前地区の倒壊家屋並びに地滑り等の危険防止作業及び警戒にあたるため、29日12時35分に門前分署に消防現地災害対策本部を設置する。

発災から1週間の管内所属の活動内容は次のとおりである。

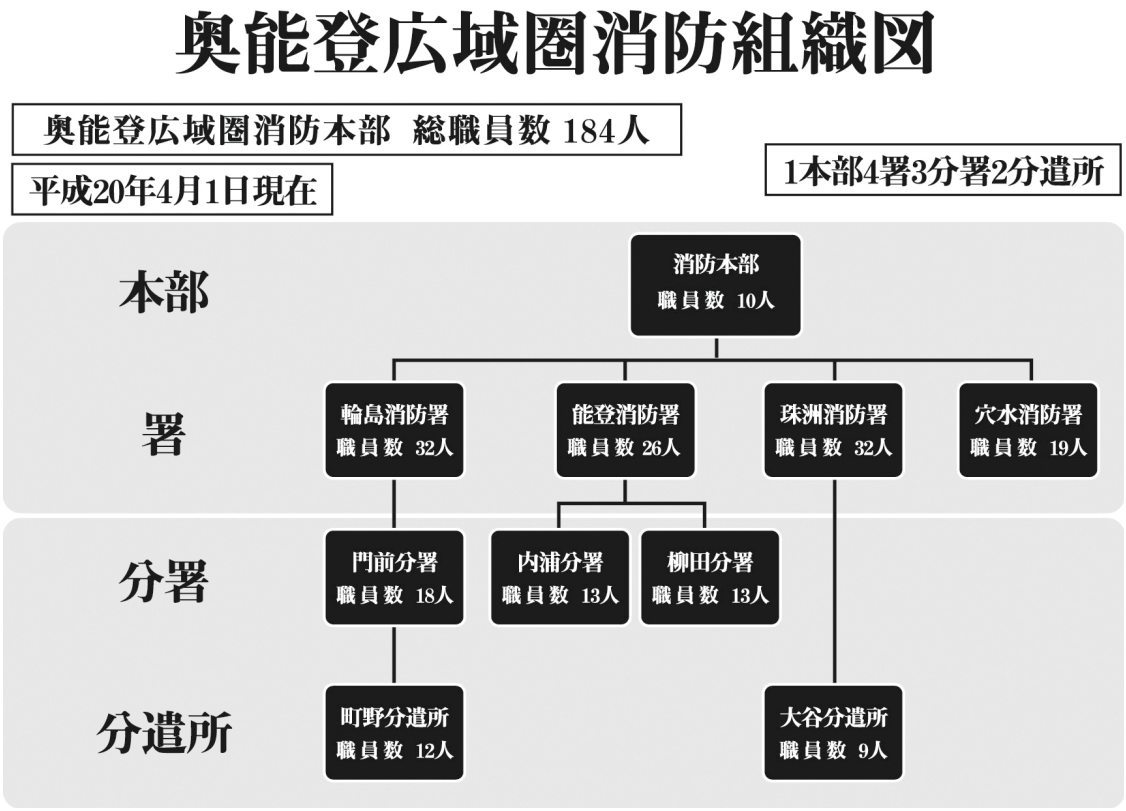

図4.1.1　奥能登広域消防組織図

○　輪島消防署・門前分署・町野分遣所

① 救急活動（防災ヘリによる転院搬送に伴う防災ヘリ誘導を含む）
② 救助活動
③ ガス漏れ・危険物調査及び危険物除去作業［緊急消防援助隊も活動］
④ 緊急消防援助隊の誘導
⑤ 倒壊家屋の調査活動
⑥ 倒壊家屋等のブレーカー切断確認調査
⑦ 被災地域の巡回、検索警戒活動［緊急消防援助隊も活動］
⑧ 輪島市災害対策本部出向
⑨ 海面調査
⑩ 貯水槽への給水活動
⑪ 警防調査
⑫ 消防無線前進基地局調査及び破損改修

⑬ 危険物施設及び防火対象物特別査察

○　珠洲消防署・大谷分遣所

① 被害状況の確認・情報収集
② 警戒出動及び検索活動
③ 緊急消防援助隊の誘導（輪島管内）
④ 珠洲市災害対策本部出向
⑤ 市内全域消防水利点検
⑥ 危険物施設及び防火対象物特別査察
⑦ 宿泊施設の特別査察

○　穴水分署（平成２０年４月から穴水消防署）

① 救助活動
② 緊急消防援助隊の誘導（輪島管内）
③ 危険物除去作業
④ 倒壊家屋の調査活動及び警戒区域の設定
⑤ 被害状況調査及び広報・警戒活動
⑥ 被害状況の確認及び水利点検
⑦ テント設営

○　能登消防署・内浦分署・柳田分署

① 救急活動
② 危険物除去作業
③ 被害状況の確認及び水利点検
④ 緊急消防援助隊の誘導（輪島管内）
⑤ 被災家屋のブルーシート張り
⑥ 海面調査
⑦ 地盤ひび割れ箇所確認作業

４．２　消防団の活動

輪島市では、地震発生後、消防団が分団単位で表 4.2.1 の応急対応に当たった。

今回の地震では倒壊家屋が多数発生したものの、救助活動には至らずことなきを得たが、今後、要救助者が多数発生した場合を想定すると、消防職団員で十分な対応がとれるよう重機の借用等に関する検討が必要と指摘されている。

表 4.2.1　輪島市消防団の主な活動内容

①	巡回及び警戒(分団ポンプ車)
②	倒壊家屋の逃げ遅れ及び行方不明者の検索調査
③	倒壊家屋及び危険家屋等の警戒テープ張り(立入禁止)
④	緊急消防援助隊と合同での集落検索(全戸)
⑤	土砂崩落現場でのブルーシート張り、土嚢詰め
⑥	破損住宅の屋根のブルーシート張り、土嚢詰め

(出典)輪島市提供資料

５．１　救急搬送・救急車等の活動状況

平成19年3月25日9時41分に発生した能登半島地震の救急出動状況について列記する。

奥能登広域圏管内の救急出動件数は、発災当日（0時00分～24時00分）は29件で、うち地震に関連したものは17件、また、発災から1週間の件数は100件、うち地震に関連したものは32件であった。

その中で、発災後2週間の輪島市内で出動した救急件数及び程度別負傷原因を表で示す。

表5.1.1　発生件数及び搬送人員

（件、人）

発 生 日	3/25	26	27	28	29	30	31	4/1	2	3	4	5	6	7	計
発生件数	16	4	—	7	2	2	—	4	3	—	4	5	2	—	49
搬送人員	14	3	—	7	2	2	—	4	3	—	4	5	2	—	46
不 搬 送	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4

表5.1.2　負傷原因・程度別搬送人員

（件、人）

		件　数	搬送人員	軽　症	中等症	重　症	死　亡
家具等の転倒	タンス	1	1		1		
	その他	1	1	1			
家屋倒壊の下敷き		4	4	1	1	2	
転倒・飛び降り等		3	3	1	2		
避難所からの搬送		24	24	3	20	1	
その他		12	13	9	2	2	
小　計		45	46	15	26	5	
不搬送	他車で搬送	1					
	緊急性なし	2					
	傷病者なし	1					
	小　計	4					
合　計		49 件	46 人	15 人	26 人	5 人	

地震直後、救急要請が殺到したが、指令員の判断で重傷者と思われる事案の緊急出動を優先し、軽症と思われる事案については、近くの病院を紹介し自力対応させた。

さらに、輪島消防署では予備車に救急隊1隊を臨時に編成した。

また、門前分署では、高規格救急車1台と予備車１台では対応できず、石川県消防広域応援隊に出動要請し、門前分署員１名が同乗して25日4件、26日1件対応した。

また、管内救急車による透析患者・難病患者の搬送については、透析患者の搬送要請が門前町で1件あったが、救急車到着時緊急性がなく不搬送となった。

写真5.1.1　救急搬送の様子（１）

写真5.1.2　救急搬送の様子（２）

なお、市立輪島病院と穴水総合病院の透析患者約100人が、発災の翌日、石川県内12の医療機関に振り分けられて病院の車両等で搬送された。

これは、断水により水が不足、人口透析には多量の水を必要とするため、受水槽に給水車による補充も追いつかない状態であった。

５．２　被災地内病院での対応

輪島市内の病院の被害状況等の概要と診療状況は以下のとおりである。

（１）病院概要

施設名：市立輪島病院（平成 8 年 3 月移転新築）
住　所：輪島市山岸町は 1 番地 1
病床数：199 床（一般 146 床、療養 49 床、感染症 4 床）
被　害：カルテ庫破損などあったが、診療に直接影響ある被害なし

＜被害の概要＞

・施　設
　医事室 カルテ庫破損(7,831 千円)､別棟車庫 レントゲンフィルム庫破損(1,365 千円)、病院入口 風除室床タイルの隆起（420 千円）、合併処理浄化槽 センターウェル破損（734 千円）、防火水槽 破損による水漏れ（485 千円）　計　10,835 千円
・医療機器
　マンモグラフィー、自動血球計数装置破損、自動分注装置等 2,095 千円
・診療上の問題　断水　25 日から 27 日午前 9 時まで
　病院受水槽の容量 110ｔ
　給水車（航空自衛隊、応援自治体など）により水道配水池から病院までピストン輸送を実施

（２）震災に関する診療の状況

＜3 月 25 日（日）＞
地震関連の外来患者 74 人　トリアージ訓練の成果があった。
内訳　死亡 1 人（女性　自宅庭の灯籠の下敷きよる。）
ヘリ搬送 1 人　石川県消防防災ヘリコプターで金沢大学医学部付属病院に搬送
入院 11 人
15：54　日赤病院よりドクター1 人、看護士 3 人、ほか 2 人到着、病院にて待機

＜3 月 26 日（月）＞
透析患者を 30 人県立中央病院へ搬送。
透析を 2 クール実施したが、多量の水を必要とし、給水車によるピストン輸送では間に合わないため、当院での透析治療の継続は困難と判断した。

＜3 月 27 日（火）＞
ヘリ搬送 1 人　石川県消防防災ヘリコプターで七尾恵金沢大学医学部付属病院に搬送
透析患者 48 人を、浅野川 10 人・金沢市立 3 人・金大附属 2 人・済生会 2 人・金沢西 2 人・医科大 10 人・社会保険病院 10 人へ搬送、向病院へ 9 人通院
3 月 28 日までの地震関連外来患者数　延 125 人

＜4 月 2 日（月）＞
避難所でノロウィルス疑いの患者が発生。医薬品等を避難所医師に提供し、治療をお願いした。

＜4 月 4 日（水）～5 日（金）＞
当院での透析治療を再開し、透析患者を迎えに行った。

（出典）輪島市提供資料

５．３　県医療救護班による医療体制

（１）医療救護活動の実績

震災直後にもかかわらず、地元医療機関の診療活動に支障がなかったことから、平成 19 年 3 月 25 日(日)～27 日(火)の 16 時までに、被災地の病院において、274 人の外来患者を受け入れた。

また、発災当日より、日本赤十字社や県立中央病院をはじめとして、県内外の病院の医師・看護師等が現地入りし、医療救護活動を実施した。

3 月 26 日(月)には輪島市門前総合支所において、輪島市災害対策本部職員、地元医師会、現地入りしていた県内外の病院関係者及び県職員が協議し、救護所の設置や避難住民に対する巡回診療を決定し、4 月 27 日(金)まで医療救護活動を実施した。

（２）実施した医療救護活動の全体の概要

①　救護所と避難所での医療救護活動

ⅰ）活動内容

・救護所 3 ヵ所を設置（門前会館、阿岸公民館、門前西小学校）し、避難住民に対する医療救護活動を実施した。救護所のない避難所では、巡回診療を実施した。

ⅱ）医療救護活動実施医療機関

・救護所 2 ヵ所（2 チーム）は東海北陸ブロックの日本赤十字社各病院のローテーションで実施した。救護所１ヵ所と巡回診療（2 チーム）は県内の医療機関のローテーションで実施した。

救護所活動：石川県立中央病院、金沢大学医学部附属病院、金沢医科大学病院、国立病院機構金沢医療センター、金沢市立病院

巡回診療活動：県内公立病院

参加延べ医療機関数：101 医療機関

取扱延べ患者数

3 月 26 日から 4 月 27 日までの間	
救　護　所	延べ 889 人
避　難　所	延べ 426 人（巡回診療）
計	1,315 人

ⅲ）救護所及び巡回診療の状況

３月 26 日(月)　救護所 3 ヵ所の設置及び巡回診療の実施の決定

４月 13 日(金)　阿岸公民館の救護所を取りやめ

４月 17 日(火)　門前会館の救護所を取りやめ

４月 21 日(土)　巡回診療班を撤収し、救護所の医療救護チームが巡回診療も兼ねる。

４月 27 日(金)　最後に残ったビュー・サンセットの救護所を取りやめ

②　消防防災ヘリの活用

県では、地元医療機関が対応できない患者の搬送に備え、消防防災ヘリ「はくさん」を、毎日、小松空港から能登空港へ派遣した。

1	派 遣 期 間	3 月 31 日～4 月 24 日
2	搬送患者数	4 人（うち新生児 1 人）
3	搬　送　先	石川県立中央病院、公立能登総合病院、恵寿総合病院、金沢循環器病院　各１人搬送

（３）今後検討すべき課題

能登半島地震においては、震災直後から被災地の災害拠点病院が概ね診療機能を維持し、被災者の受入を行ったところであるが、今後甚大な人的被害をもたらす災害が発生した場合、適切な医療を確保するためにも、災害医療派遣チーム（ＤＭＡＴ）の運用について綿密に整理する必要がある。

６．１　緊急消防援助隊の派遣

消防庁では、能登半島地震の発生と同時に消防庁長官を本部長とする「消防庁災害対策本部」を設置、全職員が参集し被害状況等の情報収集活動を開始した。

同日、10時15分に石川県知事から消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣要請を受け、同時刻、京都府に対し、さらに10時45分には福井県、滋賀県、富山県に、その後も東京都、大阪府、兵庫県に対して緊急消防援助隊の出動を求めるとともに、石川県等と緊急消防援助隊の受入れ体制等についての調整を開始し、1都2府4県から緊急消防援助隊87隊349人が出動し、相互に連携した活動が行われた。

また、上記に加え、金沢市消防局を中心とした石川県内広域消防応援部隊14隊53人が活動し、被害状況等の情報収集及び救急活動等を実施した。

緊急消防援助隊については、平成16年新潟県中越地震災害以来の大規模な出動となり、平成18年3月に運航を開始した消防庁ヘリコプターが初めて災害出動することとなった。

緊急消防援助隊は、福井県隊が同日13時20分に能登有料道路の高松ＳＡに到着、以後、富山県隊、滋賀県隊も集結を完了した。その後緊急消防援助隊の活動拠点を輪島市の門前地区としたことから、各部隊は同地区に進出、地元の奥能登消防及び県内応援隊と合流し、被害状況の情報収集活動等を実施した。翌日早朝から門前地区において倒壊家屋等の検索活動を再開、各消防部隊及び消防団等と連携した活動を実施し、2日間の活動を終了した。

表6.1.1　能登半島地震における各都府県の緊急消防援助隊出動状況（2日間の延数）

措置要求時間	応援都府県	航空部隊	指揮支援隊	都道府県指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	その他特殊部隊等	後方支援隊	部隊数計	出動人員計
10:15	京都府	1	2							3隊	14名
10:45	滋賀県			2	8	5	8	2	7	32隊	124名
10:45	福井県			1	5	4	3		2	15隊	65名
10:45	富山県	1		1	12	4	10		4	32隊	127名
10:55	大阪府	1	1							2隊	8名
10:55	東京都	1	1							2隊	6名
12:00	兵庫県	1								1隊	5名
合計		5隊	4隊	4隊	25隊	13隊	21隊	2隊	13隊	87隊	349名

６．２　緊急消防援助隊の要請および受け入れ

写真6.2.1　緊急消防援助隊の活動状況（１）：穴水町

穏やかな初春の日曜日の朝、能登半島が突然、衝撃音と共に大地が大きく揺れ動いた。

平成19年3月25日（日）午前9時41分に発生した能登半島地震は、死者1名、重軽傷者356名、住家全壊686棟、住家半壊・一部破損28,698棟（平成20年12月25日現在）という未曾有の被害をもたらした。

石川県は長い間、直下型地震とは縁のない土地と言われていて、今回の地震は地元住民の根幹をも揺るがすものとなり、更に、その前後を挟み数年の間に発生した新潟県中越地震・中越沖地震を見るように、同じ地域に2回発生しないというジンクスさえも根底から崩れ去った。

日本列島は、いつ・どこで大地震が発生しても不思議ではないことが、新潟・石川県での3回の地震で改めて実証された。

阪神・淡路大震災から13年、その教訓を踏まえ創設された緊急消防援助隊（以下「緊援隊」という。）は、新潟中越沖地震を含め過去10回の出動件数を数えている。

奥能登広域圏事務組合消防本部からは、過去2回緊援隊として派遣しているが、要請は想定外であった。

当日、午前10時10分に輪島市災害対策本部が設置、まもなく同刻15分、県知事から消防庁へ緊援隊要請、石川県隊を含めた各都府県隊の大集団が夕刻までに、赤色灯を点滅させ次々と輪島市に集結した。輪島市文化会館前駐車場に集結した滋賀県隊は翌日早朝に被害が集中している門前地区に移動。

また、門前地区に25日午後集結した石川県消防広域応援隊は、到着と同時に門前分署員と救急隊等を臨時編成し、殺到する救急要請、ガス漏れ警戒、倒壊家屋危険調査等の任務に当たった。

26日早朝、輪島地区から到着した滋賀県隊と昨日門前地区に到着した富山・福井県緊援隊並びに石川県消防広域応援隊が門前分署前駐車場に集結、地元消防団員の案内で門前地区各集落の検索活動に出動する。

写真6.2.2　緊急消防援助隊の活動状況（２）：穴水町

また、東京消防庁・京都府隊・大阪府隊ヘリが上空から情報収集活動を実施、被害状況を調査した。

午前9時42分に検索活動終了、同11時50分に門前町簡易グランドで緊援隊の解隊式を行い帰路につく。

当初、当消防本部では緊援隊の派遣が決定し受け入れに際し、能登地区への幹線である能登有料道路及び志賀町（旧富来町）の国道249号線が通行止めとなる。残る七尾市側の国道249号線のみが通行可能で、緊援隊の到着が渋滞等で遅れることも予想に入れ、奥能登の玄関口である穴水町で消防本部誘導班が待機し到着を待ち、穴水町役場駐車場から輪島地区、門前地区の二手に分

かれ緊援隊を誘導しながら、被災地輪島市に入った。

表6.2.1　能登半島地震災害時の119番等の受信状況

	119	携帯119指揮隊	警察電話	一般電話	その他	計
輪島	8	36		30	1	75
門前	5			4	2	11
町野				1	1	2
珠洲	9			7		16
能登	2		1	8		11
内浦	2					2
柳田	3				1	4
穴水	4			4	2	10
合計	33	36	1	54	7	131

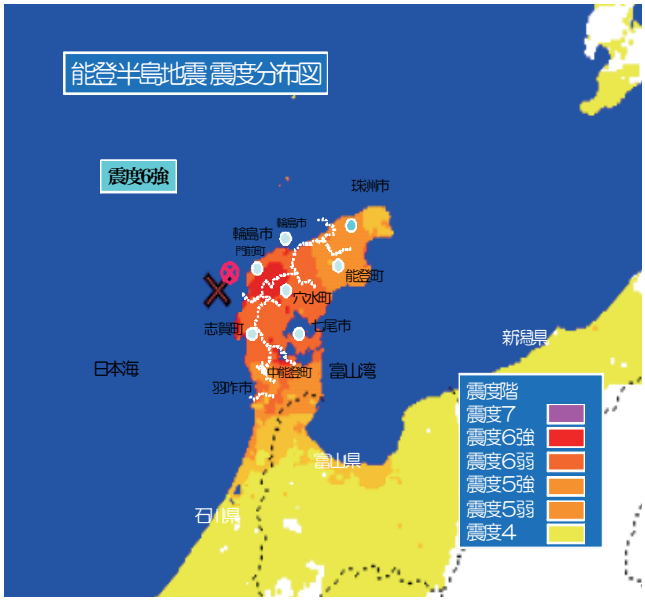

図6.2.1　能登半島地震分布図

今回の地震では、緊援隊の被災地活動は2日間であったが、数日間の活動に及ぶ場合に緊援隊に最高レベルの活動を期待するには、受け入れ側もそれに見合った受援体制が必要だが、被災地消防本部にその余裕がなかったのが現状である。

その点で、奇跡的に住宅火災及び住宅倒壊・斜面崩壊による死者の発生はなかったが、今後、緊援隊受け入れ時には、これらのことを鑑み様々な災害様相を想定した受援体制と平行に迅速な消防活動がミックスできることが必要かつ検討課題である。

写真6.2.3　緊急消防援助隊の活動状況（３）：穴水町

６．３　警察による広域応援

（１）石川県警察の活動

石川県警察では、3 月 25 日午前 9 時 45 分、警察本部に警察本部長を長とする「石川県警察総合警備本部」を設置したほか、県下全警察署に警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置して、警察本部長以下最大で 1 日約 1,100 人体制で初動措置に当たった。

現地における活動としては、3 月 25 日から 5 月 6 日までの間に機動隊、交通部隊、航空隊、被災者支援隊等延べ約 3,000 人の警察職員を輪島市、穴水町等に派遣し、以下の災害警備活動を実施した。

○　被災情報の収集
○　被災者の捜索、救出救助活動
○　被災者の心のケア、要望把握活動
○　犯罪発生防止のための地域安全情報の提供、
　パトロール活動　等

写真 6.3.1　輪島市門前町道下
（平成 19 年 3 月 26 日）

（２）広域応援

石川県公安委員会の援助の要求に基づき、次のとおり広域応援が行われた。

①　広域緊急援助隊

警察庁は 3 月 25 日午前 11 時 15 分、愛知県警察、岐阜県警察、福井県警察及び新潟県警察の警察広域緊急援助隊（約 400 人）に対して、石川県への派遣を指示。

同日、福井県警察広域緊急援助隊は輪島市に、岐阜県警察広域緊急援助隊は穴水町に入り、3 月 27 日までの間、被災情報の収集、捜索活動等を実施した。

※　愛知県及び新潟県警察広域緊急援助隊の派遣要請は、25 日午後 6 時 15 分に解除

②　航空隊

福井県警察航空隊ヘリ「くずりゅう」、京都府警察航空隊ヘリ「へいあん」（3 月 25 日、26 日）及び愛知県警察航空隊ヘリ「あさやけ 2 号」（4 月 2 日～5 日）が、上空から被災状況の情報収集に当たり、ヘリテレ映像を石川県警察総合警備本部、警察庁、官邸等へ送信した。

③　機動警察通信隊

中部管区機動警察通信隊（3 月 25 日～27 日）、富山県、福井県及び新潟県機動警察通信隊（3 月 25 日、26 日）が、警察署警備本部における情報通信機器の設置や衛星通信車による被災状況の映像送信等に当たった。

６．４　自衛隊の災害派遣活動

能登半島地震では、3 月 25 日 11 時 08 分に石川県知事から自衛隊の災害派遣要請が行われた。それに基づき、3 月 25 日以降、給水・給食支援、入浴支援等を行い、4 月 8 日の撤収要請に基づき撤収した。派遣された人員と機材は、延べ数で人員が約 2,730 名、車両が約 1,050 両（水トレーラーを含む)、航空機約 60 機であった。

また、派遣規模としては以下のとおり。

- 人員：2,137 人
- 給食支援：38,709 食
- 給水支援：195.7 t
- 入浴支援：2,076 人
- 毛布の貸与：820 枚
- 屋根のブルーシート：12 棟

表 6.4.1　能登半島地震における自衛隊の災害派遣の状況

日　程	内　容
3 月 25 日	◆石川県知事から災害派遣要請（11:08） ◆輪島市及び穴水町において給水・給食支援等を実施
3 月 26 日～27 日	◆輪島市、穴水町、志賀町、七尾市において給水・給食支援等を実施
3 月 28 日～31 日	◆輪島市、穴水町、志賀町において、給水・給食支援、入浴支援等を実施
4 月 1 日～2 日	◆輪島市、穴水町において、給水・給食支援、入浴支援等を実施
4 月 3 日～4 日	◆輪島市において、給水・給食支援、入浴支援等を実施
4 月 5 日～7 日	◆輪島市において、給食支援、入浴支援等を実施
4 月 8 日	◆石川県知事から撤収要請（10:08）

（出典）内閣府：平成 19 年（2007 年）能登半島地震について（第 33 報），平成 20 年 1 月 7 日

６．５　他市町村による応援活動

他市町村並びに他県から、１県（※）24 市 5 町から延べ 1,510 人の応援があった。活動内容としては、主に以下のとおりである。なお、市町村別の職員数は表 6.5.1 のとおりである。

- り災証明に係る被害認定
- 被災者生活再建支援法
- 給水
- ごみ収集
- 漏水調査及び漏水修理
- 下水道緊急被害調査
- 避難所健康チェック

表 6.5.1　他県、市町村別の応援職員数

	自治体名	延べ日数	延べ人数
石川県	金沢市	51	355
	小松市	42	115
	珠洲市	18	44
	加賀市	21	43
	羽咋市	8	13
	かほく市	25	50
	白山市	24	76
	能美市	13	21
	野々市町	20	35
	津幡町	8	11
	内灘町	16	31
	宝達志水町	7	22
	能登町	2	4
新潟県	新潟県（※）	7	14
	新潟市	7	28
	長岡市	32	83
	柏崎市	6	24
	小千谷市	18	40
	十日町市	9	36
	見附市	5	10
	上越市	6	12
	魚沼市	8	16
富山県	富山市	3	12
	高岡市	6	22
	射水市	4	12
福井県	福井市	12	69
愛知県	名古屋市	26	289
滋賀県	高島市	1	9
茨城県	取手市	4	8
千葉県	柏市	3	6
合　　計			1,510

７．１　避難勧告・指示の状況

能登半島地震による、避難勧告・指示等の状況は以下のとおりである。

（１）避難勧告

能登半島地震における避難勧告の発令状況は以下のとおりであり、表に示すと表 7.1.1 のとおりである。

・3 月 26 日（月）　14:10　避難勧告　、　同解除　4 月 1 日　15:50
輪島市門前町内保 2 世帯 3 名、門前町嶺 1 世帯 1 名に余震の状況により、家屋倒壊する恐れがあるため避難勧告を発令した。

・3 月 31 日（土）　17:12　避難勧告　、　同解除　4 月 5 日　9:00
輪島市大沢町地内 6 世帯 9 人に、落石の恐れがあり、避難勧告を発令した。

表 7.1.1　能登半島地震における避難勧告

（世帯、人）

都道府県	市町村名	対象世帯数	対象人数	避難者数	勧告日時	解除日時
石川県	輪島市	3	4	0	3/26　14:10	4/1　15:50
		6	9	0	3/31　17:12	4/5　9:00
合　　計		9	13	0		

（２）避難指示

能登半島地震における避難指示は発令されなかった。

（３）自主避難等

避難勧告・指示が発令されなかったものの、自主的に避難所に避難した方々の状況は、表 7.1.2 のとおりである。

表 7.1.2　ピーク時(平成 19 年 3 月 26 日 6:00)の自主避難者数と避難所数の状況(避難勧告含む)

（人・ヵ所）

避難種別	七尾市	輪島市	珠洲市	志賀町	中能登町	穴水町	能登町	計
避難勧告	0	13 注1	0	0	0	0	0	13 人
自主避難	60	2,214	0	198	3	136	13	2,624 人
避難所数	7	26	0	6	1	6	1	47 ヵ所

注１　輪島市の避難勧告は 3 月 26 日に 4 人、3 月 31 日に 9 人の計 13 人
注２　平成 19 年 5 月 3 日に全ての避難所が閉鎖される。

（出典）輪島市：輪島市提供資料、
奥能登広域圏消防本部：平成 19 年能登半島地震の概要, 平成 20 年 6 月 6 日（最終報告）
石川県：平成 19 年度能登半島地震に関する被害状況について, 平成 19 年 9 月 16 日

７．２　避難誘導

平成 19 年 3 月 25 日に発生した能登半島地震は、石川県七尾市、輪島市、穴水町の震度 6 強を最高に、石川県能登半島を中心に大きな被害を与えた。

石川県では延べ 3,487 人の消防団員が出動し、倒壊家屋の検索、警戒活動及び住民の避難誘導等で活躍した。

被害の最も大きかった石川県輪島市の深見地区では、道路の寸断により、一時的に孤立集落が発生し、その地区の住民には、定置網船等にて集団避難を行った。

＜3 月 25 日＞

門前町六郎木、深見地区　道路寸断により一時孤立　停電

門前町六郎木地区 8 世帯 16 人、深見地区 37 世帯 87 人、漁協手配の定置網船で深見漁港から鹿磯漁港へ移動し、市のマイクロバスで門前西小学校へ避難、船に乗れない人は、崖崩れの隙間（市道道下深見線）を縫って徒歩により避難

＜3 月 26 日＞

13:00　門前町深見地区道路（五十洲深見線）の復旧により孤立は解除

写真 7.2.1　深見地区から船で避難
（輪島市門前町）

写真 7.2.2　崩落した市道道下深見線を徒歩で避難

（出典）輪島市提供資料

８．１　避難所の設置および運営状況

（１）避難所の設置

輪島市では、輪島地区に 9 ヵ所、門前地区に 18 ヵ所を設置し、避難活動を実施した。

・避難所におけるピーク時の避難所数及び人員
　3 月 25 日 24 時　27 カ所　2,221 人
・避難所の避難者数の推移は、表 8.1.1 のとおりである。
・避難所の解消　5 月 3 日

（２）避難所の運営状況

各避難所に地元の職員を 2 人配置（夜間に少人数の避難所においては職員 1 人）で対処するとともに、避難者数及び食数等を災害対策本部へ報告させ掌握した。

また、各避難所から要請のある物資は物資担当班に運搬させ対処した。

詳細は、表 8.1.2 のとおり。

（３）避難所の健康管理

避難者数の多い避難所については、保健師 2 人を常駐させるとともに、県内の社会福祉施設等から派遣された介護職員 2 人を配置し、健康管理体制に万全を期した。また、避難者数の少ない避難所については、保健師等の巡回により対処した。

（４）福祉避難所の設置及び運営

「福祉避難所」を平成 19 年 4 月 4 日に老人保健施設「百寿苑」内に立ち上げ、その運用を図った。

・実施期間　　平成 19 年 4 月 4 日～6 月 5 日
・開設場所　　医療法人社団輪生会　介護老人保健施設百寿苑　デイルーム内
・利用人数　　13 人（実人数）
・最多利用　　平成 19 年 4 月 17 日（11 人）
・利用者の選定方法

介護保険制度における「要介護認定者」と健康な「一般高齢者」の中間に位置する、いわゆる「虚弱等の高齢者（自宅においては、自分のことは自分でできるが、普通の避難所においては共同生活が出来ない高齢者）」が対象となり、その選定は、地域包括支援センター職員が本人若しくは家族等と面談を行ったうえで対象者を選定してきた。

表 8.1.1　避難者の推移

避難場所	3月							4月																													5月			計
	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	1日	2日	3日	
サン・アリーナ	120	58	30	30	7	30	35	20	17	11	4	4																													366
女性センター	200	117	65	65	35	35	84	31	30	23	18	18	19	19	10	10																									779
ふれあい健康センター	235	172	110	114	51	40	46	53	44	34	28	28	46	46	43	34	38	34	34	31	32	29	29	30	30	30	27	25	21	21	19	18	18	17							1,607
国民宿舎輪島荘																7	8	9	11	11	11	11	11	11	12	13	13	13	13	13	13	12	13	12	14	12	12	12	12		279
大屋公民館	4																																								4
町野支所	10	6	7	7	7	2	2	2	4	4			3	3	3																										60
内屋集会所	15	7	5	5	8	3	3																																		46
西保出張所	17	12	9	9	11	11	28	14	13	13	11	11																													159
上大沢集会所	40	20	20	20			23																																		123
三井町市ノ坂集会場	40	16	20	20	16	15																																			127
五十州集会場 （七浦基幹集落センター）	5																																								5
門前公民館	100	60	35	35	35	35	40	32	25	23	22	22	15	25	27	24	24	24	21	20	20	20	20																		704
和田集会所			60	60	16	16	12	10	6	5	6	6																													197
くしひ保育所	100	70	100	100	40	40	80	40	30	18	20	20	10																												668
本郷公民館	10	10	10	16	10	10	8	5																																	79
浦上公民館 （あすなろ交流館）	60	100	50	50	50	50	20	35	30	8	6	6																													465
松風台保育所	30	40	35	35	20	20	14																																		194
七浦公民館	10	20	5	5	4	4																																			48
諸岡公民館	300	190	180	180	70	70	70	80	75	68	70	70	70	53	46	39	42	38	38	38	39	38	38	38	39	38	39	39	38	38	39	40	39	39	39	34	21				2,422
黒島公民館	120	60	70	70	40	40	40	42	38	30	22	22	17	11	8																										630
門前会館	200	200	150	150	100	100	105	105	71	60	71	71	34	31	33	26	26	22	23	23	23	24	23	40	40	41	37	34	32	33	32	32	32	33	33	26	17	10			2,143
剱地公民館	80	40	50	50	16	23	22	23	10	2	9	9	3	3	3	2	2	2	3	2	3																				357
阿岸公民館	60	40	30	105	100	100	90	90	80	67	80	80	59	60	61	64	64	64	61	61	62	59	61	60	60	60	60	60	62	64	63	61	60	61	61	64					2,394
小山集会場	35	30	30	30	20	52	25	23	17	13	13	13																													301
鹿磯集会所	200																																								200
門前西小学校	70	270	270	195	173	173	171	149	126	50	84	84																													1,815
ビューサンセット													36	43	36	39	39	40	40	39	38	37	35	37	36	35	35	35	33	32	33	36	27	26	26	26	3				842
門前保健センター	80	50	65	65	65	65	50	15	13	10	13	13	16																												520
門前児童館	50	60	50	50	30	30	25	30	31	15	31	31	7																												440
国民宿舎つるぎぢ荘	30	20	20	20	24	24	17	14	18	12	17	17	7	7	7	7	7	5	3	3	3	3	3																		288
輪島地区計	681	408	266	270	135	136	221	120	108	85	61	61	68	68	56	51	46	43	45	42	43	40	40	41	42	43	40	38	34	34	32	30	31	29	14	12	12	12	12	0	3,526
門前地区計	1,540	1,260	1,210	1,216	813	852	789	693	570	381	464	464	274	233	221	201	204	195	189	186	188	181	180	175	175	174	171	168	165	167	167	169	158	159	159	150	41	10	0	0	14,702
計	2,221	1,668	1,476	1,486	948	988	1,010	813	678	466	525	525	342	301	277	252	250	238	234	228	231	221	220	216	217	217	211	206	199	201	199	199	189	188	173	162	53	22	12	0	18,228

表 8.1.2　輪島市避難所の運営状況

		3月25日(24:00)避難人員	避難所別ピーク日避難人員		避難所解消時期	一人当たりのおよその面積(ピーク時)	畳・マット・カーペット等の設置日	パーテーションの設置日	パーテーションの設置しない理由	保健師の配置状況(配置数)	介助員の配置状況(配置数)	常設トイレの使用可能日	トイレ使用不可能な場合の仮設トイレ設置日	高齢者、障害者に配慮したトイレの配置状況(配置数)	入浴の対応状況(具体的な方策)
1	サン・アリーナ	120	26日	120	4月16日	3.13			他の物使用	巡回		3月25日		設置　6	日本航空学園入浴施設、ホテルルートイン入浴施設、温泉旅館組合の入浴施設の利用
2	女性センター	200	26日	200	4月10日	3.00			他の物使用	巡回		3月25日			
3	ふれあい健康センター	235	26日	236	4月28日	10.87			他の物使用	常駐	配置	3月25日		設置　2	
4	大屋公民館	4	25日	4	3月26日	12.25			必要なし			3月25日			
5	町野支所	10	25日	18	4月9日	1.78			他の物使用	巡回		3月25日			
6	内屋集会所	15	25日	18	4月1日	2.72			他の物使用	巡回		3月25日			
7	西保出張所	17	1日	28	4月6日	1.75			他の物使用	巡回		3月25日		設置　2	
8	上大沢集会所	40	26日	40	4月1日	0.81			他の物使用	巡回		3月25日			
9	三井町市ノ坂集会場	40	25日	75	3月31日	0.78			他の物使用	巡回		3月25日			
10	五十州集会場	5	26日	5	3月26日	6.48			必要なし			3月31日	3月25日		自衛隊入浴セット、ビューサンセット入浴施設、移動入浴車、温泉旅館組合の入浴施設の利用
11	門前公民館	100	26日	100	4月17日	0.96		3月25日		常駐	配置	3月31日	3月25日	設置　2	
12	和田集会所		27日	60	4月6日	0.82			他の物使用	巡回		3月31日	3月25日	設置　5	
13	くしひ保育所	100	25日	100	4月7日	1.16		3月25日		巡回		3月31日	3月25日	設置　3	
14	本郷公民館	10	27日	16	4月2日	2.03		3月25日		巡回		3月31日	3月25日		
15	浦上公民館(あすなろ交流館)	60	26日	100	4月6日	0.74		3月25日		常駐		3月31日	3月25日		
16	松風台保育所	30	26日	40	4月1日	2.90		3月25日		巡回		3月31日	3月25日	設置　2	
17	七浦公民館	10	26日	20	3月31日	1.62			他の物使用	巡回		3月31日	3月25日		
18	諸岡公民館	300	25日	300	5月1日	0.89	3月30日	3月25日		常駐	配置	3月31日	3月25日	設置　3	
19	黒島公民館	120	25日	120	4月9日	1.38		3月25日		常駐	配置	3月31日	3月25日	設置　2	
20	門前会館	200	25日	200	5月2日	1.96		3月25日		常駐	配置	3月31日	3月25日	設置　6	
21	剱地公民館	80	25日	80	4月15日	1.24		3月25日		巡回	配置	3月31日	3月25日	設置　2	
22	阿岸公民館	60	29日	100	4月30日	1.98		3月25日		常駐	配置	3月31日	3月25日	設置　1	
23	小山集会場	35	29日	52	4月6日	1.56			他の物使用	巡回		3月31日			
24	鹿磯集会所	200	25日	200	3月26日	0.58			必要なし			3月31日			
25	門前西小学校	70	26日	270	4月6日	4.22	3月30日	3月25日		常駐	配置	3月31日	3月25日	設置　6	
26	ビューサンセット				5月1日				個室利用のため	常駐	配置	3月31日			
27	門前保健センター	80	25日	80	4月7日	4.41		3月25日		常駐		3月31日	3月25日	設置　1	
28	門前児童館	50	27日	50	4月7日	2.96		3月25日		巡回		3月31日	3月25日	設置　1	
29	国民宿舎つるぎぢ荘	30	25日	30	4月17日	3.50		3月25日		常駐		3月31日	3月25日		

※　保健師常駐は２名以上配置、巡回は定期的に保健師が巡回した。介助員配置はそれぞれ２名以上を配置

（出典）輪島市提供資料

８．２　住まいの道具一時避難

能登半島地震では、穴水町が地震から 3 週間後、避難所生活をしている住民からの家財道具の置き場が欲しいという要望を受けて、町立向洋中学校の体育館 1 階の屋内ピロティを一時保管場所に提供することを決めて募集を始めた。この中学校は、地震当日に閉校式を行う予定だった廃校で、コンクリートのたたきに、8 平方メートルを 1 世帯分として提供した。

住民から「家を壊さねばならないが、その間に家財を置く場所がないので困っている」という声を聞き、あらためて調査して約 20 世帯から利用したいとの声が上がったため実施を決めた。当初は、民間のコンテナなどのリースも検討したが、向洋中学校の体育館ピロティがカギもかかる場所であることが分かり、経費ゼロで実施できたといい、十数区画の利用があった。

中心部から少し離れたところにある向洋中学校までの運搬は、穴水町災害対策ボランティア現地本部で引き受けたり、地元の老人クラブが軽トラックなどを用意して運搬したケースもあったといい、地元での共助を機能させることにもなっていた。穴水町によると、実際には親類に預けたり、民間倉庫を活用している人もいたといい、早期に実施していれば利用者も増えたとみている。

輪島市では、地震で壊れた旧家の土蔵などに保管してあった輪島塗の膳や椀、重箱などを一時預かりした。片付けの際に、古道具屋などに安価で処分するケースが見られたため、貴重な輪島塗の流出を防ごうと、輪島市文化会館で保管した。持ち込まれた漆器は江戸時代の終わりごろから昭和の初めごろまでに作られた物が大半という。

阪神大震災では、5 万戸近く建設された仮設住宅を倉庫替わりに利用している人が少なくなく、仮設解消期に明け渡し訴訟に至ったケースはいずれも倉庫利用者で、最後のカギの引き渡しも倉庫利用だった。一方で、地震から 2 カ月後に、宝塚市が家財一時仮置き場を無償提供していた。新潟県中越地震では、復興基金の支援事業として、家財置き場用倉庫等借り上げ費の補助を実施している。避難の長期化が予想される火山噴火対策では、事前メニューに組み込まれているケースもある。富士山火山広域防災対策基本方針では、家財道具を持ち出すための一時帰宅と持ち出した家財道具を保管する倉庫の確保を対策に盛り込んでいる。岩手県の地域防災計画の火山編でも「市町村本部長は、避難者の家財道具等の保管場所の確保に努める」としている。

写真 8.2.1　穴水町内で修理中の民家（2007 年 6 月 1 日）

８．３　エコノミークラス症候群（二次災害）予防

今回の能登半島地震により、多数の住民が長期にわたる避難生活を強いられる状況であったことから、発災直後から編成した保健師等 2 人 1 チーム（1 日最大 27 チーム、仮設住宅の入居が開始される平成 19 年 4 月 29 日(日)まで常駐）の健康管理チームを中心に、同チームによる健康管理活動の中で、中越地震の教訓を生かしエコノミークラス症候群予防に関する情報を活用し、その予防に努めた。

各避難所の健康管理チームは、毎朝晩、各避難者の健康状態をチェックし、受診の必要があれば直ちに救護所や医療機関で診療を受けるようにするとともに、エコノミークラス症候群を予防するため、水分補給等の指導や予防のための運動を実施した。

指導にあたっては、平成 16 年の中越地震後に石川県健康福祉部で作成した災害時医療保健活動マニュアル（本庁編、保健福祉センター編）でリーフレット等を整備していたことから、能登半島地震に際して早期から活用することができた。

また、医療救護チーム、健康管理チーム、心のケアチームの連携により、エコノミークラス症候群などによる二次被害は全くなかった。

【参考】健康管理チーム派遣状況

派遣期間：平成 19 年 3 月 25 日(日)～4 月 29 日(日)
チーム数：当初 11 チーム、のべ 518 チーム、最大 27 チーム
従事者数：1,036 人
派 遣 元：（県内）県保健福祉センター、県内各市町、県立看護大学、
総合看護専門学校、金沢大学、(社)石川県看護協会、
(財)石川県成人病予防センター
（県外）新潟県、富山県、福井県、新潟市、
(社)富山県看護協会、(社)福井県看護協会

９．１　要援護者の安否確認

（１）市民の安否確認

市民の安否確認については、区長・町内会長を通じ安否確認を行った。特に被害が大きかった門前地区においては、予め民生委員が作成しておいた高齢者等要援護者マップ（寝たきり、一人暮らし、障害等の区分により色分け）が活用できたため、迅速な安否確認ができ、緊急消防隊の不明者捜索が的確に行えた。

（２）緊急消防援助隊及び市消防団による倒壊家屋等の被災地全域の検索・捜索・救助等の活動について

ア．緊急消防援助隊
応援期間：3 月 25 日～3 月 26 日
応援部隊：87 隊、349 人
京都府、福井県、滋賀県、富山県、
東京都、大阪府及び兵庫県

イ．石川県消防広域応援隊
応援期間：3 月 25 日～3 月 26 日
応援部隊：14 隊、53 人

ウ．消防団（再掲）
門前地区 8 分団については、
3 月 26 日午前 5 時に招集し、
上記の緊急消防援助隊、石
川県消防広域応援隊と共に班編制し、検索・捜索・救助等の活動を実施した。

写真 9.1.1　緊急消防援助隊の活動状況

（出典）輪島市提供資料

９．２　要援護者の緊急入所

被災した者のうち、要介護認定者については介護保険施設等へ定員枠を超えて入所等を行ってきたが、とりわけ短期入所（ショートステイ）利用については、ピーク時において 65 人もの人が緊急利用した。

市内介護保険関連施設については、当該職員も被災しているため事業継続において職員不足であることから、必要な期間について、県および周辺市町の社会福祉協議会等の協力を得て、職員派遣に尽力をいただいた。

平成 19 年 8 月 27 日現在の状況は、表 9.2.1 のとおりである。

表 9.2.1　緊急措置対象者の実績

平成 19 年 8 月 27 日　現在

	総合計	被災による緊急避難者								
		要介護認定者								一般高齢者等（福祉避難所含む）
			短期入所系サービス（グループホーム含む）					施設サービス		
				緊急措置入所	期間延長	新規	（ｶｳﾝﾄｵﾌ）待機者	緊急入所	緊急措置入所	
あての木園 （特養）	7 人 （7世帯）	7 人 （7世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	5 人 （5世帯）	0 人 （0世帯）
百寿苑 （老健）	2 人 （2世帯）	2 人 （2世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
百寿苑 （福祉避難所）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
みやび （特養）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
ひなたぼっこ （GH）	1 人 （1世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
鶴の恩返しホーム輪島 （GH）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
あかかみ （特養）	9 人 （9世帯）	9 人 （9世帯）	8 人 （8世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	8 人 （8世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）
ゆきわりそう （特養）	5 人 （4世帯）	5 人 （4世帯）	5 人 （4世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	5 人 （4世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
ふるさと能登 （養護）	1 人 （1世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
あすなろ苑	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
あゆみの里（老健：穴水町）	1 人 （1世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
聖頌園（特養：穴水町）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
こすもす（特養：能登町）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
レイクサイド木場（老健：小松市）	1 人 （1世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
自生園（養護：小松市）	1 人 （1世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
グループホームあかり（GH：内灘町）	1 人 （1世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
遊子苑うちなだ（GH：内灘町）	1 人 （1世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
みらいのさと太陽（老健：金沢市）	1 人 （1世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	1 人 （1世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）
計	31 人 （30世帯）	31 人 （30世帯）	15 人 （14世帯）	0 人 （0世帯）	0 人 （0世帯）	15 人 （14世帯）	0 人 （0世帯）	10 人 （10世帯）	6 人 （6世帯）	0 人 （0世帯）

【用語の定義】

・緊急措置入所　：　市の権限により強制入所させたケース
・期間延長　：　震災時ショート利用しており、帰宅する日が来たけど引き続きショート利用を希望したケース
・新規　：　震災時自宅におり、自宅が壊れた等の震災による事情でショート利用されたケース
・待機者　：　震災後にショート申し込みしたが、定員超過等事情により待機してもらっているケース

（出典）輪島市提供資料

１０．１　災害ボランティアの活動環境をめぐる問題

阪神・淡路大震災を契機に、個々人の自発的な活動と、被災者の個別の支援需要（ニーズ）をつないでいく“新しい助け合いの仕組み”として「災害ボランティアセンター」（以下、災害 VC）が開設されるようになり、関係団体（行政、社会福祉協議会、NPO 等）によって、その運営体制が整えられてきた。現在、災害 VC は、法制度的な位置づけは与えられていないものの、社会的な仕組みとして定着している。

しかしその一方で、近年、災害 VC という活動枠組の限界も指摘されている。特に 2004 年新潟県中越地震以降、その限界を補完していく取り組みが様々な形で進められてきた[1)]。能登半島地震では、それらの取り組みの幾つかが実行に移され、評価された（詳細は次項）。

同時に、災害 VC の運営とは異なる次元で、新たな問題も発生した。例えば、道路の混雑を懸念する県庁所在地側の配慮で、ボランティア専用のバスを運行し、大勢の人達を現地に送り出したが、余震を気遣いながら活動していた現地側にとって、支援需要を大幅に上回る人員の受け入れは大きな負担となった。また、一時的に大量の災害ゴミが発生したことから、地元自治体では対応しきれず、他の自治体や廃棄物事業者からの支援を受けて処理が行われた。しかし集積された災害廃棄物の積み込み作業を行う手が足りず、ボランティアが支援に回ったが、現場では危険を伴う作業も行われていた。

これらの問題は、合併に伴う自治体業務の変更、県庁所在地と被災地が離れており被災状況に対する認識を共有し難かった[2)]等、被災地側の事情に、強く影響を受ける形で生じており、今後、災害 VC の運営という枠を超えて考えていかねばならない問題として指摘しておきたい。

いずれにせよ、常に「被災者にとって必要な活動を組み立てていく」という視点と「危険を伴う活動」であるという認識をもって、自治体間、自治体－災害 VC とが状況認識を共有しつつ、活動を進めていくことが期待される。

写真 10.1.1
災害ゴミを仕分けするボランティア
（提供）（特活）ひょうご･まち･くらし研究所

表 10.1.1　能登半島地震における災害ボランティアセンターの開設期間と活動者数（のべ数）

都道府県	名　称	活動者（のべ人数）	活動日数	1日平均	災害種別
石川県	穴水町災害ボランティア現地本部	のべ　2,643 人	66 日間	40 人／日	地震災害
石川県	七尾市ボランティアセンター	のべ　180 人	44 日間	4 人／日	地震災害
石川県	輪島市災害ボランティアセンター門前	のべ　10,754 人	60 日間	179 人／日	地震災害
石川県	輪島市災害ボランティアセンター輪島	のべ　1,751 人	57日間	31 人／日	地震災害

（出典）内閣府（防災担当）『平成 19 年度･災害ボランティアセンター調査』p. 17、平成 20 年 3 月

（出典）1）菅磨志保（2008）「災害救援活動の展開」菅磨志保他編著『災害ボランティア論入門』（第 4 章）弘文堂.
2）中川和之（2007）「会議の『見える化』で進めやすかった支援：県市合同会議」消防科学総合センター編『消防科学と情報』90 号

１０．２　災害ボランティアセンターの活動体制を拡充する試み

前項で触れた「災害 VC の限界に対する取り組み」[1)] は、大別すると①センター自身の活動体制の拡充と、②効率的なセンターの活動システム（ニーズとボランティアのマッチング）を離れて、非効率でも個々の被災者に寄り添っていく活動として、進められてきた。

前者の災害 VC の活動体制や活動環境の拡充に向けた取り組みとしては、まず 2005 年から内閣府が開催している「防災ボランティア活動検討会」が挙げられる。この検討会では、全国から経験豊富な災害 NPO 関係者が集まり、年 2，3 回の会合とメーリングリストを通じて、災害時の活動環境等に関する検討が行われてきた。災害 NPO と主催した内閣府の間だけでなく、総務省消防庁、民間公益団体（社協、日赤、共同募金会等）との間でも信頼関係が構築されてゆき、能登半島地震でも、廃棄物やボランティアバス等の問題を解決していく際、この検討会で培われた人間関係が活かされていった。

こうした政府の取り組みに呼応して、民間でも、より直接的・具体的な支援体制が組まれていった。中央共同募金会を事務局とし、全国社会福祉協議会、経団連１％クラブ、NPO などで構成される「災害ボランティア活動支援プロジェクト」（以下、支援Ｐ、2005 年 1 月発足）である。支援 P では、構成団体の全国社会福祉協議会が、センターの運営を担う人材育成事業を推進する一方、中央共同募金会の寄付控除の制度を活用し、経団連を通じて企業から必要な物資や資金を調達する仕組みを整えていった。

能登半島地震が発生した翌日に会議を予定していた支援Ｐでは、その場で災害 VC の体制整備に重点を置いた支援を行うことを決定、人的支援として研修事業に関わった講師や修了生らを継続的に現地に派遣する体制を組む一方、彼らが現場で把握した必要な物資を、経団連を通じて関係企業に募集し、寄付控除のある共同募金会の窓口を介して受け入れ、現地に届けていった。さらにこうした外部からの支援を足がかりに、地元団体（青年会議所等）が復興を支援していくプロジェクトを開始しており、今後の被災地における復興支援の手法としても、注目される。

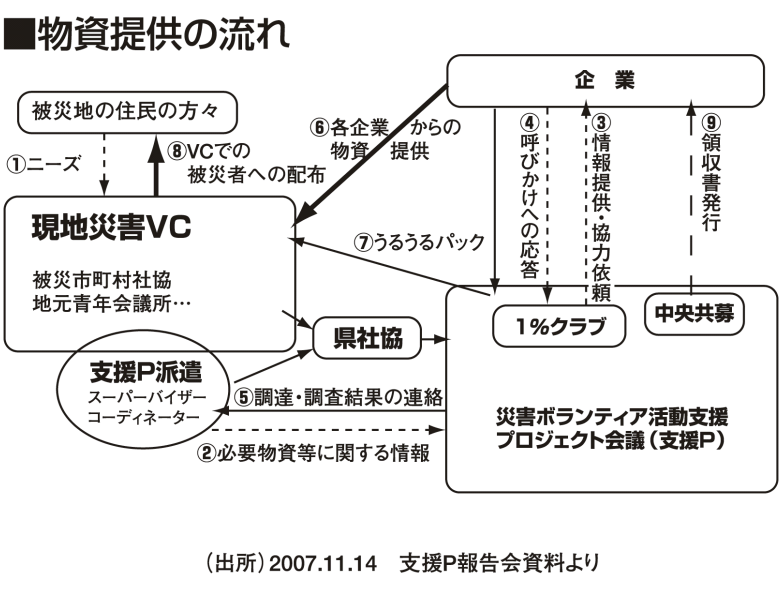

能登半島地震における支援実績

【人的支援】
・災害 VC 運営に関わるコーディネーターの継続的派遣（延べ 390 人）

【物的支援】
・1，630 万円相当の物資をコーディネート

【資金的支援】
・総額 20，281，013 円
（16 企業・団体・3 個人）

図 10.2.1　災害ボランティア活動支援プロジェクト会議支援体制図

（出典）1）以下の整理及び記述は、菅磨志保（2008）「災害救援活動の展開」菅磨志保他編著『災害ボランティア論入門』（第 4 章）弘文堂　を引用・参考にした。

１０．３　被災者に寄り添う活動

災害 VC を通じた活動は、限られた時間と資源を効果的・効率的に運用していくことが目指されるが、そうした効率化の名の下で、被災者の個別の事情に対して十分な配慮が出来ないという事態も生じやすい。

こうした限界を乗り越える試みとして、中越地震以降、災害 VC の活動システム（ニーズとボランティアのマッチング）を経ず、直接被災現場に赴き、被災者に向き合う活動が行われてきた。

「足湯マッサージ」も、被災者とのユニークな触れ合いを通じたボランティア活動として近年、注目されている活動である。足湯マッサージとは、被災した人に、お湯を張ったタライに足をつけてもらい、その人の手や腕を 10 分ほど軽くもんで、ホッとしてもらうという素朴な活動である。簡単な研修を受ければ、誰でも実践できる[1)]。

「足湯ボランティア」は、阪神・淡路大震災の直後、東洋医学を学んでいた若者のグループによって始められた活動であるが、中越地震以降、新たな展開を見せている活動である。一つは担い手として多くの学生が参加するようになったことである。また足湯の中で聞く被災者の「つぶやき」から、その人が抱えている不安を察知したり、あるいはその人の生活の知恵に学べる、といった可能性に気づき、その声の記録をとるようになったことである。足湯は中越地震を通じて、災害の経験を追体験し、被災者に寄り添う有効な手法として、能登半島地震後の実践につなげられていった。

能登半島地震の発生後、神戸の市民団体（被災地 NGO 協働センター）のコーディネートにより、中越地震で活動をしていた大阪と長岡の学生に神戸の学生が加わり、「中越・KOBE 足湯隊」が結成され、被災地に月 1 度のペースで「足湯」を届けに行く活動が行われてきた。さらにその過程で、足湯サービスの手法が、金沢の僧侶のグループにも伝えられ、石川県の僧侶・市民による「高野山足湯隊」も結成されることになり、担い手はさらに広がった。

こうした被災者に寄り添う活動と、災害 VC を通じた活動とが情報を共有し、連携していくことで、潜在化しやすいニーズの発見、復興を視野に入れた支援プログラムの開発など、新たな可能性が開かれていくことを期待したい。

写真 10.3.1　「中越・KOBE 足湯隊」による足湯サービス（穴水町の仮設住宅にて、撮影：菅磨志保氏）

（出典）1）本項の記述は、藤室玲治（2008）「足湯でひろう被災者の『つぶやき』が、災害の経験をつなぐ」及び、菅磨志保（2008）「災害救援活動の展開」（共に、菅磨志保他編著『災害ボランティア論入門』弘文堂、所収）を引用・参考にした

１１．１　応急危険度判定の実施体制

（１）被災建築物応急危険度判定について

・地震により被災した建物は、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下することにより、人命に危険を及ぼす恐れがある。

・これらの二次災害を防止するため、被災後すぐに、市町の要請により応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、被災建物の危険度を応急的に判定し、注意喚起を行うもの。

・判定結果により、「危険（赤)」、「要注意（黄)」、及び「調査済（緑)」のステッカーを判定建物に貼ることとしている。

※　応急危険度判定士

石川県では、県が開催する講習会を受講した建築士を登録

登録者数：1,459 名（H19.9 現在）

（２）被災建築物応急危険度判定実施体制について

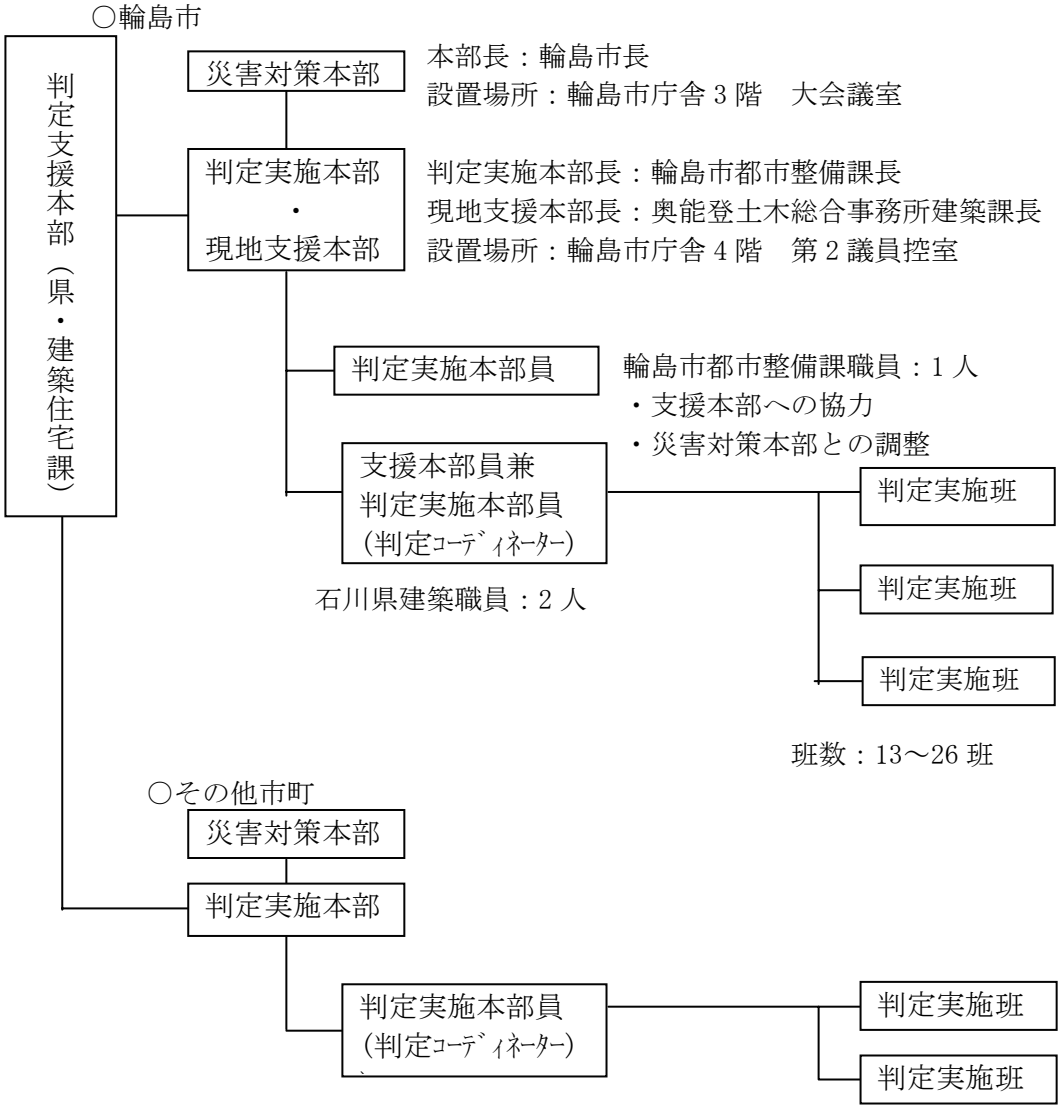

図 11.1.1　被災建築物応急危険度判定実施体制

１１．２　応急危険度判定の実施結果

（１）実施概要

・実施期間：平成 19 年 3 月 25 日(日)～平成 19 年 3 月 30 日（金）　延べ 6 日間

・実施地区：3 市 4 町（七尾市、輪島市、羽咋市、穴水町、能登町、中能登町、志賀町）

・判定士数：延べ 391 人

行政判定士　249 人（県内：石川県、金沢市、小松市、白山市、加賀市、七尾市）
（他県：富山県、富山市、高岡市、魚津市、福井県、福井市）
民間判定士　142 人（石川県建築士会、石川県建築設計事務所協会、石川県建設業協会）
※民間判定士は七尾市内を判定

・判定実施棟数：7,600 棟
危険 1,229 棟　　要注意 1,571 棟　　調査済 4,800 棟

（２）実施結果

表 11.2.1　応急危険度判定の実施結果

	調査数	危険（赤）	木造	RC造	鉄骨造	要注意（黄）	木造	RC造	鉄骨造	調査済（緑）	木造	RC造	鉄骨造	延班数	延判定士数
輪島市	5,653	865	850	8	7	930	905	7	18	3,858	3,610	62	186	79	158
旧輪島市	3,767	251	241	5	5	383	364	3	16	3,133	2,936	40	157	44	88
旧門前町	1,886	614	609	3	2	547	541	4	2	725	674	22	29	35	70
穴水町	685	134	131	0	3	188	182	1	5	363	330	9	24	15	31
能登町	14	0	0	0	0	8	8	0	0	6	6	0	0	1	2
七尾市	1,127	190	183	1	6	378	363	6	9	559	529	11	19	65	182
中能登町	18	11	11	0	0	4	4	0	0	3	3	0	0	9	18
志賀町	86	25	24	1	0	57	56	0	1	4	3	1	0		
羽咋市	17	4	4	0	0	6	6	0	0	7	7	0	0		
計	7,600	1,229	1,203	10	16	1,571	1,524	14	33	4,800	4,488	83	229	169	391

１２．１　住家被害認定

能登半島地震における住家被害認定は、基本的に内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下、内閣府指針と記す）に則って実施された。輪島市では、新潟県中越地震の被災地の一つである小千谷市からの支援を受け、小千谷市で実施された調査方法をもとに、調査体制が構築された。

輪島市の一次調査の担当部局は都市整備課であり、同課には建築職職員を数人配しており、彼らを中心として調査体制が構築された。調査員は、都市整備課職員を核に他都市からの応援職員も加え、2～3 人一組の調査班が構成された。一次調査は外観目視調査、被害が大きい輪島市門前地区と河井町・鳳至町地区などについては悉皆調査、その他の地区は調査申請に基づいて調査を実施した。

調査対象建物は、罹災証明書が被災者生活再建支援法のみならず、その他の多くの民間の被災者支援に活用される現状に配慮して、住家のみならず、蔵、納屋など存在するすべての建物を対象とした。そのため 1 つの敷地で複数の建物を調査する必要が発生し、調査効率の低下がみられた。特に輪島市の場合、蔵の損壊が激しい上に住家と隣接しているため、その判定には多くの時間を要した。建物 1 棟あたりに要した調査時間は、平均で 10～15 分であった（写真 12.1.1）。使用した調査票を図 12.1.1 に示す。調査は 3 月 26 日より開始され、4 月 12 日までの 17 日間で約 11,000 棟（住家約 7,000 棟）を調査した（図 12.1.2）。

能登半島地震における住家被害認定調査では、石川県の調整で、その他の被災市町村も輪島市と同様の調査方法をとることが推奨され、被災市町合同説明会が実施された。これにより、新潟県中越地震の際に問題となった被災市町村間の調査結果の格差の問題はほとんど発生していない。さらに輪島市では、住家被害認定調査が終了したことを示す調査済証を開発し、調査が終了した住家に貼り付け、調査の終了を明示した（図 12.1.3）。

外観目視調査の結果に基づいて罹災証明書が発行される。しかし、この判定に納得がゆかない被災者に対しては、申請によって再調査が実施された。再調査は内閣府指針に基づき、外観および内観に現れた被害を目視によって判断する調査である。調査員は、その場で調査結果を被災者に説明し、同意してもらう必要がある。そのため建物 1 棟あたりに要する時間は、調査が約 30～45 分、結果の説明に約 30～45 分、合計 60～90 分であり、一つの調査班が一日に調査できる件数は、4～6 件程度であった。

輪島市の再調査の担当は税務課、調査員もほとんどが輪島市税務課職員であった。再調査は 4 月 10 日から開始され、2008 年 7 月 31 日現在、総調査棟数 18,265 棟に対して再調査棟数 1,695 棟であり、再調査率は 9.3%であった。

輪島市の住家被害認定の特徴は、１）被災経験を持つ多くの自治体の応援が効果的であった、２）調査の運用に関しては過去の対応事例に基づいた意思決定がなされた、などがあげられる。一方、問題点として、３）被害の状況の記録方法や被害量の評価方法にばらつきが見られた、４）建物の補修工法と被害認定結果に関連性がなく、被災者の理解を得難い、５）“建物一棟”の定義が曖昧であり、調査者間で解釈にばらつきが発生した、などがあげられ、結果として外観目視調査の結果に納得せず、再調査を申請する被災者が多く発生した。

写真 12.1.1　一次調査の様子

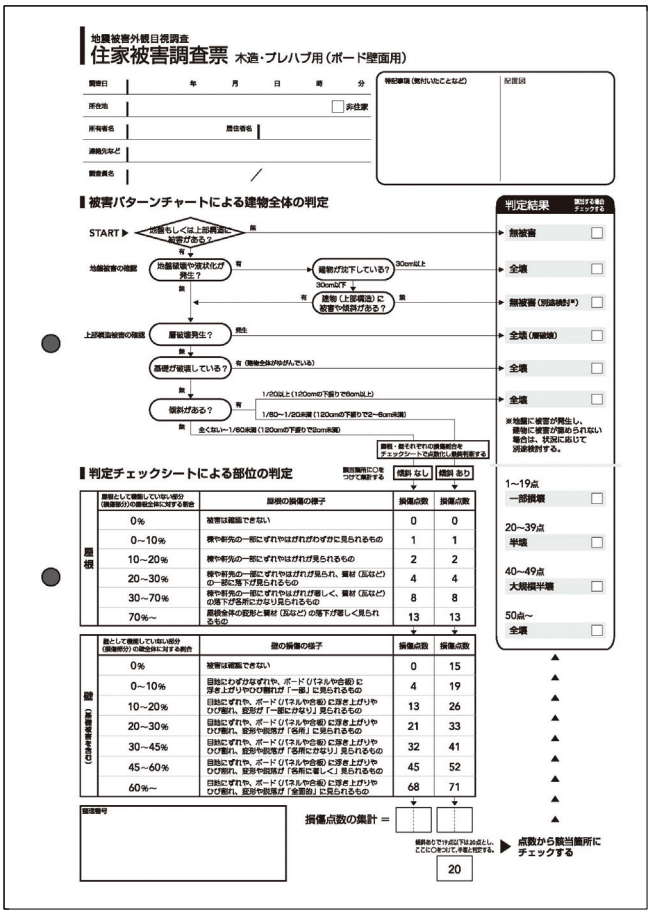

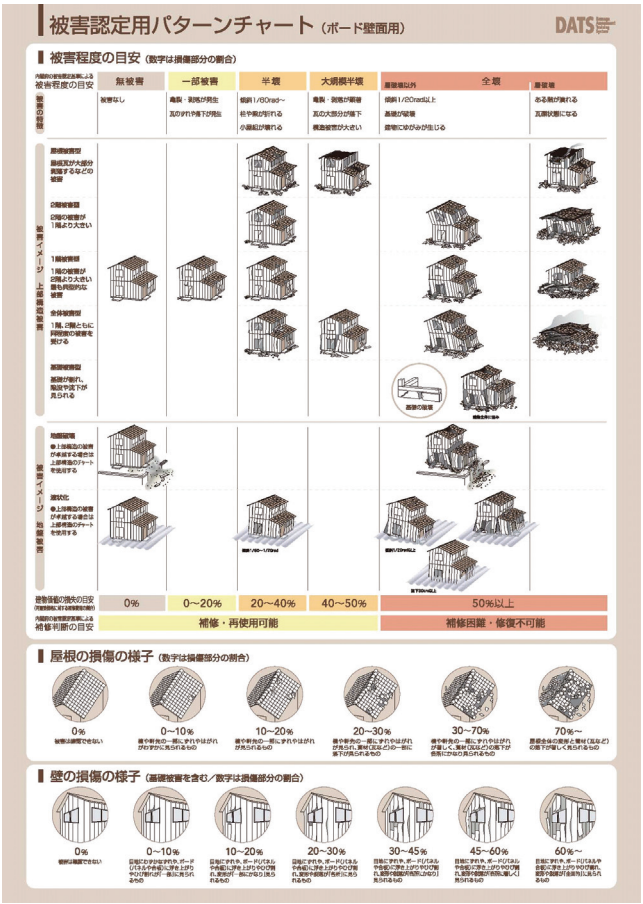

図 12.1.1　輪島市で使用された調査票

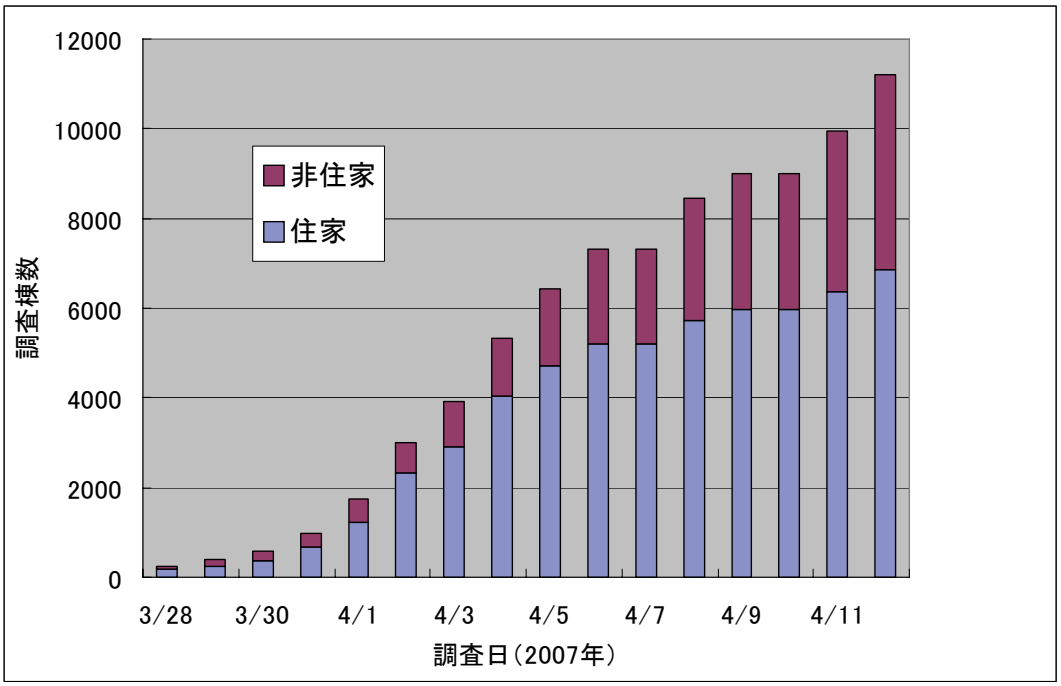

図 12.1.2　輪島市の一次調査進捗状況

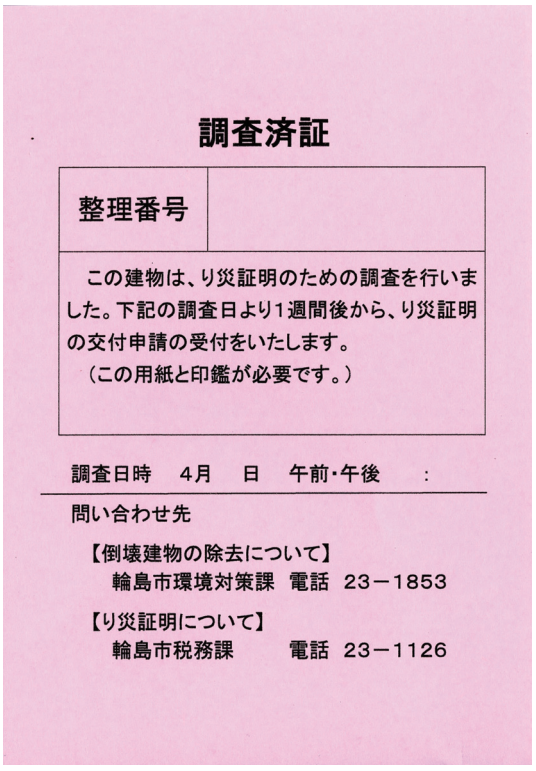

調査済証

整理番号	

この建物は、り災証明のための調査を行いました。下記の調査日より1週間後から、り災証明の交付申請の受付をいたします。
（この用紙と印鑑が必要です。）

調査日時　4月　日　午前・午後　：

問い合わせ先

【倒壊建物の除去について】
輪島市環境対策課　電話　23－1853

【り災証明について】
輪島市税務課　電話　23－1126

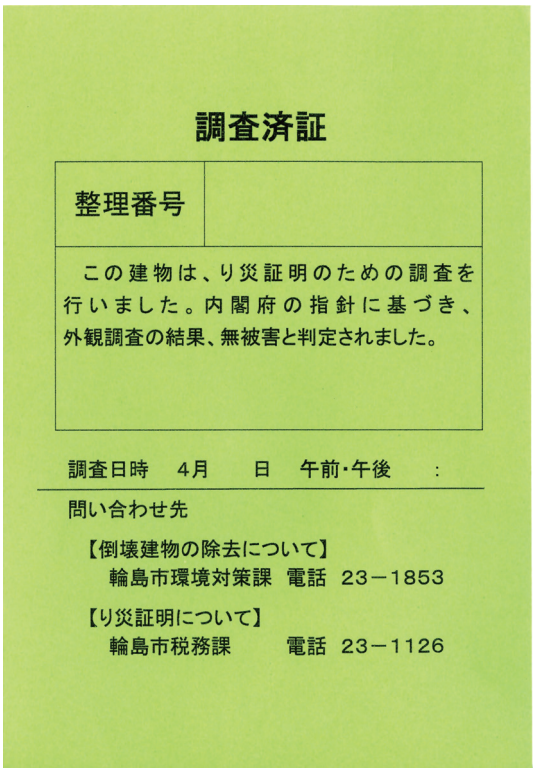

調査済証

整理番号	

この建物は、り災証明のための調査を行いました。内閣府の指針に基づき、外観調査の結果、無被害と判定されました。

調査日時　4月　日　午前・午後　：

問い合わせ先

【倒壊建物の除去について】
輪島市環境対策課　電話　23－1853

【り災証明について】
輪島市税務課　電話　23－1126

図 12.1.3　被害認定調査　調査済証

１２．２　り災証明書の発行

輪島市では、建物被害認定調査の一次調査結果に基づいて罹災証明書が発行された。り災証明書の発行担当は、税務課であった。そのため、被害認定調査を担当した都市整備課より調査結果を毎日入手し、エクセルによってデータベースを構築した。

り災証明書発行は、それぞれの建物の被害認定調査の終了後、数日で順次発行する、逐次発行方式であった。この方式のメリットとしては、被災者にいち早くり災証明書を発行できる点、一度に被災者が発行所に押し寄せることが少なく発行所の管理が容易な点などがあげられるが、一方で毎日更新されるデータベースの管理が複雑化し、正確なデータ管理には多くの経験と技術が必要となるデメリットがある。輪島市におけるり災証明書発行は、調査が開始された直後の 3 月 27 日から開始された。発行窓口は市役所税務窓口であったが、発行窓口に被災者が集中するなど大きな混乱の発生は見られなかった（写真 12.2.1）。

輪島市におけるり災証明書の発行手順を図 12.2.1 に示す。まず、建物被害認定調査が終了すると、それぞれの建物には調査済証が建物に貼り付けられる。そこで被災者はこの調査済証を添付してり災証明書発行申請をおこなう。被災者からの発行申請を受け付けると、申請書の住所・氏名によって本人確認をおこない、調査済証の ID 番号で調査結果との照合をおこなう。さらに、住民基本台帳と照合し本人・世帯の情報を確認し、家屋台帳と照合し、該当建物の確認をおこなう。これらの情報を確認した後、必要な情報をり災証明書に入力する。り災証明書への記載内容は、り災者の情報（住所、現在の連絡先、氏名）、り災世帯の構成員の情報（氏名、続柄、性別、生年月日）、り災場所等の情報（り災場所、建物種別（持ち家、蔵など）、区分（現住、非現住））、り災程度（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）、り災の原因（平成 19 年 3 月 25 日に発生した、能登半島地震による）、および、り災証明書番号、発行年月日であった（図 12.2.2）。最後にり災証明書は、輪島市役所の不正防止処理を施した用紙にプリンターから出力され、公印がおされ被災者に手渡された。

発行業務の簡素化のため、り災証明書は原則として 1 建物につき 1 枚の発行とし、支援の申請などによって証明書を提出する必要がある場合には、そのコピーを提出することとした。

輪島市におけるり災証明書発行の特徴は、はじめて調査済証を採用したことによって、一つの敷地に複数の建物が存在する場合、すなわち一つの世帯が複数の建物のり災証明書を申請する場合においても、調査済証の ID 番号によって調査データとそれぞれの建物とを一対一に対応させることが可能となり、り災証明書発行の精度を高めたことがあげられる。一方で課題としては、調査データのデータベース構築において、一次調査データの入力、り災証明書の発行、再調査申請の受付、再調査の結果の入力、再調査結果に基づくり災証明書の発行など、複数のデータ処理業務が同時進行するような複雑なデータベース管理が必要となり、データの確認に多くの追加的作業が必要となった点があげられる。今後、り災証明書発行に続く被災者生活再建支援業務とのデータの連携など一元的なデータ管理ステムの構築の検討が望まれる。

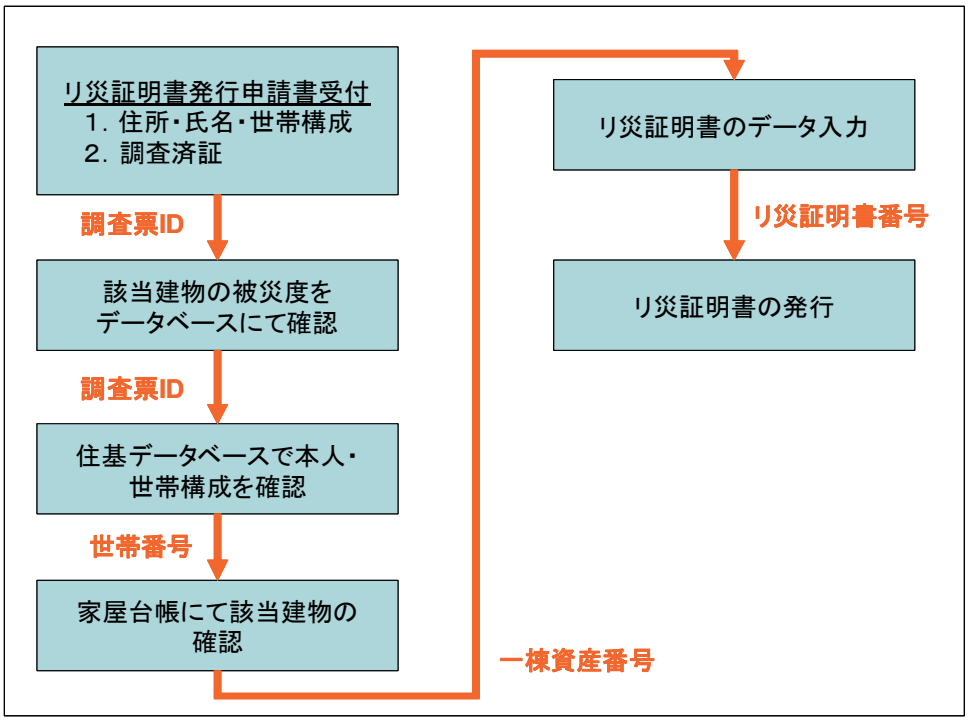

図 12.2.1　り災証明書発行手順

写真 12.2.1　り災証明書発行窓口の様子

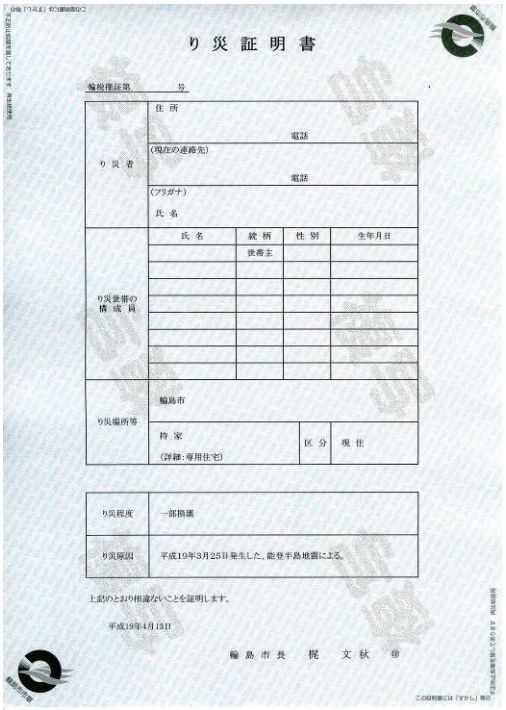

り 災 証 明 書

輪税罹証第　　号

り災者	住所 電話 (現在の連絡先) 電話 (フリガナ) 氏名			
り災世帯の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日
		世帯主		
り災場所等	輪島市 持家 (詳細:専用住宅)	区分	現住	
り災程度	一部損壊			
り災原因	平成19年3月25日発生した、能登半島地震による。			

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成19年4月13日

輪島市長　梶　文秋　㊞

図 12.2.2　輪島市のり災証明書

１２．３　応急仮設住宅の建設・入居状況

能登半島地震における応急仮設住宅の設置状況等は、表 12.3.1 のとおりである。

表 12.3.1　応急仮設住宅の設置状況等

市　町	設置場所（戸数）	入居開始日	入 居 状 況
輪島市 (4カ所２５０戸)	宅田町（ 20 戸）	平成 19 年 4 月 28 日	20 戸（ 19 世帯　39 人）
	山岸町（ 50 戸）	平成 19 年 5 月 3 日	50 戸（ 50 世帯 102 人）
	門前町舘（ 30 戸）	平成 19 年 4 月 28 日	30 戸（ 30 世帯　60 人）
	門前町道下（150 戸）	平成 19 年 4 月 30 日	150 戸（150 世帯 338 人）
穴水町 （1カ所４５戸）	大町（ 45 戸）	平成 19 年 4 月 30 日	45 戸（ 44 世帯　90 人）
志賀町 （2カ所１９戸）	富来領家町（ 10 戸）	平成 19 年 5 月 1 日	9 戸（ 9 世帯　32 人）
	鵜野屋（ 9 戸）	平成 19 年 5 月 1 日	8 戸（ 8 世帯　19 人）
七尾市 （3ヵ所２０戸）	小島町（ 10 戸）	平成 19 年 5 月 8 日	10 戸（10 世帯　28 人）
	田鶴浜町（ 5 戸）	平成 19 年 5 月 8 日	5 戸（ 5 世帯　15 人）
	中島町浜田（ 5 戸）	平成 19 年 5 月 8 日	4 戸（ 4 世帯　13 人）
計	10 ヵ所　（334 戸）		331 戸（329 世帯 736 人）

※　入居状況は、ピーク時で平成 19 年 6 月 29 日 16:00 現在である。

輪島市における応急仮設住宅の建設･入居状況の概要は以下の表 12.3.2 のとおりである。また、間取りについては、図 12.3.1 のとおりである。

表 12.3.2　輪島市における応急仮設住宅の状況

建設戸数	舘 30 戸、道下 150 戸、山岸 50 戸、宅田 20 戸：計 250 戸
第一次入居経過	平成 19 年 4 月 12 日　応急仮設住宅入居希望者募集広報 4 月 19 日　入居希望受付 4 月 23 日　入居者選考会 4 月 24 日　入居決定・入居説明会案内通知 4 月 28 日　宅田、舘、入居説明会及び入居可能日（鍵渡し） 4 月 29 日　道下（深見地区）入居説明会及び入居可能日（鍵渡し） 4 月 30 日　道下、入居説明会及び入居可能日（鍵渡し） 5 月 3 日　山岸、入居説明会及び入居可能日（鍵渡し）
第一次入居戸数	舘 30 戸、道下 141 戸、山岸 43 戸、宅田 15 戸：計 229 戸
第二次入居経過	平成 19 年 5 月 1 日　仮設住宅入居希望者募集広報 5 月 7 日～11 日　入居希望受付 5 月 12 日　入居者選考会、入居決定通知、随時鍵渡し
第二次入居戸数	道下 8 戸、山岸 7 戸、宅田 5 戸：計 20 戸
全入居戸数	舘 30 戸、道下 149 戸、山岸 50 戸、宅田 20 戸：計 249 戸
随時退去受付	平成 19 年 11 月 21 日　深見地区道路開通による仮設住宅返還に関する説明会 12 月 9 日　深見地区等退去立会

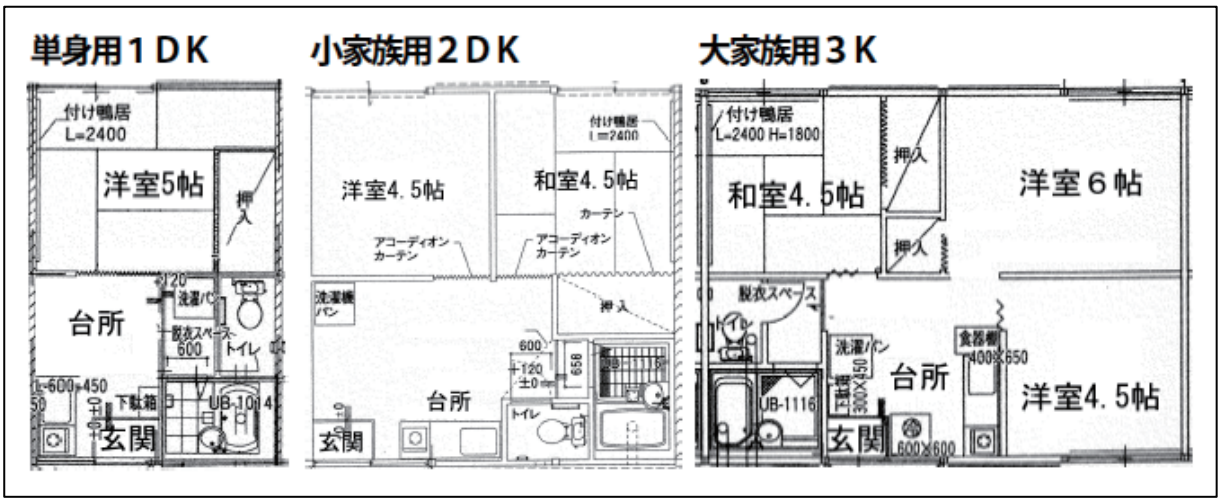

図 12.3.1　応急仮設住宅の間取り

１２．４　被災者生活再建支援法の適用

輪島市では、被災者生活支援制度に係る窓口を表 12.4.1 のとおり設置した。なお、当初は相当な混雑を想定して、地区別に受付を行ったが、5 月 1 日以降は、輪島地区と門前地区の 2 地区で支援窓口を開いた。

対象となる方は、被災時に現実に居住している住居の「全壊」「大規模半壊」「半壊」のり災証明をお持ちの方で、窓口に行く際は、以下のものを用意するよう広報紙等で周知した。

■り災証明（写し可）
■印鑑（認め可）
■本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）
■要援護世帯の場合は身体障害者手帳など
■通帳、またはその写し（金融機関名、預金区分、口座番号、口座名義のわかるもの）
■その他、必要と思われるもの

また、「被災者生活再建支援法」が平成 19 年 11 月 16 日に改正されたが、能登半島地震の際の受付時には改正前であったため、図 12.4.1 のとおり、所得制限や支援金の使途についての制約があった。

なお、改正前の国の被災者生活再建支援制度は、住宅の建設・購入・補修費には活用することはできず、また、年齢や所得によっては対象外になるなど複雑で非常に使い勝手が悪く、制度があっても被災者の生活再建には極めて不十分な制度であったことから、石川県では、国の制度を補完するための独自制度を創設し、被災世帯の支援を図るとともに、国に対し被災者生活再建支援法の見直しを求めた。

国でも、制度の見直しに向けた「被災者生活再建支援法に関する検討会」を設置し、作業を進めていたことから、全国知事会も国に対し、見直しを求めたところ、平成 19 年 11 月 9 日、自民、公明、民主の 3 党共同提案として法案が提出され、衆参両院で可決、成立し、12 月 14 日に改正法が施行され、能登半島地震にも遡及適用された。

この改正により、能登半島地震の被災世帯も制度改正の申請ができるなど大幅に改善が図られ、被災者の住宅再建に対する支援として実効性ある制度となった。

表 12.4.1　受付窓口のスケジュール

地区名	日程	受付場所	受付時間
諸岡	4/17～18	門前総合支所 1 階	＜土・平日＞ 午前 9 時～午後 5 時 ＜日・祝日＞ 午前 9 時～午後 3 時
門前	4/19～20	門前総合支所 1 階	
河井、鳳至	4/21、23～24	市役所本庁舎 1 階	
仁岸、阿岸、浦上、黒島、本郷、七浦	4/25～27	門前総合支所 1 階	
海士、輪島崎、大屋、鵠巣、河原田、町野、三井、南志見、西保	4/28～30	市役所本庁舎 1 階	

（注）5 月 1 日以降は、輪島地区・門前地区の 2 地区で支援窓口を開いた。

① 改正前の被災者生活再建支援制度（国の旧制度＋本県独自制度）イメージ（網掛け部分が本県独自制度）

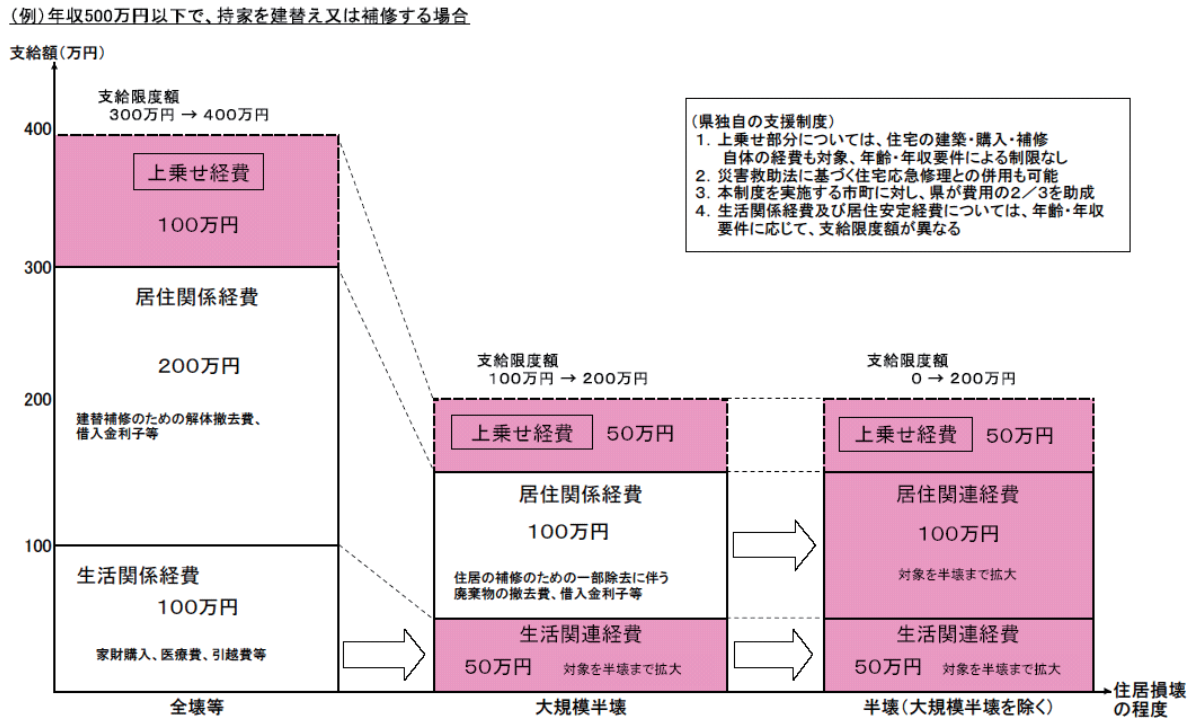

② 改正後の被災者生活再建支援制度（国の新制度＋本県独自制度）イメージ（網掛け部分が本県独自制度）

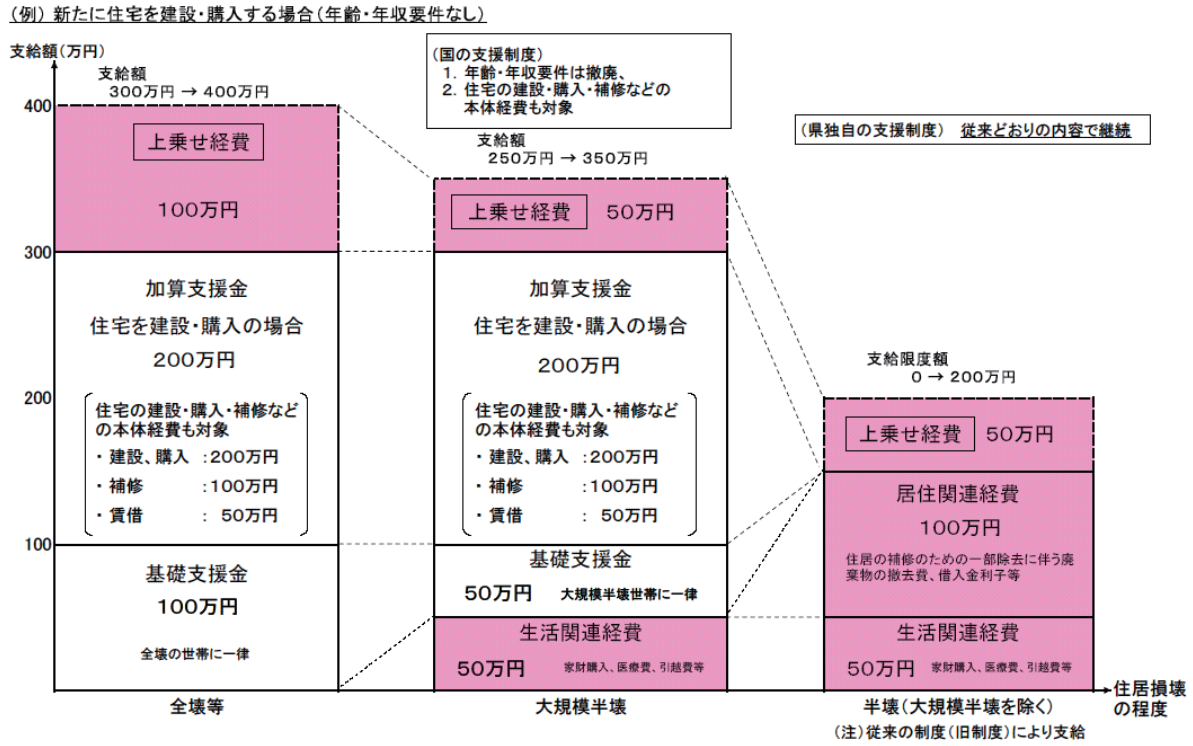

※ 国の旧制度を利用している方の支給額は、新制度の支給額から旧制度で既に支給を受けた額の差し引き額となる。

図 12.4.1　被災者生活再建支援制度の新旧比較

１２．５　被災者相談所

輪島市における被災者支援の内容と相談窓口については、表 12.5.1 のとおりである。

表 12.5.1　被災者への支援内容と相談窓口

内　　容		相談窓口
当面の生活資金の支援	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	災害援護資金	福祉課、総合支所健康福祉課
	母子寡婦福祉貸付金	福祉課
税金・保険料等の減免	市税等の減免	税務課、総合支所税務課
	国税の減免	輪島税務署
	県税の減免	奥能登総合事務所税務課
子どもの養育支援	児童扶養手当等の特別措置	子育て支援課
	保育所保育料の特別措置	
医療費・介護サービス等の減免	国保・老保の医療費の一部負担金の減免	保険課、総合支所健康福祉課
	介護サービス使用料の減免	保険課、総合支所健康福祉課
	障害福祉サービス等使用料	福祉課
住まいの確保・再建	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	災害復興住宅融資等に関する利子補給制度	取り扱い金融機関
住まいの補修	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	住宅の応急修理制度	災害復興支援室
	母子寡婦の住宅資金	子育て支援課
	災害援護資金	福祉課、総合支所健康福祉課
賃貸住宅への移転	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
中小企業・自営業への支援	能登半島地震被災中小企業復興支援基金	商工業課
	能登半島地震に対応した融資制度	輪島商工会議所

１２．６　風評被害対策

（１）観光キャンペーン

平成19年3月25日(日)の地震により休業した旅館や観光施設は､急ピッチの復旧作業により、そのほとんどが被災から１箇月後までには営業を再開した。

この間、観光面では、地震発生直後から能登各地の観光施設の被災実態や、観光客の安否の把握に努めるとともに、県の観光ホームページで、交通情報や宿泊施設の正確な営業情報等の提供を行い､3月30日(金)には国土交通省北陸信越運輸局や観光関連機関等のホームページとリンクし、情報提供体制の充実に努めた。

そして、能登有料道路復旧の4月27日(金)を機に、「元気宣言、能登。」をキャッチフレーズとした風評被害払拭キャンペーンを開始し、情報発信として、まず、当日朝、全国放送のテレビ番組に知事が生出演し、「能登は元気」、「能登へ更なる元気づけにお越し下さい」と全国に向けて直接呼びかけた。

また、平成18年に能登を舞台に制作された映画「釣りバカ日誌17」の主人公役である西田敏行さん、三國連太郎さんお二人に特別にご協力をいただき、平成19年4月27日(金)、28日(土)に全国紙4紙及び地元紙5紙に、知事のメッセージとお二人の写真とメッセージを用いた広告を掲載したほか、お二人の声で能登の魅力を訴える全国向けラジオコマーシャルを3週間にわたり実施した。

さらに､県観光大使など石川県ゆかりの著名人の方々にご協力をいただき作成したポスターを、全国のＪＲ主要駅、高速道路サービスエリア等へ掲出したほか生活情報の女性向け全国誌への観光・特産品情報掲載、そして、県観光大使の松井秀喜氏のステッカーを制作し、3 大都市圏等行きの特急バスや観光バス、路線バス、タクシーに掲出し、元気な能登をアピールした。

キャンペーンイベントとしては､3大都市圏等での街頭キャンペーンや交通事業社､旅行会社、マスコミへの訪問、県外での観光物産展でのＰＲ、旅行会社商品企画・販売担当者の招待宣伝などを通じて風評被害払拭に努め、併せて、能登への誘導策として、大型観光バスの能登有料道路の片道通行料助成やタレントのステージ観覧を組み込んだ能登元気づけの旅を実施した。

平成19年6月28日(木)には、県全域に及んだ風評被害払拭と更なる誘客を促進するため、新たに関係行政機関や観光団体等で構成する全県的な組織として、「ほっと石川」観光キャンペーン実行委員会を立ち上げ、情報発信として、全県の観光地を素材に季節ごとの観光ポスターを作成したほか、石川県を舞台としたテレビ、ラジオ番組の誘致、政府公報テレビ、ラジオ番組、新聞広告の活用、雑誌、スポーツ紙記者や旅行商品企画・販売担当者の招待宣伝、人気旅行サイトでの情報発信を実施した。

キャンペーンイベントとしては、川中美幸さんなど県観光大使等によるコンサートやトークショーを組み込んだツアーを実施する一方、観光団体などが実施する地域魅力アップ事業への助成や被災地域の団体が企画・実施するボランティア感謝の集いへの支援により、石川の観光魅力の向上を図り、誘客促進に努めた。

こういった活動を通じて､県内の観光入り込み客数は､平成19年末までには主要温泉地で減少幅が徐々に縮小するなど、概ね回復傾向が見られるようになった。

（２）能登ふるさと博の開催

平成20年は、落ち込んだ観光入り込み客数(H19年)を、平成18年並に戻すため、広域的な取組として、「能登ふるさと博」を開催し、引き続き、能登半島地震被災中小企業復興支援基金の運用益を活用しながら、風評被害キャンペーンに取り組んだ。

7月19日から10月26日までの100日間にわたり、能登全体を大きなパビリオンに見立て、①能登の魅力再発見による「賑わい創出」、②元気な能登の全国発信を基本コンセプトに、能登4市5町を舞台に、多彩なイベントを展開した。

事業の実施にあたっては、3月24日、「ほっと石川」観光キャンペーン実行委員会に、能登を中心とした、地元行政や商工会議所、観光団体、農林水産団体等で構成する「能

登部会」を設置した。

４月 15 日、博覧会の開催を広く全国に向けてアピールするとともに、多くの参加によって博覧会を盛り上げていくため、シンボルとなる「マスコットキャラクター」のデザインと愛称の募集を開始した。全国から寄せられた 186 点の応募作品の中から、「のとドン」が選定された。

博覧会のスタートとなった７月 19 日には、能登空港に隣接する輪島市交流センター（日本航空学園内）でオープニングイベントを開催した。

谷本知事をはじめ、地元国会議員や県議会議員らの来賓を迎え、関係市町、商工、観光団体関係者によるオープニング・セレモニーを開催した。「輪島朝市」をリリースした水森かおりさんによるスペシャルステージや４市５町の物産市、11 店舗による能登丼夏メニューのＰＲ販売などが行われ、約 6,000 人が来場した。

様々なイベントの実施に加え、能登地域に足を伸ばしてもらうための誘客促進策として、能登有料道路の通行料金の助成を実施した。

（３）観光入り込み客数の増加

博覧会を開催した入り込み客数をみると、速報値ではあるものの、県内の主要７温泉では、前年（平成 19 年）比 10%増、地震前の平成 18 年比でも 1.8%の増となった。また、主要観光地については、輪島朝市では前年を 27.7%上回っているものの、平成 18 年比では 9.1%の減となったが、のとじま水族館や兼六園ではともに地震前の平成 18 年の入り込み客数を大きく上回った。

写真 12.6.1　知事メッセージと西田敏行さん、三國連太郎さんのメッセージと写真を用いた新聞広告

写真 12.6.2 能登ふるさと博

１２．７　能登半島地震復興プラン「元気のと創生プラン」

（１）計画の基本的事項

１）計画策定の趣旨

県政史上未曾有の大災害となった能登半島地震について、被災地や被災者の個々のニーズを踏まえながら、既存の制度や新たに創設された能登半島地震復興基金と能登半島地震被災中小企業復興支援基金の二つの基金を活用し、地元市町とも連携の上、復旧・復興に向けた施策を総合的、網羅的に進めることにより、一日も早く被災地の復旧・復興がなされるよう、この計画を策定した。（平成 19 年 10 月）

２）計画の性格・役割

① この計画は、被災者の生活再建や中小企業の再建を最重点課題に、被災した住家、地域の共用施設、被災店舗、公共土木施設の復旧等、生活や産業の再建の基礎となる事業を施策の中心に置き策定した、現段階における復旧・復興に向けた計画である。

② また、この計画に盛り込まれた施策は、過疎化、高齢化が著しい地域における復旧・復興に向けたものであり、この点がこの計画の特徴といえる。

３）計画期間

計画期間は、短期に集中的に事業を実施するため、平成 19 年度を初年度とし、平成 23 年度を目標年次とする 5 年間とした。

（２）復旧・復興の基本的考え方

１）復旧・復興の基本的視点

① 高齢者等の住み慣れた地域での安全・安心な暮らしの再建

② 能登の風土に根ざした特色ある産業の再建・復興による、地域経済の活性化

③ 地域コミュニティの再生により、貴重な地域資源を継承するなど持続可能な地域づくりや地域振興

④ 観光面での風評被害の払拭

２）復旧・復興の目標

持続可能な能登の再生と創造

＜能登半島地震復興プランの施策の体系＞

Ⅰ安全･安心な暮らしの再建	1 生活の再建	(1) 住宅の再建支援
		(2)安全・安心な生活支援
	2 生活基盤の復旧・整備推進	公共土木施設等の復旧・整備推進

Ⅱ地域の特色ある産業･経済の再建・復興	1 産業の復興	(1)中小企業の復興支援
		(2)商店街の復興支援
	2 農林水産業の復興	(1)農林水産基盤の復旧
		(2)農林水産業の復興支援

Ⅲ持続可能な地域づくり	1 地域コミュニティの維持再生	(1) 地域ｺﾐｭﾆﾃｨ活動の支援
		(2)地域ｺﾐｭﾆﾃｨ施設の復旧支援
	2 地域資源の保存活用	(1)能登ﾌﾞﾗﾝﾄﾞの振興・創生支援
		(2)能登らしい景観・文化の保全・保存支援
	3 交流とにぎわいの創出	(1)交流基盤の整備
		(2)観光振興

（３）基金の設置とその活用

１）能登半島地震復興基金の設置

平成 19 年 8 月 20 日、「財団法人　能登半島地震復興基金」を設立した。

この財団は、県が基本財産を全額出捐し、県・関係市町・関係団体で構成する団体であり、県からの無利子貸付金を原資として、500 億円の復興基金を設置した。

その運用益を活用して、行政の直接執行を補完し、現行制度のすき間を埋めるものとして、機動的、かつ、きめ細かな対応が必要とされる被災者等に支援することとしている。

＜主な基金事業＞

①　被災者の住宅及び生活の再建を支援する事業
②　被災地域の農業等の産業復興を支援する事業
③　被災地域の振興及びコミュニティの維持・再生を支援する事業

２）能登半島地震被災中小企業復興支援基金の設置

平成 19 年 7 月 3 日、被災した中小企業の再建・復興への取り組みを機動的に支援するため、300 億円の被災中小企業復興支援基金を設置した。

従来の制度では、政府系金融機関からの融資に対する利子補給しか認められていなかったが、被災中小企業の要望に応えるため、国と交渉を行った結果、様々なハード、ソフト事業が実施できるようになった。

これは「石川県方式」とも呼べる画期的なものである。

特に甚大な被害を受けた、輪島漆器、酒造業、商店街の３業種を重点支援業種と位置づけるとともに、被災中小企業に対する幅広い支援を行っている。

＜主な基金事業＞

①　復興計画策定・推進に対する支援
②　個別企業の事業用施設設備復旧費助成、ソフト事業への助成
③　販路開拓等支援事業
④　能登半島地震対策融資、政府系金融機関の利息・保証料補助
⑤　風評被害払拭・誘客促進観光キャンペーン事業

１２．８　能登ふるさと住宅

能登半島地震で被災した住宅の再建を支援するため、県では、低価格で良質な住宅のモデルプランである「能登ふるさと住宅」を企画し公表した。「能登ふるさと住宅」は、能登地域の気候・風土に配慮した伝統的工法を採用しながら、高齢者にも優しく、現代的な住まい方もできるように配慮した住宅で、かつ間取りの工夫や仕上げを行わない「アマ」空間の採用、また能登半島地震復興基金事業「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」による200万円の支援などにより、被災者にも無理なく建設できる住宅となっている。

建設にあたっては、能登半島地震からの復興を支援する建築関係団体や住設機器メーカー等によって構成される「能登ふるさと住宅事業者協議会」が特別に協力することで、低価格かつ適正な品質での住宅の供給を確保している。また、敷地に合わせた配置計画を行うことや、プランの一部を変更する際には、無料でアドバイザーの派遣を受けることもできる。（復興基金事業）

一方、「能登ふるさと住宅」の実物を見て、体験してもらうため、3棟のモデル住宅を被災地である輪島市（2棟）及び穴水町（1棟）に建設した。このモデル住宅は、住宅再建を検討している方にご覧いただくと共に、地元工務店等が伝統的工法のモデルルームとして活用していただき、平面プランや仕上げなどの住まいづくりのイメージを共有した上で、住宅の建設に着手するなど、住宅再建の拠点となることを期待している。また、モデル住宅においては、説明員及び住宅再建アドバイザーが常駐しており、被災者や施工者に対してきめ細かい対応を行っている。

【輪島市門前町道下】　延床面積：74.53 ㎡　本体価格：1,250 万円

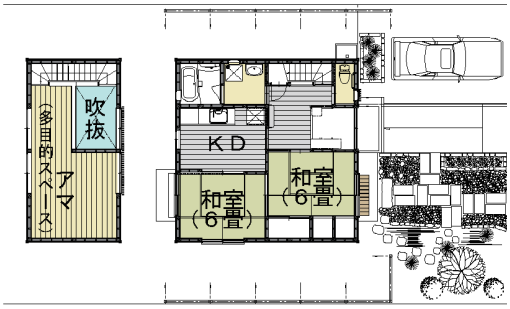

【輪島市河井町】　延床面積：49.68 ㎡　本体価格：1,100 万円

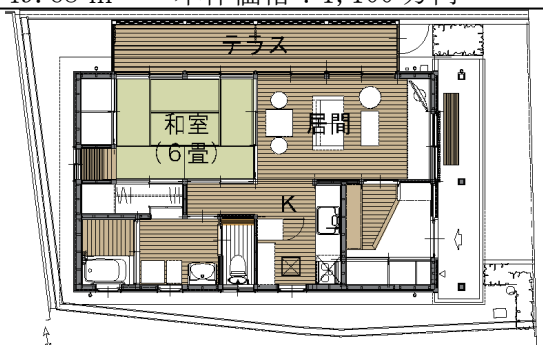

【穴水町】　延床面積：79.97 ㎡　本体価格：1,350 万円

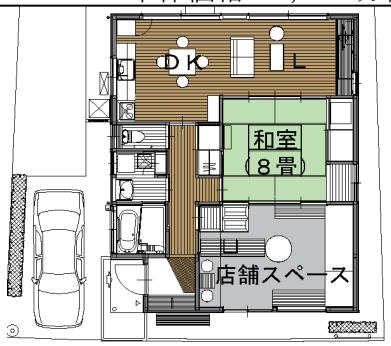

写真・図 12.8.1　能登ふるさと住宅（輪島市門前町道下、輪島市河井町、穴水町）

１２．９　災害廃棄物の処理

能登半島地震で被害を受けた輪島市では、最終処分場の被害は無く、焼却場は輪島クリーンセンター及び輪島市穴水町環境衛生施設組合クリーンセンターにおいて炉や煙突に被害が生じたが、応急復旧の処理を講ずることにより、炉を停止することなく、運転を継続した。

一般廃棄物については、指定ゴミ袋の有料化を行っていたが、災害ゴミについては無料回収を行った。さらに、処分場への持込も、無料とした。

輪島地区では仮置場は設けず、ステーション収集と自己搬入で対応した。門前地区は、処分場が離れているため、通常のステーション収集に加え、５地区の駐車場や空地を利用して一時集積場所を設けた。なお、不燃物は輪島クリーンセンターに、可燃物は輪島市クリーンセンター及び輪島市穴水町環境衛生施設組合クリーンセンターに搬入した。

また、解体廃棄物については、門前地区では、当初、地元の建設業協同組合が道下地区に私有地を借りて仮置場を設けたが、その後、広大な敷地で周辺への環境影響が少ないモータースポーツ公園に変更した。輪島地区では、マリンタウンに広大な仮置場を設けて、木くず、がれき、金属くず、その他に分別して搬入した。

なお、輪島地区のマリンタウンは市街地や観光施設に近いが、粉塵の飛散が懸念されたため、周囲をシートで覆うとともに、大気環境測定を行った。

写真 12.9.1　災害ゴミの様子（１）

写真 12.9.2　災害ゴミの様子（２）

（出典）土木学会・地盤工学会：2007 年能登半島地震被害調査報告書，P.255-269，平成 19 年 10 月

第２章　新潟県中越沖地震災害

１．１　地震の概要

新潟県中越沖地震は、2007 年 7 月 16 日（月・祝）10 時 13 分頃に、新潟県中越沖を震源として発生した。地震の規模を示すマグニチュードは 6.8 で、中越地方では、2004 年（平成 16 年）の新潟県中越地震以来のマグニチュード 6 以上の地震であった。※新潟県高田地点の天気は「くもり」

表 1.1.1　新潟県中越沖地震の概要

発生日時	平成 19 年 7 月 16 日　10 時 13 分頃		
震源地	新潟県上中越沖（北緯 37 度 33.4 分、東経 138 度 36.5 分）		
震源の深さ	約 17ｋｍ		
規模	マグニチュード 6.8		
各地の震度	震度 6 強	新潟県	柏崎市、長岡市、刈羽村
		長野県	飯綱町
	震度 6 弱	新潟県	上越市、小千谷市、出雲崎町
	震度 5 強	新潟県	三条市、十日町市、南魚沼市、燕市
		長野県	中野市、飯山市、信濃町
津波	津波注意報　→　11 時 20 分　解除		

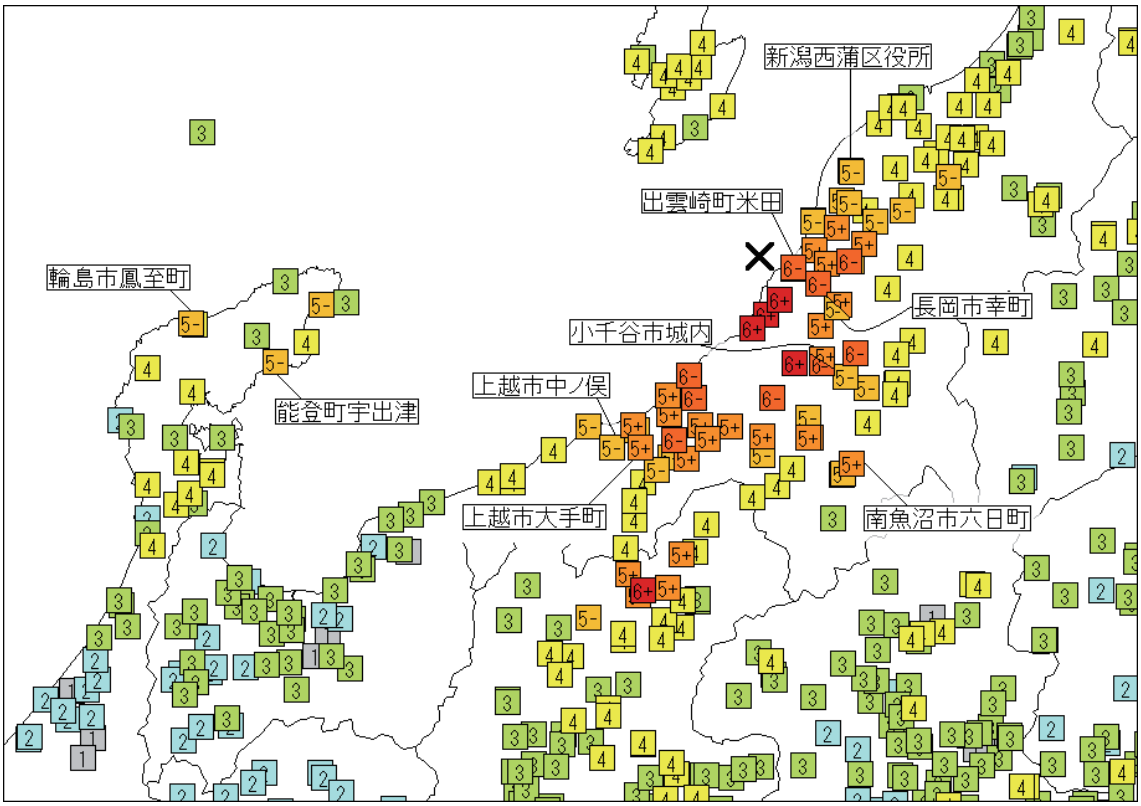

図 1.1.1　新潟県中越沖地震震度分布（出典：気象庁ホームページ）

（出典）消防庁：平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震（第 50 報），平成 21 年 1 月 13 日（金）18:00

１．２　被害の概要

新潟県中越沖地震による被害状況は以下のとおりである。

（１）人的被害

① 死者　15 人（うち関連死4人含む）
② 負傷者（重傷）　355 人
③ 負傷者（軽傷）　1,991 人

【被害の詳細について】

・柏崎市

※ 76歳男性が建物の下敷きになって死亡
※ 72歳女性が建物の下敷きになって死亡
※ 78歳女性が建物の下敷きになって死亡
※ 81歳女性が建物の下敷きになって死亡
※ 83歳男性が建物の下敷きになって死亡
※ 83歳男性が建物の下敷きになって死亡
※ 77歳女性が外傷性硬膜下血腫により死亡
※ 71歳女性が建物の下敷きになって死亡
※ 76歳男性が建物の下敷きになって死亡
※ 47歳男性が熱傷により死亡
※ 62歳男性が被災によるストレスのため急性心筋梗塞で死亡
※ 70歳女性が被災によるストレスのため脳出血で死亡
※ 59歳男性が被災によるストレスのため胃潰瘍（大量出血）で死亡
※ 59歳男性が地震や長期入院よるストレスのため死亡

} 関連死（4 人）

・刈羽村

※ 79歳女性が建物の下敷きになって死亡。

（２）住家被害

① 全壊　1,331　棟
② 半壊　5,704　棟
③ 一部破損　36,565　棟
④ 火災件数３件（建物火災1件、その他火災2件）
　柏崎刈羽原子力発電所で3号機の変圧器が延焼　→　12時10分　鎮火

（３）その他

パイプラインからの原油漏えい2件

表 1.2.1　被害状況一覧

都道府県	人的被害					住家被害			火災		
	死者	行方不明	重傷者			全壊	半壊	一部損壊	建物	危険物	その他
				重傷	軽傷						
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	件	件	件
新潟県	15		2,316	349	1,967	1,331	5,704	36,209	1		2
富山県			1		1						
長野県			29	6	23			356			
	15	0	2,346	355	1,991	1,331	5,704	36,565	1	0	2

（出典）消防庁：平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震（第 50 報），平成 21 年 1 月 13 日（金）18:00
新潟県：ホームページ（H21.1.7 現在）

１．３　緊急地震速報

平成19年（2007年）新潟県中越沖地震の際には、地震の検知から3.8秒後に緊急地震速報の第一報が気象庁より発信された。

気象庁は緊急地震速報利用状況について、緊急地震速報の先行利用機関等に対してアンケート調査を実施し、その結果から緊急地震速報に基づいて揺れに備えるための行動や機器の制御等を実施した主な事例について以下のとおりとりまとめている。

なお、これ以外にも、関東、中京地区の複数の利用先で、主要動の約40秒以上前に緊急地震速報を受信し、「机の下に避難」「安全な場所に移動」「周囲への注意喚起」「火の元を消す」などの対処がとられたとの確認がされている。

表 1.3.1　平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震における緊急地震速報の主な利用事例（１）

機関名	受信場所	大きな揺れの前後での緊急地震速報受信状況	揺れに備えるための行動や機器の制御等の実施状況
足立区立千寿本町小学校	東京都足立区	約 40 秒前に受信。	スポーツ大会実施中の体育館にも緊急地震速報が流れ、教師・児童・保護者は、転倒しないように体の重心を低くするなどして揺れに備えた。
田市丸子地域自治センター	長野県上田市	約 30 秒前に受信。	有線放送先の家庭では、「身構えた」あるいは、実際に「ガスの元栓を確認し、机の下に潜り込んだ」「子供達にタンス等倒れる危険性のある物から離れるよう指示した」という方もいた。
松本市役所	長野県松本市	S 波到達時刻：10 時 13 分 51 秒。第 1 報受信時刻：10 時 13 分 29 秒（S 波到達の 22 秒前）。アラーム報知時刻　：10 時 13 分 36 秒頃（S 波到達 15 秒前）。※S 波到達時刻は、長野県設置の地震計に基づく。	職員向けの庁内放送に基づき、 ・職員は机の下に隠れる等の行動を取った。 ・来庁者に口頭で、警戒と危険物からの退避を指導した。
相模鉄道株式会社	神奈川県横浜市	地震計で揺れを検知する 1 分 03 秒前に受信。受信時刻：10 時 13 分 32 秒。予測到達時間：10 時 14 分 22 秒～23 秒（予測震度 3～4）。地震計検知時刻：10 時 14 分 35 秒（最大震度 3）	緊急地震速報を受信後、運転中の各列車は一旦停止をしたが、当社沿線の地震計においては最大値が震度 3 であったため、運転を再開した。
東京急行電鉄株式会社	東京都	約 45 秒前に受信。	緊急地震速報システムから列車無線で緊急停止指令を自動的に送信し、運転士が列車を緊急停止させた。
東武鉄道株式会社	東京都	約 30 秒前程度に受信。	予め列車を減速または停車させることができた。
独立行政法人国立病院機構災害医療センター	東京都立川市	52 秒前に受信。	エレベーター、全館放送、自動ドアについての機器自動制御を実施した。（職員等の行動は、現在アンケート調査中）

表 1.3.2　平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震における緊急地震速報の主な利用事例（２）

機関名	受信場所	大きな揺れの前後での緊急地震速報受信状況	揺れに備えるための行動や機器の制御等の実施状況
戸田建設株式会社	東京都千代田区	約 50 秒前に受信、時間・震度の表示を確認したのは約 30 秒前。	作業、重機の停止。当日は危険作業がなかったので特別な避難は行わなかった。
	東京都中央区	表示を見た時点は約 42 秒前、実際に揺れが到着したのは予測時間より 2 秒ほど後。	クレーン作業を止めるよう指示。地震後安全を確認。実際の停止はやや遅れた。
	東京都台東区	表示を見た時点は約 20 秒前。	クレーンに連絡。地震後安全を確認。ただし結果的にほとんど揺れなかった。
	長野県松本市	約 30 秒前に受信、時間・震度の表示を確認したのは約 20 秒前、予測時間とほぼ同時に揺れが到着。	作業、重機の停止を作業者に指示。地震後の安全を確認。
株式会社帝国ホテル	東京都千代田区	約 50 秒前に受信。	全エレベーター（38 基）は直ちに最寄り階で自動停止し、エレベータ内への閉じ込めを防止した。60 秒後に自動復帰。
コバレントマテリアル新潟株式会社	新潟県北蒲原郡聖籠町	17 秒前に受信。	工場従業員の作業中断、安全な場所への移動を実施した。
株式会社トータル・ライフサービスコミュニティー	新潟県新潟市	本震では、「すぐに地震が来ます」の音声ガイダンスが 2 度鳴り、鳴り終わった直後（鳴り始めから 10 秒程度経過後）、揺れ始めた。余震でも同じ音声ガイダンスが 2 度鳴り、数秒たってから揺れた。	本震では、屋外で遊んでいた子供を屋内に呼び戻して揺れに備え、怪我は無かった。
株式会社パルコミュニケーションズ	新潟県新潟市秋葉区	新潟市のオフィスではＳ波の十数秒前に情報を受信したが、休日でオフィスが無人だったため、自動で業務用の携帯メールに転送。携帯メールで大きな揺れが始まってから約 10 秒くらいに受信。震度は 5 程度。	今回は大きな揺れが来ている最中のため事前の対処は出来なかった。しかしその最中で、おおよその揺れの予測と判断が出来た。

（出典）気象庁：平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震における緊急地震速報の利用状況について（報道発表資料　平成 19 年 8 月 2 日）

１．４　災害救助法の適用

新潟県は、地震発生当日の 16 日の 20 時には、長岡市、柏崎市、小千谷市、上越市、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村の 6 市町村に対して、災害救助法の適用を行った。

その後、7 月 25 日に震度 5 強が観測された三条市、十日町市、燕市、南魚沼市の合計 4 市を災害救助法の適用対象市町村に加え、合計 10 市町村とした。

表 1.4.1　災害救助法の適用について

災害救助法　適用市町村	法適用日	被害の状態等	備考
長岡市	7 月 16 日	7 月 16 日の地震発生後、余震が続いており、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助	
柏崎市	〃		
小千谷市	〃		
上越市	〃		
三島郡　出雲崎町	〃		
刈羽郡　刈羽村	〃		
三条市	7 月 25 日		
十日町市	〃		
燕市	〃		
南魚沼市	〃		

（出典）厚生労働省：ホームページ
新潟県：ホームページ

１．５　災害救助に係る活動記録

日本赤十字社では、今回の活動における課題を抽出するとともに、次に災害が発生した際に今回の課題をいかせるように、報告書として『平成 19（2007）年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録』をとりまとめた。参考として、目次を以下に示す。

表 1.5.1　『平成 19（2007）年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録』の目次（１）

第１章	地震の概要及び被害発生状況	１．１	地震の概要
		１．２	人的・住家被害の状況
		１．３	ライフラインの被害及び復旧状況
		１．４	道路の被害及び復旧状況
		１．５	交通機関
		１．６	その他の被害
第２章	関係機関の対応状況	２．１	政府の主な対応
		２．２	地方公共団体の災害対応状況
		２．３	日本赤十字の対応
第３章	災害時医療	３．１	災害時医療実施体制
		３．２	被災地病院における災害時緊急医療
		３．３	日本赤十字社の広域医療支援体制
		３．４	救急搬送状況
		３．５	有効事例及び課題
第４章	食料・飲料水及び物資等の提供	４．１	新潟県及び市町村による食料及び物資の提供
		４．２	国による食料及び物資の提供
		４．３	日本赤十字による物資の提供
		４．４	企業による対応
		４．５	物資調達・輸送に関する課題
		４．６	水道施設の被害及び課題
第５章	被災後の住まいと生活再建	５．１	避難所について
		５．２	応急仮設住宅の建設及び入居状況
		５．３	被災者の生活再建
		５．４	義援金の受付及び配分
第６章	災害時要援護者対策	６．１	地域における災害時要援護者対策
		６．２	新潟県における災害時要援護者支援の展開
		６．３	被災者の健康管理及び２次的健康被害予防のための保健師による活動
第７章	ボランティアによる支援	７．１	ボランティアセンターの概要
		７．２	ボランティアセンターの開設及び運営状況
		７．３	新潟県中越沖地震における広域支援体制
		７．４	赤十字ボランティアの活動状況
第８章	災害救助法の適用状況	８．１	平成 19 年新潟県中越沖地震における災害救助法の適用等について
		８．２	災害救助費の内訳等
第９章	被災住民の対応行動等意識	９．１	住民に対する意識調査の実施状況
		９．２	調査結果

表 1.5.2　平成 19（2007）年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録』の目次（２）

資料	新潟県中越沖地震についての座談会議事録
	平成 19 年新潟県中越沖地震災害についての調査集計結果
	平成 19 年新潟県中越沖地震出動救護班についての調査　集計結果

（出典）日本赤十字社, 2008,『平成 19（2007）年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録』

２．１　柏崎市災害対策本部の設置と解散

柏崎市地域防災計画では、地震の場合、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときに災害対策本部を設置することとされていた。今回の地震では、地震発生約 40 分後の午前 10 時 53 分に設置され、平成 20 年 10 月 16 日現在継続中である。設置までの経緯は次のようである。

> ・・・市長及び職員が地震発生直後から参集し始めた。4 階大会議室に災害対策本部を設置することとなっており、庁舎の被害状況などから、設置場所の検討をしたが、当初の予定通り、4 階の大会議室へ災害対策本部を設置した。
> 10 時 37 分に刈羽原子力発電所から職員に電話連絡があり、全号機停止していること、変圧器火災が発生していることを聞き、10 時 50 分にその旨を防災無線で放送した。また、市長が知事に電話で自衛隊派遣要請を行おうとしたが、知事は電話中であったので、担当職員が県の担当に 10 時 40 分に要請した。10 時 53 分、市長、副市長以下 16 名中 11 名の幹部と、市長、副市長が集まったことを受け、災害対策本部設置を決定した。

災害対策本部の組織は図 2.1.1 のとおりである。

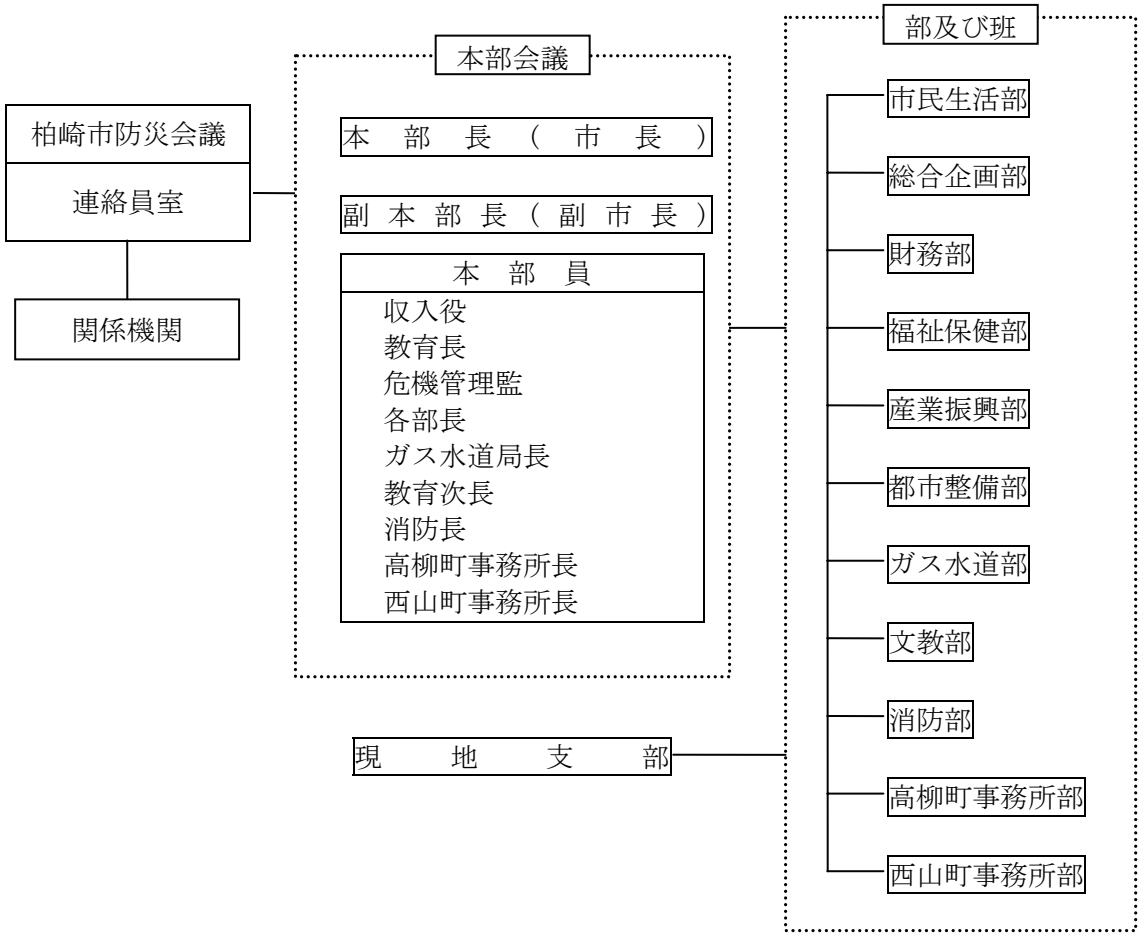

図 2.1.1　柏崎市災害対策本部の組織

（出典）日本赤十字社, 2008,『平成 19（2007）年新潟県中越沖地震における災害救助にかかる活動記録』
柏崎市提供資料

２．２　柏崎市災害対策本部(本部室)のレイアウト

新潟県中越沖地震における柏崎市災害対策本部(本部室)のレイアウトは図 2.2.1 のとおりである。今回の地震では、内閣府を始めとした政府現地連絡対策要員、県現地対策本部員、自衛隊、海上保安庁も市長の隣に列席した。なお、各部、防災関係機関連絡員のスペースには、東北電力、自衛隊、海上保安庁、県警などが詰めていたが、整然と席が決まっていたわけではない。また、マスコミは、当初から自由に出入りさせた。隣の小会議室もマスコミの控え室として開放した。

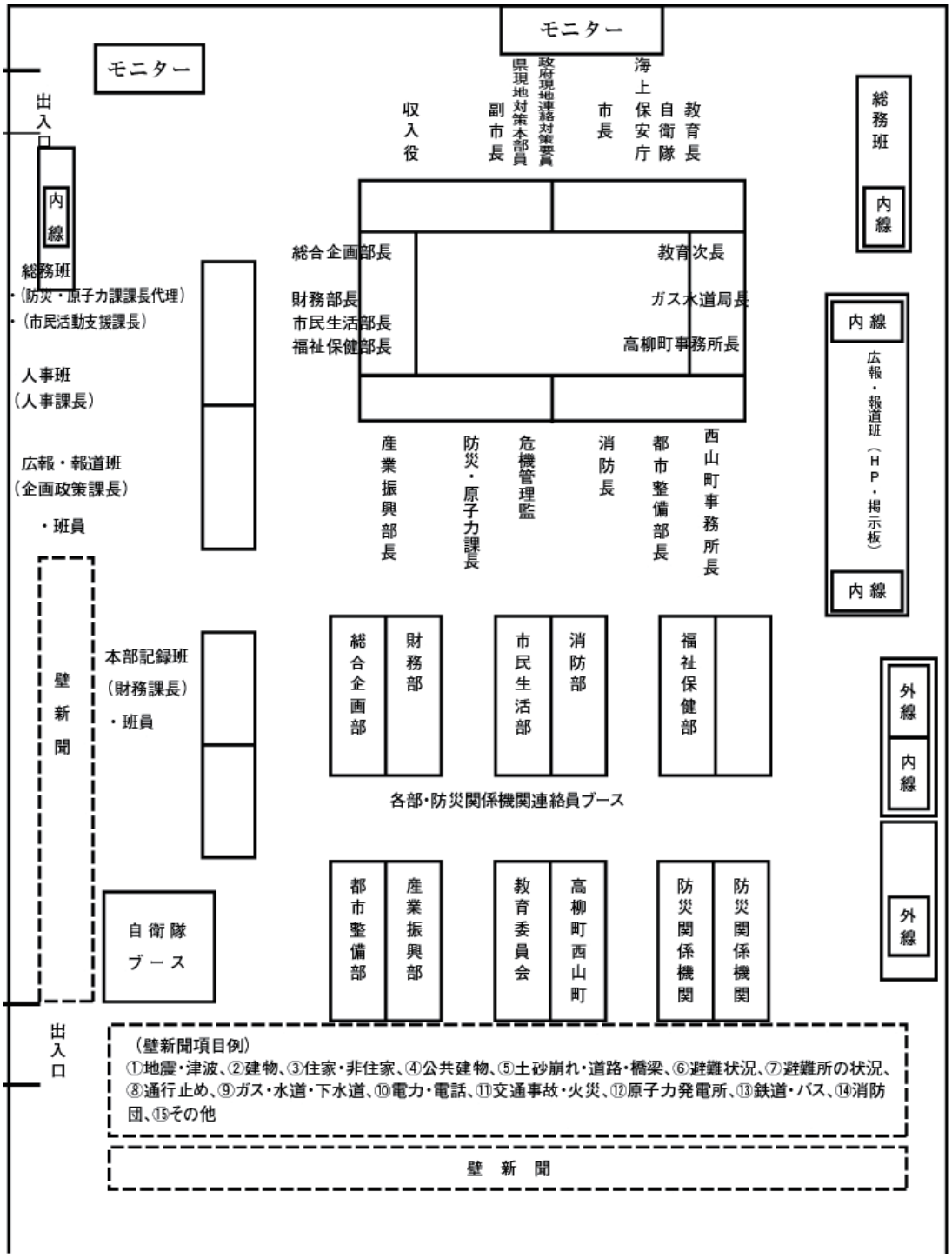

図 2.2.1　柏崎市災害対策本部(本部室)の配置図

(出典)柏崎市提供資料

２．３　柏崎市災害対策本部(本部室)における問い合わせ対応

市民や外部からの問い合わせについては、２．２のレイアウトの「外線」で総務班担当及び本部担当者が対応した。この他、各担当部署への直接の問い合わせもあり、各々が対応した。本部室での固定電話は次のように設置した。

表 2.3.1　本部室での固定電話の設置状況

種類	台数	備考
問い合わせを受けるための電話	4 台	
外部への発信のための電話	3 台	発信専用とするため番号は秘匿
防災･原子力課(防災主管課)用	7 台	

２．４　災害対策本部の運営に関する課題・教訓

柏崎市では、地震後、庁内各部課へのヒアリングや職員アンケートを実施し、初動期における防災対応の検証を行った。この中で、災害対策本部の運営に関する課題･教訓としては表 2.4.1 のような点が指摘された。

表 2.4.1　柏崎市災害対策本部の運営に関する課題･教訓（（柏崎市 2008）から抜粋）

項目	課題･教訓
指揮系統等	職員アンケートでは、庁内体制や指示・連絡系統の混乱、県、自衛隊など関係機関との間での連絡体制の課題が出された。 ● 今回の災害において、各部署の職員等が現場で直面した取り組み、意思決定・判断等の課題について、きめ細かな検討を要する。 ● 定期的な情報共有の場を災害時対応マニュアルに位置づけるなど、各種対応に忙殺される状況でこそ、認識の統一を図る。 ● 近年、災害時における国、県の対応が極めて迅速になっており、それが被災市町村をと惑わせている面がある。今回の経験も踏まえて、災害時における国、県の動きを反映させた災害時対応を計画する必要がある。
２町事務所の体制等	合併後の２町事務所に関する災害対応について、本庁との連携や役割分担、職員数減少下での対応等に関する課題が生じた。 ● 平時の職員数の減少を前提に、災害時における体制を検討する必要がある。 ● 事務所の役割分担に関して方向付けを明確にする。必要に応じて権限委譲なども考慮する。
事務分掌の再検討及び動員等	今回の災害では、庁内体制に関する業務量の偏り、人員配置、動員について多くの意見や課題が出された。 ● 大規模災害では、災害対応の業務量が極めて膨大で、長期に及ぶ。今回の経験を踏まえて業務量、通常業務との調整などを検証する必要がある。 ● 今回、臨時雇用、派遣職員の活用なども有効だったとの指摘があり、社会環境の変化を踏まえた新たな対応方策として、今後のあり方を検証する。 ● 事務分掌の再確認・明確化や変更、組織変更に応じた事務分掌の修正などについて検討する。
応援職員への対応	全国自治体職員の応援を有効に受けることは極めて貴重である。応援の受け入れ方策は、全国の自治体においても課題となっている事項であり、被災経験を踏まえた情報発信が重要である。 ● 今回の経験を踏まえ、各災害対策業務について、具体的な応援の受入手順や留意点、応援職員に依頼する業務、期間などの計画を策定する。
活動環境、勤務状況への配慮	災害対応の計画の中で、見落とされがちな点の一つが職員の活動環境、勤務状況への配慮であり、今回の災害でもさまざまな意見が寄せられた。 ● 参集等に関して、本人・家族等の人的被害、家屋等が被害を受けた場合の考え方、子供や要援護者のいる職員の参集判断を統一しておく。 ● 大規模災害ほど災害対応は長期化することから、的確な労務管理、健康管理の実施を計画に位置づける。

(出典)柏崎市，2008,『災害時行動調査　概要　平成 19 年(2007 年)新潟県中越沖地震への初動対応』http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/data/info/file002010994_6.pdf

２．５　新潟県災害対策本部

（１）本部の設置と組織体制

新潟県中越沖地震は、平成 19 年７月 16 日午前 10 時 13 分、柏崎市、長岡市、刈羽村で最大震度６強を記録し、県は、発災と同時に災害対策本部を自動設置した。（県内震度６弱以上は自動設置）

災害対策本部は、新潟県中越地震の経験をもとに大幅に改正した新しい組織体制で構成した。改正内容は、既存の部局とは別に災害対策本部各部を組織したこと、及び、災害対策本部に配置する本庁職員を通常業務とは別に予め指名（指名数 348 名）していたことである。新しい組織は、特に、避難所の運営支援や食料の供給など災害時の特殊業務に迅速で総合的な対応を行う上で、有効に機能した。

県災害対策本部組織・業務体系図

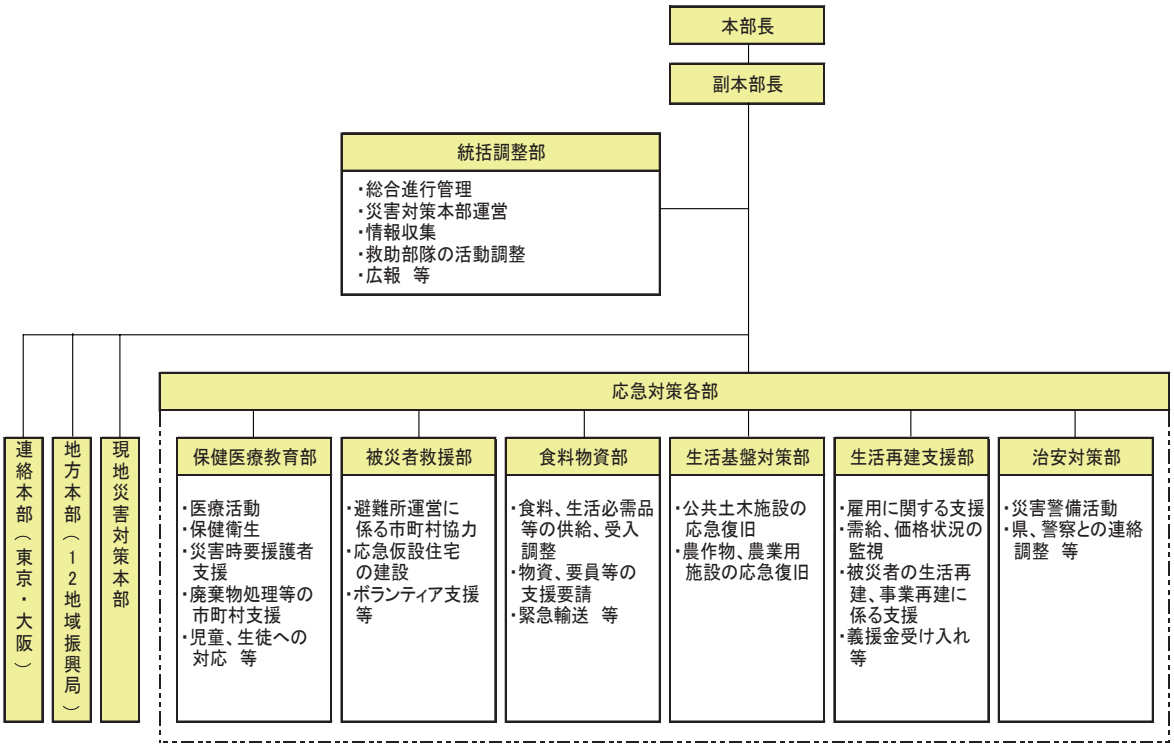

図 2.5.1　新潟県災害対策本部組織・業務体系図

（２）本部会議の開催

災害対策本部会議は、第１回会議が発災当日午前 11 時 25 分から知事室で開催され、８月 17 日まで主に県庁西回廊講堂において計 32 回開催された。

県地域防災計画における災害対策本部会議は、本部長（知事）、副本部長（副知事）、統括調整部長（危機管理監）と応急対策部の各部長で構成されるが、効率的・効果的な情報共有と意思決定を行うため、自衛隊、新潟地方気象台、北海道・東北８道県相互応援における応援調整県である福島県、新潟大学、人と防災未来センター等との合同会議とするとともに、構成メンバー以外の関係部課長も同席のもとで行った。

会議資料は原則として公開したが、十分な情報共有と闊達な議論を行うため、会議は非公開とし、終了後に、本部長が報道機関から取材を受けた。

（３）本部事務室の設置と変更

災害対策本部の事務室は、県庁西回廊大会議室・中会議室を主体に設置した。発災直前の７月12日に設営訓練を行っていたことが、迅速な設置に功を奏した。

事務室では、関係機関の連絡員等を含め多数の人員が活動するが、本部の業務は、時間の経過とともに内容や業務量が変化していく。このため、それに対応するよう、一部倉庫等も活用して空間を確保するとともに、柔軟にレイアウト変更を行っていった。

数回にわたるレイアウト変更は、限られた空間を有効に活用し、効率的に業務を行う上で有意義であったが、活動を継続しながらの変更は煩雑な作業を要した。

８月31日にすべての避難所が閉鎖された後、９月７日には大会議室の事務室を閉鎖し、一部を除き、危機対策課等の執務室に本部機能を移した。

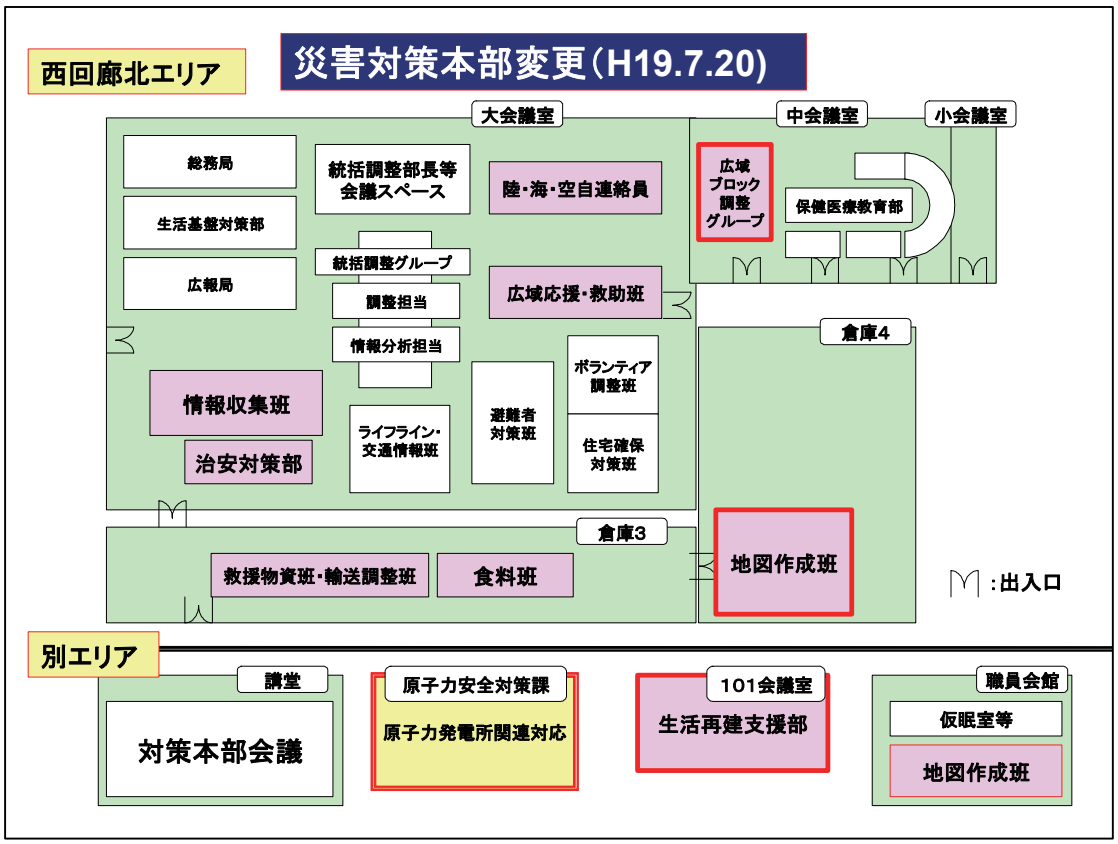

図 2.5.1　災害対策本部変更レイアウト（H19.7.20）

（４）現地災害対策本部等の設置

発災当日21時50分、柏崎市役所内に現地対策本部（副知事を本部長に、最大時７人体制）を設置し、刈羽村役場内にも駐在職員（最大時５人）を配置した。

現地災害対策本部および刈羽村駐在職員は、現地での情報収集・伝達、柏崎市・刈羽村に対する連絡調整や助言・支援、政府現地連絡対策室との調整などの活動を行った。具体的には、県災害対策本部指示事項に関する市村との調整（クーラーの配置、自衛隊の入浴施設配置等）、応援職員の受け入れ（避難所・救援物資応援職員の班分け、配置計画作成・管理等）、県災害対策本部への情報提供（市村の災害対策本部会議の状況報告、避難所ニーズ調査のまとめ）等を行った。

現地対策本部等は、政府現地連絡対策室が撤収する８月10日、同室との連絡調整の役割が終了することや、ライフラインの復旧に一定の目処がつき、今後、復興へステージが移行していくことから、同日に撤収した。

２．６　政府の動き

政府は、地震発生から 2 分後の午前 10 時 15 分、首相官邸に官邸対策室を設置するとともに関係省庁の局長級による緊急参集チームを招集。九州遊説中の安倍晋三首相からの指示を受けて、「被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす」などの 4 項目を協議確認事項としてまとめた。午前 10 時 49 分には、新潟県知事から自衛隊への災害派遣要請が行われた。

正午過ぎに、官房長官が首相官邸で記者会見を行い、緊急参集チームの活動状況や政府調査団の現地派遣などについて発表し、溝手顕正防災担当相を団長とする政府調査団が現地に向かい、谷本龍哉内閣府大臣政務官をトップとする現地連絡対策室を柏崎市役所内に設置した。現地連絡対策室には、能登半島地震には参加していなかった気象庁なども加わった。

安倍首相は、午後 3 時 5 分、官邸からヘリで現地視察に出発し、午後 5 時過ぎに東京電力柏崎刈羽原子力発電所に到着し、新潟県知事らとともに東電関係者から説明を受けた後、知事や柏崎市長らから被害状況について説明を受けた。

同日午後 9 時から、官邸で安倍首相も出席して関係閣僚会合を開催し、各省庁の対応状況の情報共有を行うと共に、改めて「県や市町村との的確な連携を図りながら、政府一体となって対応に万全を期すことの徹底」などの総理指示が出され、午後 11 時から内閣府で第 1 回の関係省庁連絡会議が開催され、各省庁の現場レベルでの情報共有が行われた。

翌 17 日午後 3 時からは、関係省庁局長会議が官邸で開かれ、安倍首相から「激甚災害指定の前提となる復旧事業費把握のため、国の職員が現地調査に全面的に協力するなどスピード感をもった対応」などの指示が出された。

関係省庁連絡会議は 8 月 3 日まで 10 回に渡って開催された。会議では当初、官邸からの指示で行われた被災地への物資の無償提供の調整も行われたが、これについては参考のトピックで紹介する。

8 月 21 日に行った溝手防災相の現地調査を踏まえ、23 日には復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議を開催し、住宅再建支援や風評被害対策など本格的な復興のための主な支援措置を確認した。

初日の安倍首相の現地入りについては、原発からの放射線漏れが確認される前の段階で、危機管理の最高責任者まで現地入りしたことについて、与党内からも選挙運動中だった参院選を意識した不適切な対応と批判された。

写真 2.6.1　7 月 16 日深夜の関係省庁連絡会議（内閣府）

写真 2.6.2　谷本政務官をトップにした政府の現地連絡対策室（7 月 18 日、柏崎市役所）

３．１　被害情報の収集

家屋の被害状況を把握するため、まず職員が全市に出向いて把握しようとしたが全容を把握することは難しかった。次に町内会長を通じて全壊家屋の数を調査した。

死者、負傷者の把握は、警察、消防、病院からの情報を集約・整理して把握したが、現場が混乱しているので非常に困難を伴った。

公共施設の被害状況は、所管部署がそれぞれ調査を行った。

なお、柏崎市職員の情報は、下記の様式により処理を行った。

【災害様式１】（要綱第１号様式）

災　害　情　報　連　絡・処　理　票

情　報・指　示・報告１・報告２

（新規情報）　　（指示に対する報告）

<table>
<tr><td>日　　時</td><td colspan="2">発信者住所（課題）・氏名</td><td colspan="2">受信者（課名・氏名）</td></tr>
<tr><td>／　　：</td><td colspan="2"></td><td>課</td><td></td></tr>
<tr><td>被害等
の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>対　応</td><td colspan="4">1　消防団、町内会長に連絡
2　県（警察署、土木事務所等）に連絡
3　防災行政無線、広報車で広報
4　ＦＭピッカラ、報道機関に連絡（ＦＡＸ）
5　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">処　理</td><td>課長
処理</td><td colspan="3">1　本部へ報告
2　重複
3　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>部長
処理</td><td colspan="3">1　本部へ報告
2　重複
3　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>災害種別</td><td></td><td>掲示板
記　載</td><td></td><td>地図記入</td><td></td><td>メール
記　入</td><td></td></tr>
</table>

表 3.1.1　柏崎市災害情報連絡･処理票

(出典)柏崎市提供資料

３．２　災害対策本部（本部室）における情報管理

柏崎市では、地震後、庁内各部課へのヒアリングや職員アンケートを実施し、初動期における防災対応の検証を行った。この中で、災害対策本部における情報管理に関する課題･教訓としては表 3.2.1 のような点が指摘された。

表 3.2.1　災害対策本部における情報管理に関する課題（（柏崎市 2008）から抜粋）

1	● 本部用 FAX が設置されなかったなど、基本的な情報伝達システム面での課題があった。
2	● 携帯電話の災害時の利用ルールがなかった。利用料の扱い、電話番号や携帯メールアドレスの取り扱いを定める等の検討が必要である。
3	● 今回の災害では、災害時における市職員の電子メールの利用について特に課題があったとの指摘はなかったが、実際の利用状況や利用上の課題についての検証が必要と考えられる。
4	● 町内会・コミュニティとの連絡・調整などをより重視する必要があり、地域との情報窓口の確保・明確化は重要な課題の一つと考えられる。
5	● 地域の情報共有については、本部の壁への被災状況記載がローテクな手段ではあるが有効だった。一方、道路やライフラインの被害・復旧情報管理にはＧＩＳが活用され有効だった。このように、今回の災害では、初動期の緊急対応に必要な情報と、復旧・復興・生活再建支援などの膨大な情報が的確に区分され、情報システムの活用が図られた。
6	● 第一線で市民に対応するきめ細かな情報提供が必要であった。ＦＭピッカラでの災害対策本部会議の放送や、被災者向けの広報紙は職員に対する情報提供としても重要な媒体となっていた。

(出典)柏崎市, 2008,『災害時行動調査　概要　平成 19 年(2007 年)新潟県中越沖地震への初動対応』http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/data/info/file002010994_6.pdf

３．３　マスコミへの情報提供・共有

新潟県柏崎市では、災害対策本部を出入り自由にして、本部会議も公開していた。記者たちのワークスペースは、プレスルームが災対本部の隣に用意され、応援の記者も含めてパソコンを持ち込んで記事を書いたり、打ち合わせができる場所としていた。災対本部の会議の後の会見も、定期的に開かれていた。

プレスルーム内には、市内の地域別に被災状況が分かるように模造紙を張り出してあった。ホワイトボードには、資料配付の時間と見出しが書き込まれていたほか、保育園の開設状況などを「報道をお願いしたいこと」として別枠で紹介していた。また、廊下には防災行政無線で流した内容を、プリントアウトして張り出した。

また、災害対策本部会議のメモが作られて、プレスルームや災対本部で配付されており、市の各部局や応援の自衛隊や国交省、ライフライン事業者からの報告の概要が分かるようになっていた。ただ、この会議メモは市のホームページに掲載されていなかったため、政府の現地連絡対策室や新潟県の現地対策本部が撤収する８月 10 日まで、時事通信の「防災リスクマネジメントＷｅｂ」が資料を元にＷｅｂサイトで報道していた。

また、災対本部の外側の廊下には、地震発生直後からの時系列の流れを書いた模造紙がずらっと張り出されており、誰もが読むことができるようになっていた。応援や交替の記者などが知りたいこれまでの経緯が分かるだけでなく、市役所を訪れた市民も市当局が何をしてきたのか、直後の切迫した状態でどんな意志決定が行われたのか、最新の情報が何かを知ることができた。また、住民向けにホームページ上でもこまかく情報を発信していた。

ただ、住民にとって心配材料だった柏崎・刈羽原子力発電所の詳細な被災状況などは、東京の原子力保安院や東京電力本社での対応となったため、地元でマスコミ向けに公表される場がなかった。原子力保安院では、地元のプレスや住民に直接、情報を伝える改善策の一環として、携帯メールを使った「モバイル保安院」を地震から１年後にスタート。災害発生直後の排気状況などを情報発信している。

写真 3.3.1（上）　災対本部前に張り出された経過(左)と、報道依頼事項（右）
写真 3.3.2（下）　プレスルームの様子（いずれも７月 18 日、柏崎市役所））

３．４　GIS の活用

新潟県中越沖地震では災害情報の収集および伝達のために，GIS（地理情報システム）が活用された。2007 年 7 月 17 日の新潟県中越沖地震災害対策本部会議における、泉田裕彦新潟県知事による要請に基づき、産官学民からなる「新潟県中越沖地震災害対応支援 GIS チーム」が発足するとともに，その中に「地図作成班」が構成され。7 月 19 日から 8 月 10 日まで日々の復旧状況を提供する活動が行われた。これは新潟県中越沖地震復旧・復興 GIS プロジェクトの一環として行われたが、このプロジェクトでは WebGIS を活用した各種の情報提供も実施されている。

実際に災害対応業務を担う自治体を、GIS を活用し現地で直接支援するこの動きは、新潟県中越沖地震が初めての試みであり、復旧・復興の現場で大いに役立てられたといえる。被災地外からの支援策のひとつとして 2004 年の新潟県中越地震から始まった WebGIS を活用した情報伝達も行われ、災害時の GIS の活用方策について被災地内外からの具体的な活動が効果を表しつつあるといえよう。

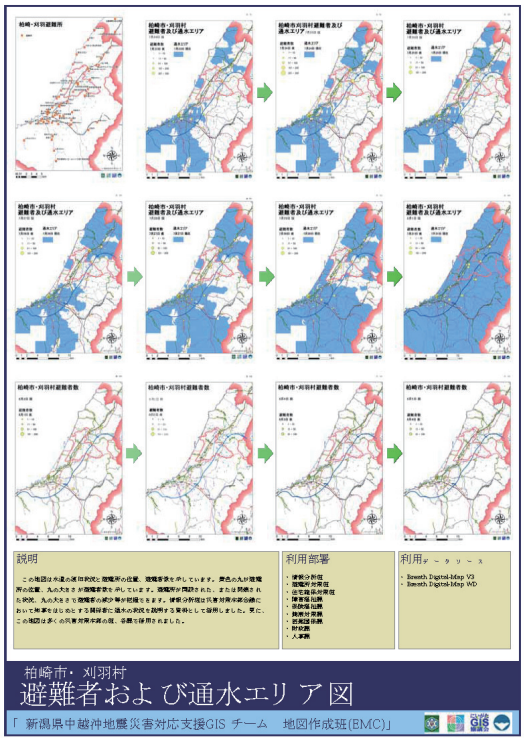

図 3.4.1　地図作成班の作成した地図の例（避難者及び通水エリア図）

図 3.4.2　新潟県中越沖地震復旧･復興 GIS プロジェクトサイト

（出典）平成 19 年新潟県中越沖地震復旧・復興 GIS プロジェクト」は新潟県中越沖地震により被災した地域の効率的な災害対応を実現し、早期の復旧・復興に資するため、産学からなる新潟県中越沖地震災害対応支援ＧＩＳチームと国土交通省、新潟県により構成（新潟県ホームページによる）。

【参考資料】新潟県中越沖地震復旧・復興 GIS プロジェクト
http://chuetsu-gis.jp/20070716/index.htm
平成 19 年(2007 年)新潟県中越沖地震関連情報
http://www.pref.niigata.lg.jp/bosai/0716jishin.html

４．１　広報紙

柏崎市での広報紙については、地震後 3 回発行された。それぞれで掲載された主な項目は表 4.1.1 のとおりである。特に「広報かしわざき号外」では、「応急危険度判定調査」と「被害状況調査」の違いなどがきめ細かく解説されている。柏崎市(2008)では「被災者向けの広報紙は職員に対する情報提供としても重要な媒体となっていた」という副次的な効果も指摘されている。

表 4.1.1　広報紙への掲載項目

発行日		掲載項目
平成 19 年 7 月 30 日	臨時広報 1 号(4 頁)	● 市長あいさつ ● 地震の発生状況 ● 被害の状況等 ● 避難の状況 ● 復興に向けた支援策・対応策 ＊被災者相談所開設の案内含む。 ● 避難所生活で注意していただきたい事項
8 月 11 日	臨時広報 2 号(4 頁)	● ごみ処理及び被災住宅の解体廃棄物の処分について ● ガス・水道・下水道料金等の納期限延長・減免について ・ガス･水道・下水道料金等の納期限延長・減免 ・公共下水道受益者負担金・農業集落排水受益者分担金の納期限延長 ● 中小企業向け融資制度について ・新潟県融資制度 ・柏崎市融資制度 ● 個人向け融資制度(住宅関係融資制度)について ● 被災者相談所の開設について ● 8 月 16 日の全市一斉黙祷について
8 月 20 日	広報かしわざき号外(24 頁)	● 担当部署・相談窓口について ● 家屋の被害状況調査と「り災証明書」について ● 住宅再建支援制度の適用について ● 被災者生活再建支援制度について ● 住宅応急修理制度について ● 被災住宅の解体廃棄物の処分等について ● 合併処理浄化槽の修理について ● 市税等の納期限延長と減免について ● 個人向け融資制度について ● 中小企業向け融資制度について ● 農林業施設等の災害復旧支援策及び農業関連等融資制度について ● 経済面の支援、負担等の軽減について

(出典)柏崎市提供資料

４．２　ホームページを通じての広報

柏崎市では、地震発生当日からホームページを通じてさまざまな情報を発信した。その内容は、平成20年10月現在、災害記事アーカイブの一つとして市のホームページの中に掲載されている。
■柏崎市役所ホームページ　災害記事アーカイブ URL
http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/archives/saigai/20070716jishin.html

表 4.2.1　市ホームページを通じて発信された情報の項目

● 災害情報
● 消費生活トラブル
● 避難所
● 救援物資・義援金
● 道路
● ボランティア
● ペット･動物
● 防災
● 公共交通機関
● ごみ
● 医療･福祉
● 行事・催し物
● 原子力発電所
● 市政
● 公共施設
● 住宅･建物復旧
● その他復興支援
● インターネット
● 被害状況のまとめ
● 選挙
● 保育園・幼稚園・小中高校・大学
● 電気･ガス･上下水道・電話
● 情報公開

４．３　地域ＦＭによる広報

新潟県柏崎市のコミュニティＦＭ局「ＦＭピッカラ」では、入浴拠点や道路の迂回情報など、市民の目線での情報提供を行った。地震直後から、柏崎市との協定に基づき、防災行政無線の内容を、番組中でも割り込ませてい放送したため、別の話題を話していたパーソナリティが「あ、何かお知らせがありますね。では聞きましょう」などと紹介し、「柏崎市災害対策本部からのお知らせです」という防災行政無線の中身がそのまま放送されていた。災対本部でも、防災行政無線がそのままＦＭピッカラに流される前提で、市民への情報伝達ルートとして積極的に活用していた。

地震から 10 日後には、合併前の旧西山町地区に臨時災害ＦＭ局の免許を取得し、旧柏崎市エリアだけしか放送していなかったＦＭピッカラの同じ内容が全市域に流れる体制を整えられ、災害放送は、24 時間態勢で 41 日間行われた。

また、ＦＭピッカラでは、インターネットでストリーミング中継を行っているため、電波が届かない場所でも放送を聞くことができた。

また、シンガーソングライターのＫＯＫＩＡさんが柏崎市内で被災したファンからのメールに応えて作った「私にできること」がＦＭピッカラに持ち込まれ、毎日、何度も放送された。被災した住民への応援歌として、復興イベントなどでも披露され、小学生たちも合唱で取り上げたのも、地域密着のメディアならではの働きだ。

阪神・淡路大震災の無免許ミニＦＭを母体に生まれた「ＦＭわぃわぃ」、その支援も受けて作られた 2000 年有珠山噴火の際の「ＦＭレイクトピア」、新潟県中越地震の時の「ＦＭながおか」など、コミュニティＦＭの有効性は定着したと言える。

写真 4.3.1　ＦＭピッカラのスタジオ（2007 年 8 月 4 日、新潟県柏崎市、撮影：岡野谷純氏）

４．４　防災行政無線による広報

災害時における災害対策本部から市民への情報提供の手段としては、防災行政無線が非常に大きな役割を担っている。可能なあらゆる情報を防災行政無線で提供した。

また、防災行政無線は、ただちにＦＭピッカラにも提供して繰り返し放送をしてもらう仕組みとした。

放送内容は、以下のような内容であった。

【放送内容】

・道路情報（通行止め、高速道路の状況　等）
・電車・バスの運行状況
・小中・高等学校、保育園の休校（園）について
・エコノミークラス症候群の注意について
・ごみの収集に関して
・ガス・水道・下水道の復旧について
・仮設トイレの設置について
・原子力発電所の状況
・給水・炊き出しについて
・入浴施設の開設について
　など、あらゆる情報を提供した。

［ 参考 ］

防災行政無線の概要について

旧柏崎市では、昭和 60、61 年度に防災行政無線が整備された。固定系システムは親局が市役所に、遠隔制御局が消防本部と市役所宿直室に設置された。屋外拡声受信局は市内全域、296 箇所、集落から離れている家屋や防災行政関係機関には戸別受信機を 130 箇所整備された。その後、平成 13 年までに全世帯・事業所に整備し、設置台数 34,396 台（一般家庭 31,262、事業所 3,133 台）で一般家庭の普及率 96.5%（32,381 世帯のうち）まで整備された。

旧高柳地区では、平成 9～11 年度、旧西山町では、平成 4～5 年に整備された。そのうち、旧西山町全域で、平成 17 年度～19 年度の 3 ヶ年で、アナログからデジタルへと移行した。

現在では、固定系親局 3 局、遠隔制御局 4 局（消防本部を含む）、中継局 3 局（米山、別山（薬師）、栃ヶ原）のほか、全市域で屋外拡声装置 381 局、戸別受信機 38,000 台（個人、アパート、事業所を主に仮設住宅を含む）、ＦＡＸ214 機が配備されている。市民コミュニティセンターや小中学校すべてに戸別受信機が設置され、避難所での災害情報の共有をに可能にしている。

５．１　柏崎市消防本部による活動

平成 19 年 7 月 16 日（月）10 時 13 分頃、新潟県中越沖深さ約 17 ㎞を震源とするマグニチュード 6.8 の地震が発生した。この地震により新潟県上中越地方及び長野県北部を中心に強い揺れが各地を襲った。当消防本部管内の柏崎市、刈羽村及び出雲崎町においては多数の死傷者と倒壊家屋等の被害が発生し、特に柏崎市の被害は甚大であった。

地震発生と同時に火災・救急・救助要請が殺到、12 時 00 分までに 135 件の助けを求める 119 番通報が入り当直員は全力で救急・救助事案に対応した。当日は休日（海の日）であったため幹部職員が登庁した 10 時 30 分に消防対策本部を設置、参集して来た職員を含め全職員、全車両で消防活動を開始した。

また、10 時 30 分新潟県中部消防応援協定に基づき中越地域の代表消防本部である長岡市消防本部、10 時 35 分新潟県広域消防相互応援協定に基づき新潟県代表消防本部である新潟市消防局にそれぞれ応援要請を行った。その後、10 時 40 分新潟県知事に緊急消防援助隊航空部隊の出動を要請した。

新潟県消防広域応援隊は地震発生日の 16 日、県内の全 18 消防本部から指揮支援隊 2、消火隊 7、救助隊 11、救急隊 23、後方支援隊 10 の合計 53 隊、190 人が柏崎市消防本部に集結して救急、救助活動等を実施した。新潟県消防広域応援隊は 7 月 28 日の正午に解隊するまで延べ 218 隊、883 人が消防活動を実施した。

なお、柏崎市消防本部は、その後も管内の警戒及び巡回等を継続し 8 月 4 日から通常勤務へと移行した。

表 5.1.1　火災・救急・救助出動状況（平成 19 年 7 月 16 日～28 日正午）

	出　動　件　数	搬　送　人員	救　助　人　員
火　災　出　動	2 件		
救　急　出　動	377 件	379 人	
救　助　出　動	42 件		22 人

＜　主な活動　＞

（１）負傷者の救急搬送、倒壊家屋等からの救助活動、消火活動及び住民の安否確認
（２）応急救護所の設置（基幹総合病院にエアーテントを設置し救命士等を派遣）
（３）救急隊による避難所巡回及びＡＥＤを配置（63 箇所）
（４）応援隊の出動車両に柏崎消防職員をナビゲーターとして配置
（５）避難指示地区及び市内を昼夜パトロール

５．２　消防団の活動

柏崎市消防団（1,486 人：H20 年 4 月現在）は、発災初日から本部及び各分団がさまざまな応急対策活動に当たった。発災初日と翌日の主な活動内容は表 5.2.1 のとおりである。

表 5.2.1　発災初日と翌日の消防団の主な活動内容

	7 月 16 日(出動人員 1,027 人)	7 月 17 日(出動人員 803 人)
本部	● 地震発生後、全分団に団無線で管内の巡回及び被害状況の報告を指示 ● 倒壊家屋の報告のあった分団に住民の安否確認を指示 ● 避難所の開設等に協力及び負傷者の搬送先を指示 ● 各分団からの要請の調整及び関係機関へ連絡	● 倒壊家屋のある分団に再度安否確認を指示 ● 家屋倒壊の多い分団へ被害の少ない分団から応援出動を指示
分団	● 管内巡回 ● 被害調査 ● 倒壊家屋の住民の安否確認 ● 一人暮らし宅の安否確認 ● 積載車で負傷者を病院まで搬送 ● 工場火災の消火 ● 倒壊家屋からの救出 ● 住民の避難所への誘導 ● 要援護者の避難所への移送 ● 避難所開設に協力及び投光器にて避難所の照明 ● 避難所での水・食料等の配給補助 ● 避難所の警備、飲料水の確保及び照明作業 ● 避難所の発電機の燃料確保及び仮設トイレの水確保 ● 地割れ箇所にバリケード等を設置 ● 堤防及び斜面の亀裂等の調査 ● 亀裂等にシート張り ● 土嚢つくりと段差ができた道路の土嚢積み ● 陥没した道路での交通整理 ● 国道等で交通誘導 ● 危険排除(電線の垂れ下がり等) ● ガス栓の閉栓作業 ● 倒壊したブロック塀等の撤去	● 管内巡回 ● 倒壊家屋の住民の安否確認 ● 住宅明細図を使用して全半壊家屋の住民について安否確認を実施 ● 住民の避難誘導 ● 一人暮らし高齢者世帯に食料を配布 ● 物資の運搬及び仮設トイレ設置に協力 ● 避難所の照明作業 ● 避難所の飲料水確保 ● 道路の陥没箇所等にコーン設置 ● 避難所から負傷者等を病院へ搬送 ● 避難所の警備 ● 炊き出し ● 避難所での救援物資の搬送補助 ● 消火栓及び防火水槽の点検 ● 土砂崩れ箇所の土砂排除 ● 斜面の亀裂箇所にシート張り ● 大雨への警戒及び巡回･警備

(出典)柏崎市提供資料

６．１　救急搬送状況

発災から県内応援隊（新潟県広域消防相互応援協定に基づくもの）解隊までの 13 日間における救急出場状況は、下図に示すとおりである。

7 月 16 日は、101 件出場し 115 人の搬送人員となった。事故種別では、自然災害事故（倒壊家屋の下敷き等地震によるもの）が 39 件 46 人、転院搬送が 36 件 48 人、急病 14 件 13 人、医師搬送 4 件、その他 8 件 8 人であった。中でも、発災直後、管外医療機関への転院搬送においては、正確な道路情報の把握に困難を極め、すれ違う通行車両や県内応援隊からの情報を頼るしかない状況であった。

当消防本部では救急隊 6 隊及び搬送可能な消防車両等を運用し救急搬送活動を行ったが、殺到する救急要請に対し、単独消防機関のみで対応することは困難であった。しかし、11 時 44 分以降順次到着した県内応援隊により、その対応状況は徐々に改善され、救急要請に対する体制が比較的早期に整ったといえる。（県内応援隊救急隊数：23 隊）

被災地医療機関への搬送状況等については、管内 3 箇所の救急告示医療機関のうち、災害拠点病院である刈羽郡総合病院へは、救急隊によるもの・自主搬送によるものの双方が集中した。救急外来前には、傷病者があふれかえる状況であったため、救急外来入り口付近に消防エアーテントを設置、併せて消防職員 7 人を配置し、医師及び看護師によるトリアージ・処置への協力を行った。その後到着したＤＭＡＴとも連携を図り、重症度の高い傷病者の転院搬送に必要な救急隊の手配や救急車進入・退出路の動線確保が可能となり、災害拠点病院、ＤＭＡＴ及び消防との連携活動が有効に機能した。また、倒壊家屋現場等へのＤＭＡＴ出動は 6 件、ヘリによる搬送は 10 件（傷病者搬送 9 件 11 人、医師搬送 1 件 5 人）であった。

なお、人工透析患者の管外搬送については、7 月 17 日に 46 人、7 月 18 日に 42 人を当消防本部、柏崎市及び自衛隊が協力し、小千谷市及び十日町市へ搬送した。

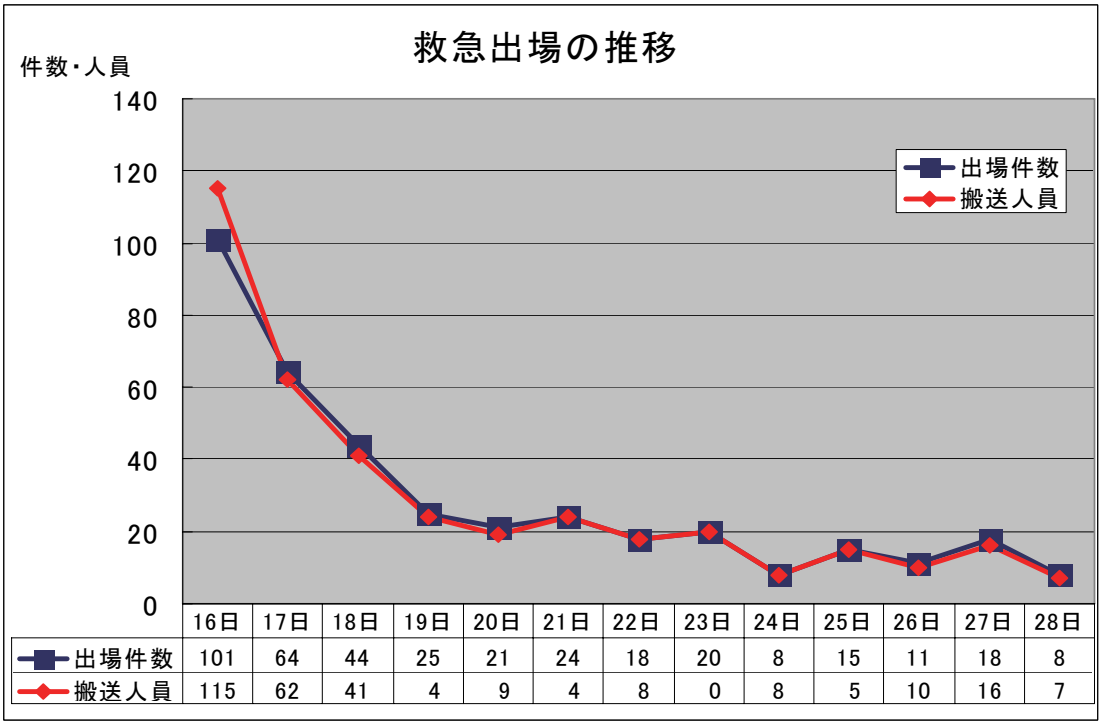

	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
出場件数	101	64	44	25	21	24	18	20	8	15	11	18	8
搬送人員	115	62	41	4	9	4	8	0	8	5	10	16	7

図 6.1.1　救急出動の件数と搬送人員数

６．２　被災地内病院での被害と対応

（「平成 19（2007）年新潟県中越沖地震における災害救助にかかる活動記録（平成 20 年 5 月, 日本赤十字社)」より一部抜粋）

（１）病院の被害と対応状況

新潟県が行った調査において、震度 4 以上が観測された市町村に所在する 5 の病院に被害状況を確認したところ（7 月 16 日 11:30 現在）、エレベーターの自動停止 9 病院、水洩れ、ひび 4 病院など、被害が生じた病院であっても、いずれも軽微な被害であり、新潟県中越地震時のような全診療機能を喪失したり、入院患者を移送した病院は無かった。

医療機関の主な被害は、建物内外壁の亀裂、配管損傷、水漏れ、受水槽の破損、液状化現象による地盤沈下､地下配管の損傷等であり､被災中心部の病院はほぼ翌日から通常通り診療を開始、医療診療所は 7 月 20 日（発災 5 日後）までに通常通り診療開始、歯科診療所は 8 月 1 日（発災 17 日後）までに通常通り診療開始（水道開通による）していた。

表 6.2.1　医療関係機関の被害状況

		中越地震	中越沖地震
病院	国・公立医療機関	15	10
	公的医療機関	8	7
	民間医療機関	21	14
	小計	44	31
医科診療所	公立医療機関	5	2
	民間医療機関	52	60
	小計	57	62
歯科診療所	公立医療機関	1	0
	民間医療機関	39	8
	小計	40	8
合　　計		141	101

（出典）新潟県福祉保健部「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」平成 20 年 1 月

（２）主な病院の対応状況

刈羽郡総合病院は、中越地区の災害拠点病院であり、地震発生から 10 分後には患者が来院し始め、10 時 30 分には災害対策本部が設置された。

発災時には全職員 509 名のうち 27%の職員が勤務中だった。職員自身が負傷 17 名、家族が負傷 12 名､家屋全壊 13 名､半壊 33 名等の被害が発生したこともあり､当日中の自主参集率は 47.1%にとどまり、全職員の 3/4 の陣容で対応した。

新潟市民病院（刈羽郡総合病院における総括ＤＭＡＴとして活動）は災害拠点病院であり、地震が発生した直後からＤＭＡＴの派遣準備を開始し、新潟市消防局に運転と同乗を依頼し、医師 2 名、看護師 2 名、事務 1 名のＤＭＡＴチームとし、消防隊員 2 名（うち 1 名は救急救命士）で、11 時 05 分（発災から約 48 分）に出発し、13 時 35 分に刈羽総合病院に到着し、総括ＤＭＡＴとして活動を開始した。

（出典）日本赤十字社, 2008,『平成 19（2007）年新潟県中越沖地震における災害救助にかかる活動記録』

広瀬保夫　新潟市民病院救命救急・循環器病・脳卒中センター副センター長「医療側から見た災害医療のあり方～中越地震、中越沖地震を踏まえて～」『消防防災』2008-春季号（24 号）

６．３　県医療救護班・ＤＭＡＴ等による医療体制

新潟県中越沖地震により被害を受けた医療機関は、病院 31 施設、医科診療所 62 施設、歯科診療所 8 施設であった。また、地震による負傷者のうち病院を受診した者は、地震発生の翌日 17 時までの累計で約 1,200 人であった。

中越沖地震の発生に当たり、ＤＭＡＴ（「Disaster Medical Assistance Team」、災害の急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム）は、発災後概ね 3 時間（13 時 35 分）から 48 時間までの間に、県内 5 チームのほか県外 37 チームが現地へ急行し医療活動を行った。活動内容としては、刈羽郡総合病院での被災患者（2 日間で約 580 人）のトリアージ、他病院への搬送（ヘリコプター搬送 8 人、救急車搬送 16 人）、診療等医療支援、崩壊現場での医療活動等の本来任務に加え、避難所等での救護活動を行った。

医療救護班は、発災当日から 32 日間で県内延べ 163 班のほか県外延べ 217 班が活動を行った（救護活動に従事したＤＭＡＴを含む）。活動内容としては、急性期における避難所での初期救急医療（トリアージを含む応急処置）、救護所での診療活動、避難所での日中及び夕刻の巡回診療活動を実施し、延べ 7,677 人に診療を行った。

歯科医療救護班は、発災後 3 日目から 5 日間で延べ県内 12 班が活動を行った。活動内容としては、柏崎市健康管理センター内の休日急患診療所において歯科医療活動を実施し、延べ 75 人に歯科診療を行った。

平成 16 年の新潟県中越地震では、医療救護班の調整役を定めていなかったため、避難所等で混乱が生じたことを教訓にして、平成 18 年 9 月に改訂した「新潟県災害時医療救護活動マニュアル」において、被災地で医療需給の調整等を行う災害医療コーディネーター（保健所長）を設置した。

中越沖地震では、その災害医療コーディネーターが中心となってきめ細やかな巡回診療等を実施するために必要となる医療救護班数を把握するとともに、前日の医療関係者によるミーティングにおいて、あらかじめ避難所ごとに巡回診療等を実施する医療救護班の割り振りを行うことにより、統制の取れた医療活動を実施した。

表 6.3.1　中越沖地震・中越地震の医療救護班数比較

中越沖地震・中越地震　医療救護班数比較

		初日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
中越沖地震	避難所	116	101	98	84	79	78	73	75	73	73	70	71	72	71
（H19. 7.16）	避難者	11,229	12,483	9,883	6,278	4,385	3,794	3,073	2,877	2,468	2,396	2,126	2,116	1,903	1,823
	医療救護班	52	51	41	24	26	27	25	16	18	18	17	14	13	12
	（うちDMAT）	(37)	(34)	(14)											
中越地震	避難所	データなし	427	458	498	576	579	594	536	501	442	367	324	299	265
（H16.10.23）	避難者	データなし	85,667	98,087	103,178	89,244	99,111	85,067	77,662	71,407	59,668	47,574	42,851	38,941	34,229
	医療救護班	2	19	22	31	39	58	68	69	67	66	70	53	48	44

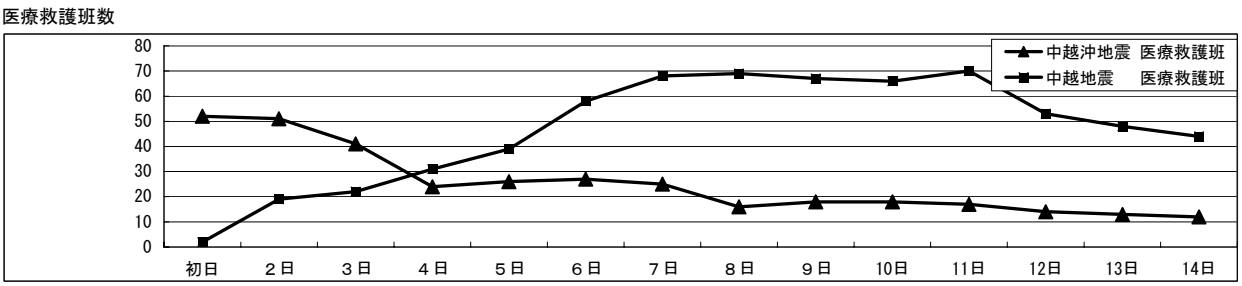

＜新潟県福祉保健部医薬国保課調べ＞

図 6.3.1　中越沖地震・中越地震の医療救護班数比較

６．４　赤十字社による医療支援

（「平成 19（2007）年新潟県中越沖地震における災害救助にかかる活動記録（平成 20 年 5 月，日本赤十字社)」より一部抜粋）

日本赤十字社新潟県支部では、発災直後から災害救護実施対策本部を設置（解散：7 月 31 日 17:40）し、柏崎市に先遣隊を派遣した。日本赤十字社本社も同様に災害救護実施対策本部を開設（解散：7 月 31 日 18:00）し、新潟県支部に状況の問い合わせや、ｄＥＲＵ（注）3 チーム派遣の予定があること等を伝えていた。先遣隊は、柏崎市役所に到着後、総合福祉センターに現地災害救護実施対策本部を設置し、元気館で、医師会長等から、柏崎市西山地区から情報連絡が少なく、孤立に近い状態であり、救護班を派遣して欲しい旨を伝えられた。

以降、7 月 29 日に撤収するまで、44 班 363 名が医療救護活動を行った。

表 6.4.1　日本赤十字社の医療救護活動の実施状況

項　目	数　値	備　　考
派遣総数	44 班	7 月 16 日～29 日（7 月 29 日撤収。ｄＥＲＵについては、22 日撤収） ・3 ユニット（本社、宮城県支部、愛知県支部）含む ・本社・支部別の救護班派遣状況（別添１）
派遣要員数	363 班	医師 64 名、看護師 142 名、薬剤師 21 名、主事等（主事、こころのケア要員及びボランティア、災害対策本部要員を含む）136 名

（出典）日本赤十字社新潟県支部「平成 19 年度　新潟県中越沖地震に対する日本赤十字社の活動」

なお、ｄＥＲＵ（国内型緊急対応ユニット）を展開した例では、名古屋第一赤十字病院と名古屋第二赤十字病院は合同で救護班を結成し、7 月 18 日～20 日の 3 日間、愛知県支部として初めてｄＥＲＵを展開した救護活動を実施した。地震当日の夕方に愛知県を出発し、翌日の午後には現地で診療を開始しており、ｄＥＲＵを設置した柏崎市高浜地区は市中心部よりかなり離れた、いわゆる「無医地区」に相当する地域であり、道路通行止めにより、ほぼ孤立状態となった中で救護活動拠点ができたことで地域の住民に大きな安心感を与えることができた。

（注）ｄＥＲＵ：大型テント、その他の救護用品がコンテナに収納してあり、トラックで容易に移動ができるため、災害直後に出動し、被災地に到着後約 1 時間で救護所として開設することができ、発電機などを装備し、自己完結的に活動が可能なユニット。避難所の一部で救護所を運営するのに比べて、機動性が格段に向上し、安心した救護活動が行える。特に余震による二次災害の危険がないなどのメリットがある。

（出典）日本赤十字社, 2008,『平成 19（2007）年新潟県中越沖地震における災害救助にかかる活動記録』

７．１　緊急消防援助隊の派遣

消防庁では、新潟県中越沖地震の発生と同時に消防庁長官を本部長とする「消防庁災害対策本部」を設置、全職員が参集し被害状況等の情報収集活動を開始した。

同日、10時40分に新潟県知事から消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣要請を受け、同時刻、宮城県（仙台市長）に対し、その後7月23日までの8日間にわたり、福島県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、京都府に対して緊急消防援助隊の出動を求めるとともに、新潟県等と緊急消防援助隊の受入れ体制等についての調整を行い、1都1府8県から緊急消防援助隊15隊、110名隊が出動し、相互に連携した活動が行われた。

また、上記に加え、新潟市消防局を中心とした新潟県内広域消防応援部隊53隊187人が活動し、被害状況等の情報収集及び救急活動等を実施した。

緊急消防援助隊については、同年3月の能登半島地震に続く大規模な出動となり、消防庁からも緊急消防援助隊調整本部要員を含め13人の職員を新潟県に派遣した。

各都府県の緊急消防援助隊等の出動状況は次のとおり。

表7.1.1　新潟県中越沖地震における緊急消防援助隊出動状況（7月16日～23日までの合計）

応援都府県	航空部隊	指揮支援隊	都道府県指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	その他特殊部隊等	後方支援隊	部隊数計	出動人員計
宮城県	1	1						1	３隊	36名
福島県								2	２隊	６名
栃木県	1								１隊	10名
埼玉県	1								１隊	13名
東京都	1	1							２隊	６名
神奈川県	2								２隊	８名
富山県	1								１隊	13名
石川県								1	１隊	４名
山梨県	1								１隊	９名
京都府	1								１隊	５名
合計	９隊	２隊						４隊	15隊	110名

７．２　緊急消防援助隊の受け入れ

7 月 16 日午前 10 時 40 分、柏崎市消防本部から「新潟県緊急消防援助隊受援計画」に基づく緊急消防援助隊航空部隊の応援要請が、新潟県防災局消防課に入った。

県は直ちに総務省消防庁応急対策室に対し、消防組織法第 44 条に基づく応援要請を行うとともに、新潟県消防防災航空隊に対し、応援航空部隊の受け入れ準備を指示した。

また、県は地震発生と同時に災害対策本部を設置して応急対策を行っていたが、緊急消防援助隊調整本部を広域応援・救助班内に設置することを確認し、新潟市消防局及び新潟県消防防災航空隊に、本部員の派遣を依頼した。

午前 11 時 36 分、情報収集の任務を負った仙台市消防航空隊「けやき」が新潟空港に向けて仙台空港を離陸、この後各都県市所属の指揮支援隊、航空部隊、後方支援部隊が順次出動、発災当日は 2 隊の指揮支援隊、6 隊の航空部隊及び 2 隊の後方支援部隊が活動を行った。

緊急消防援助隊航空部隊の活動に当たっては、被災地が新潟市から遠隔地にあることから、発災当日より柏崎市の佐藤池野球場駐車場を緊急消防援助隊のフォワードベースとして設定し、運用した。

一方、緊急消防援助隊陸上部隊の準備状況の連絡を受けていた県は、柏崎市消防本部の意向を確認後、陸上部隊の応援要請を行わない旨を、午後 0 時 45 分、総務省消防庁に回答した。

新潟県中越沖地震に係る緊急消防援助隊は、7 月 16 日の発災から 7 月 23 日の活動終了までに、13 隊の延べ 279 名が、情報収集 24 回、救急 3 回、人員搬送 15 回の活動を行った。

写真 7.2.1　緊急消防援助隊（航空隊）

７．３　警察による広域応援

新潟県中越沖地震では、7 月 16 日 11 時 30 分以降に、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、富山県、警視庁の広域緊急援助隊約 370 人に対して、新潟県への派遣を指示した。16 日以降、救出救助活動、被災者の確認作業、交通整理を実施し、19 日に任務解除となった。19 日以降は関東管区広域緊急援助隊等約 160 人を派遣し、治安・交通対策等を実施し、25 日に任務解除となった。

表 7.3.1　新潟県中越沖地震における警察の広域応援の状況

日　程	内　容
7 月 16 日	◆11 時 30 分以降、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、富山県、警視庁の広域緊急援助隊約 370 人に対して新潟県への派遣を指示 ◆救出救助活動を実施
7 月 16 日以降	◆地震被害に巻き込まれた被災者の有無について、倒壊家屋を中心にした確認作業や交通整理等を実施
7 月 19 日	◆８都県の広域緊急援助隊約 370 人について、任務解除
7 月 19 日以降	◆関東管区広域緊急援助隊及び静岡県警察広域緊急援助隊特別救助班等の計約 160 人を派遣し、治安・交通対策及び余震等の被害対応等を実施
7 月 25 日	◆関東管区広域緊急援助隊等約 160 人について、任務解除

（出典）内閣府：平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震について（第 31 報），平成 20 年 1 月 7 日

７．４　自衛隊の災害派遣活動

新潟県中越沖地震では、7 月 16 日 10 時 49 分に新潟県知事から自衛隊の災害派遣要請が行われた。それに基づき、7 月 16 日以降、救出・救助活動、人員・物資の輸送、給水、給食、入浴、などの支援を行い、8 月 29 日の撤収要請基づき撤収した。派遣された人員と機材は、延べ数で人員が約 92,400 名、車両が約 35,100 両、艦船 95 隻、航空機 1,184 機であった。

表 7.4.1　新潟県中越沖地震における自衛隊の災害派遣の状況

日　程	内　容
7 月 16 日	新潟県知事から災害派遣要請（10：49）
7 月 16 日以降	救出・救助活動 人員・物資の輸送 給水支援（柏崎市、刈羽村、上越市、出雲崎町の 103 ヵ所、延べ約 30,400 トン） 給食支援（柏崎市、刈羽村の 30 ヵ所、延べ約 87 万食） 入浴支援（柏崎市、刈羽村の 19 ヵ所、延べ約 161,900 人） 天幕支援（柏崎市の２ヵ所、約 20 張設置） 崖崩れ箇所の道路啓開
8 月 29 日	撤収要請（10：45）

写真 7.4.1　自衛隊の活動状況（１）

写真 7.4.2　自衛隊の活動状況（２）

（出典）内閣府：平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震について（第 31 報），平成 21 年 1 月 7 日

７．５　他市町村による応援活動

柏崎市には、県内の市町村 19 市 8 町 5 村から延べ 6,256 人、県外市町村からは 1,583 人、新潟県からは 6,698 人で合計 14,537 人の応援があった。活動内容としては、主に以下のとおりである。応援職員の中には、保健師、土木技師（道路、橋梁、公園）などの職員も見られた。なお、市町村別の職員数は表 7.5.1 のとおりである。

- ■　物資対応（班出入・搬送）
- ■　避難所業務
- ■　家屋調査
- ■　り災証明書発行
- ■　仮設住宅窓口業務
- ■　住宅応急修繕制度・生活再建支援など各種窓口業務

表 7.5.1　市町村別の応援職員数（7/16～10/6、人事課集計分）

	自治体名	人　数	自治体名	人　数	計
県	新潟県	6,698			6,698
県内市町村	新潟市	2,038	長岡市	470	6,256
	三条市	621	新発田市	148	
	小千谷市	129	加茂市	214	
	十日町市	146	見附市	200	
	村上市	262	燕市	176	
	糸魚川市	262	妙高市	236	
	五泉市	158	上越市	55	
	阿賀野市	142	佐渡市	73	
	魚沼市	112	南魚沼市	154	
	胎内市	106	聖籠町	80	
	弥彦村	38	田上町	30	
	阿賀町	96	川口町	90	
	湯沢町	42	津南町	33	
	関川村	7	荒川町	42	
	神林村	24	朝日村	42	
	山北町	16	粟島浦村	6	
	その他市町村	8			
県外自治体等	輪島市	60	練馬区	12	1,583
	あきる野市	12	七尾市	12	
	東松島市	12	洋野町	66	
	大崎市	16	黒部市	21	
	只見町	13	富山市	72	
	湯水町	8	朝日町	15	
	桑名市	33	出水市	2	
	名取市	14	登米市	30	
	南三陸町	21	秦野市	26	
	横浜市	80	他県	896	
	建築士協会	162			
合　　計					14,537

８．１　避難勧告・指示の状況

平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震における避難勧告・指示は、新潟県内の 2 市 1 町に発令された。このうち柏崎市の状況は、以下のとおりとなっている。

なお、この他に新潟県長岡市で 2 世帯 7 名（17 日 18:00 発令 23 日 16:00 解除）、新潟県出雲崎町で 633 世帯 1,582（16 日 10:21 発令 16 日 11:37 解除）に対して避難勧告が発令された。

表 8.1.1　柏崎市における避難勧告・指示の状況

平成 19 年 8 月 1 日 18:00 現在

No.	避難勧告 発令日時	避難指示 発令日時	地区名	避難勧告		避難指示	
				世帯数	人数	世帯数	人数
1	H19 年 7 月 16 日 14:10		米山町地内の一部	20	60		
2		H19 年 7 月 16 日 18:30	青海川地内の一部			8	38
3		H19 年 7 月 17 日 13:15	西山町別山地内の一部			1	2
4		H19 年 7 月 17 日 20:30	西山町中央台地内の一部			10	23
5		H19 年 7 月 18 日 16:30	西本町二丁目地内の一部			42	107
6	H19 年 7 月 19 日 22:40		西山町五日市地内の一部	4	18		
7	H19 年 7 月 20 日 19:30 ～	H19 年 7 月 21 日 13:00	番神二丁目地内の一部			1	2
8	H19 年 7 月 21 日 13:30		山本地内の一部	34	81		
9	H19 年 7 月 22 日 10:30		西山町五日市地内の一部	1	6		
10	H19 年 7 月 22 日 18:30		青海川地内の一部	2	6		
11	H19 年 7 月 24 日 15:00		中浜二丁目地内の一部	3	9		
12	H19 年 7 月 25 日 15:00		長崎地内の一部	1	4		
13	H19 年 7 月 25 日 15:00		番神二丁目地内の一部	14	34		
14	H19 年 7 月 25 日 15:00		東の輪町地内の一部	8	28		
15	H19 年 7 月 27 日 15:00		上輪地内の一部	2	2		
16	H19 年 8 月 1 日 18:00		笠島地内の一部	1	1		
	計 11 箇所	計 5 箇所		90	249	62	172
	勧告・指示の合計　16 箇所		勧告・指示の合計　152 世帯　421 人				

（出典）柏崎市提供資料

８．２　避難所の設置状況

（１）一般避難所

地震発生当日の 7 月 16 日には、柏崎市、刈羽村など 9 市町村 126 箇所で開設され、合計で 11,228 名の避難者が発生した。中でも、柏崎市が最も多く、76 箇所の避難所に 9,859 名が避難した。避難者数は、翌 17 日に 12,724 名で最大となった。

避難者は、地震発生後 3 日目から徐々に減少していき、平成 19 年 8 月 31 日に全ての避難所は閉鎖された。

（２）福祉避難所

福祉避難所が本格的に設置されたのは、新潟県中越沖地震が初めて(注)である。

新潟県中越沖地震発生後の翌日 17 日に刈羽村デイサービスセンター「きらら」に福祉避難所を設置したのを皮切りに、最大 9 箇所で設置された。新潟県中越沖地震の際には、災害救助法に基づくものと位置づけられ、極めて早い時期に、組織的に設置されたのが特徴である。これらの福祉避難所は、（社）新潟県老人福祉施設協議会、新潟県介護老人保健施設協会、特別養護老人ホーム、介護保険事業者、新潟県看護協会等の協力を得て運営され、のべ 1,233 人の介護専門職の協力を得た。

開設された 9 箇所の福祉避難所は下記のとおりであり、のべ 46 日間、2,335 人が利用した。利用者のピークは 7 月 25 日の 106 人であった。

（注）平成 16 年新潟県中越地震の際、小千谷市では発災の約 1 週間後に、市内のケアハウス（1 箇所）に虚弱高齢者専用の福祉避難所が設置されたが、災害救助法に基づく正式なものではなかった。

名称	7 月							8 月			
	17	18	19	20	21	29	31	5	17	20	31
刈羽村「きらら」	○	→	→	→	→	→	○				
刈羽村老人福祉Ｃ		○	→	→	→	→	→	→	→	○	
柏崎小学校			○	→	→	→	→	→	→	→	○
特養「いこいの里」			○	→	→	→	○				
長浜ＤＳ「ふれあい」				○	→	→	○				
元気館障害者ＤＳ				○	→	→	→	○			
柏崎高校セミナーハウス					○	→	→	→	→	→	○
特養「くじらなみ」						○	→	→	○		
新潟県ふれあいプラザ					○	→	→	→	→	→	○

○：開設日、新潟県ふれあいプラザは身体障害者施設・人工透析患者用の福祉避難所

図 8.2.1　新潟県中越沖地震で設置した福祉避難所の状況

（出典）新潟県福祉保健部『新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況』平成 20 年 1 月（一部加工）

（出典）新潟県：発表資料、新潟県福祉保健部『新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況』平成 20 年 1 月、日本赤十字社, 2008,『平成 19（2007）年新潟県中越沖地震における災害救助にかかる活動記録』

８．３　避難所の環境整備

（１）感染予防対策

避難所における感染症の発生予防とまん延防止の徹底を図るため、注意喚起を実施した。実施期間は、平成 19 年 7 月 17 日～8 月 31 日で、手洗い・うがいの励行、たべもの等に対する注意喚起のチラシ（22,000 部）及び大型ポスター（A1 版 600 部）の作成・配布を実施した。また、同内容を県のホームページにも掲載した。

結果、避難所等での感染症の集団発生は報告されなかった。

（２）環境衛生対策（ハエ・蚊対策）

地震発生が 7 月 16 日で、避難生活が夏季期間に及んだため、避難所での発生が危惧された衛生害虫（ハエ・蚊）対策を実施した。内容としては、避難所に電池式蚊取り器、ハエとりリボン、ゴキブリトラップ、ねずみトラップを配付した。また、100 人以上の避難所を中心に避難所周辺の水たまり、廃棄物集積場及び簡易トイレの状況調査と応急対応を実施した。

この結果、避難所入居者からの苦情はなかった。

（３）環境衛生対策（空気環境測定）

夏場の高温期における避難所の環境を評価するため、空気環境の測定を日中の午前と午後の 2 回、以下の場所において測定を行った。

・一般避難施設 3 箇所（体育館に仮設エアコン設置 2 箇所、通常のエアコン設置 1 箇所）
・福祉避難施設 2 箇所（通常のエアコン設置 2 箇所）

結果､梅雨明けの 7 月に行った 2 回の調査は問題なかったが､8 月夏日で屋外気温が 31℃の時、通常のエアコンが設置されている避難所では気温 27℃、不快指数 74.9 と快適な環境に保たれていたが、仮設エアコン（米軍支給ウインドクーラー）設置避難所ではエアコンの能力が不足（体育館にウインドクーラー4 台のみ）のため、室内中央部の温度は 31℃、不快指数 80.8 と不快な環境となっていた。

（４）食品衛生対策

ライフラインが被害を受け、衛生確保が難しい中で、夏の高温期を迎え、食中毒などの食品による事故が発生する恐れがあるため、食品衛生監視員による現地指導、チラシ配布や「ホームページによる啓発などにより、食品による危害発生を予防するために実施した。

食品衛生監視員の活動としては、のべ 218 に及ぶ、避難所、炊出し施設（ほとんどが避難所と併設）での現地指導と、のべ 853 施設（大きな被害を受けた施設は 60 施設）の被災食品事業所での現地指導であった。この活動に際し、柏崎地域振興局健康福祉部（柏崎保健所）から 7 月 17 日～25 日の間、県内 11 の地域振興局からのべ 52 人が派遣された。

結果、速やかな対応が実施でき、被災地での食中毒の発生はほとんど防止できた。また、食品の腐敗・変敗などの苦情もなかった。

（５）その他

その他にも、エコノミークラス症候群対策、口腔ケア、歯科保健対策等、様々な避難所の環境整備対策が実施され、効果的な成果に繋げることができた。

（出典）新潟県福祉保健部『新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況』平成 20 年 1 月

８．４　エコノミークラス症候群予防

平成 19 年７月 16 日に発生した新潟県中越沖地震により、被災地では多数の住民が避難所等での生活を余儀なくされた。

平成 16 年の新潟県中越地震時には､エコノミークラス症候群との関連が疑われる死亡例が報告されたことなどから､被災地の住民への注意喚起を図るため、７月 17 日にリーフレット 700 部を県警本部を通じて避難所へ配布した。さらに 17 日から 18 日にかけて、避難所や、その周辺に駐車している避難住民に対し、リーフレット２万枚を配布し、19 日にはポスター600 部を避難所に配布した。

また、７月 18 日から 24 日にかけて、民間合同医療チームが避難所を巡回しながら予防検診を実施し、延べ 29 避難所で 437 名を検査した。その結果、エコー検査による陽性者(血栓のあった者)31 名が確認された。一方、県では、避難所で生活している住民のほか、車中泊経験者やエコノミークラス症候群に不安のある住民を対象とした検診を実施するため、広く地域住民に対して検診実施の周知を図った。７月 28 日、29 日に新潟県医師会及び柏崎市刈羽郡医師会と共同で避難所を会場とした検診を実施し、延べ 12 会場で 545 名を検査した。その結果、エコー検査による陽性者（血栓のあった者）18 名（要受診者 10 名、要経過観察者等 8 名）が確認された。受診者 545 名中、血液検査を受けた 235 名へは結果を通知し、併せて、要受診者 14 名（陽性 10 名、陽性以外 4 名）に対して医療機関への受診を勧奨した。

中越地震では、余震が続くなどの理由から、長期間にわたって車中泊をする人が多く存在したのに対し、中越沖地震の場合は、車中泊をする人が少ないこともあり、エコノミークラス症候群との関連が疑われる死亡例の報告はされていない。

表 8.4.1　エコノミークラス症候群予防検診実施状況

実施区分	実施日	会場数	受診者数	陽性(血栓あり)
民間合同医療チーム	７月 18 日	４会場	３３人	６人
	７月 20 日	５　〃	７０〃	３〃
	７月 21 日	１１　〃	１８２〃	７〃
	７月 22 日	７　〃	１１４〃	１０〃
	７月 23 日	１　〃	１９〃	２〃
	７月 24 日	１　〃	１９〃	３〃
	小　計	２９会場	４３７人	３１人
県・医師会	７月 28 日	７会場	２２７人	８人
	７月 29 日	５　〃	３１８〃	１０〃
	小　計	１２会場	５４５人	１８人
合　　計		４１会場	９８２人	４９人

９．１　要援護者の安否確認

柏崎市では、要援護者の対象として高齢者 9,017 人、障害者 1,083 人を認定し、それぞれ災害時には市職員及び民生委員による安否確認を実施することとしていた。

高齢者・障害者台帳については、全てシステム化しており、要介護度・障害種別・住所等については全て把握しており、水防警報等が発表された場合は瞬時に対象地区での要援護者を割り出すことが可能な状況だった。

福祉部局においての要援護者の安否確認は限られた職員での対応となり、あまりの被害の大きさに全ての市民が要援護者状態であったと言っても過言ではない状況だった。

地震当初は、202 箇所の指定避難所のうち、ピーク時で 82 箇所の避難所が設営され、各避難所へも市職員が派遣されることとなり、日常業務も含め震災対応業務は困難を極めた。

こうした中で介護高齢課では、要援護高齢者の安否確認と援護が必要な方への対応に全力をあげることとし、安否の確認については、次のように対応した。

介護保険施設及び在宅サービスの利用者については、地震発生当日すぐに施設及び居宅介護支援事業所に利用者の安否確認を指示し、併せて緊急入所の対応を依頼した。

在宅の要援護者については、あらかじめ作成してあった要援護者名簿により、市職員が直接電話をかける方法で安否確認を行った。対象者が 9,017 人いることから次のように優先順位をつけ、順次電話をかけ安否確認を行った。

①単身の要介護認定者、②高齢者世帯で全員要介護認定者、③単身の一般高齢者、④一般の高齢者世帯及びいずれかが要介護認定者世帯の順に安否確認を実施。

毎日 10 人前後の職員をこの確認の電話業務に従事させたが、自宅以外に避難されていたり電話が通じない状況であったりなどでなかなか進まず、7 月 19 日時点で確認できたのは 3,186 人で、7 月 19 日から 20 日にかけては民生委員にもそれぞれ担当地域の高齢者の安否確認状況を問い合わせた。

これらの情報を総合して 7 月 20 日夕方時点で 27 人の安否不明者があり、当日夜から翌日午前にかけ、避難所名簿や緊急ショートステイ名簿、あるいは市職員が直接自宅等に伺うなどしてその 27 人の安否を確認し、21 日午後 2 時高齢者の要援護者 9,017 人全員の安否確認が完了した。

なお、安否の確認と要援護者への対応については自主防災組織や各地区での地域住民や地元消防団による対応、民生委員による自主的な対応、地域包括支援センター職員による対応など、いろいろな組織等が動いていたことが後からわかった。それぞれ自主的な対応は大変重要なことであるが、結果として重複した動きになってしまった部分もあった。

援護が必要な方への対応では、施設での緊急入所と福祉避難所が大きな柱だった。

介護保険施設では地震発生時にデイサービスやショートステイを利用していた方がそのまま緊急入所になったほか、避難してきた方の緊急入所の受け入れも行った。

障害者 1,083 人の安否確認については、7 月 23 日までに完了し、それ以降各種情報提供・ニーズ把握・関係機関との連絡調整・カウンセリング等を実施し、全体で 1,744 人の障害者の方々に対し訪問活動を展開した。

障害者相談支援センターの活動期間は 9 月末までだったが、8 月上旬までに県内相談支援事業者等延べ 275 人が集中的に派遣された。

こうした活動により、医療機関や福祉施設等との連携を図り、個別支援を実施したり、ニーズ把握による重度障害者の入浴支援、聴覚障害者への手話通訳派遣、夏休み期間中のため在宅障害児の日中支援サービス等を実施した。

また、多くの要援護者については、福祉サービス事業所が自主的に安否確認を実施し、概ね 1～2 日後には安否確認が完了していたことが震災後の調査で判明した。

（出典）季刊消防科学と情報 No.92/2008.春,中越沖地震における要援護者支援の対応について,
柏崎市福祉保健部長　近藤清信

９．２　要援護者の緊急入所

（１）高齢者の緊急入所

在宅要介護高齢者で、被災により居宅介護サービスを受けることができなくなった方々を、特養等の高齢者施設に受け入れた。

表 9.2.1　利用者の推移

		7/16	7/20	7/25	7/31	8/5	8/15	8/31	9/6	9/19	9/30
緊急入所数		231	368	333	268	215	151	117	100	94	81
内訳	柏崎市	153	250	235	171	129	88	67	56	52	49
	長岡市	53	65	62	57	50	41	35	31	30	23
	出雲崎町	7	18	16	22	18	9	7	7	6	3
	その他	18	35	20	18	18	13	8	6	6	6
			（ピーク）								

（出典）新潟県福祉保健部『新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況』平成 20 年１月

（２）障害者の緊急入所

被災障害者等が事業所（施設）に緊急に受け入れられた（短期入所）。また、県においては、緊急の受入が可能な事業所（施設）等について、県のホームページ等により情報提供を行った。

対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（障害児含む）とし、地震発生当日の 16 日から対応を実施した。

障害者等に対しては、障害者相談支援センター（拠点）を立ち上げ直接情報提供、助言、サービス利用調査等の相談支援を行った。

なお、緊急入所に要する費用は、市町村が障害者自立支援法の介護給付費（短期入所サービス費）として支弁し、県は、介護給付費に係る負担金を市町村に支弁（国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）した。

表 9.2.2　障害者施設緊急受入の実績（中越地震との比較）

	中越大震災		中越沖地震	
	施設数	人数	施設数	人数
肢体不自由児施設	1	2		
肢体不自由者更生施設	1	1		
身体障害者療護施設	4	１８	3	6
知的障害者総合援護施設	1	４８		
知的障害者更生施設	4	３６	2	9
重症心身障害児施設	1	１６	1	9
指定医療機関	1	2	1	6
精神障害者生活訓練施設			1	7
計	１３	１２３	8	３７

（出典）新潟県福祉保健部『新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況』平成 20 年１月

（出典）新潟県福祉保健部『新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況』平成 20 年１月、日本赤十字社, 2008,『平成 19（2007）年新潟県中越沖地震における災害救助にかかる活動記録』

１０．１　災害ボランティアセンターの開設と運営――３年前の経験を活かして[1)]

新潟県では、2004 年の一連の災害対応（7 月豪雨災害、中越地震、豪雪災害）を経て、防災に関わる市民団体が創設されてきた（中越復興市民会議、にいがた災害ボランティアネットワーク等)。新潟県は、これらの市民団体に加え、民間公益団体（社会福祉協議会、共同募金会、日本赤十字社等)、青年会議所等の関係団体と懇談会を持ちながら、2006 年 3 月「新潟県災害救援ボランティア活動促進条例」を制定し、併せて「新潟県災害救援ボランティア活動連絡協議会」を設置、懇談会に参加した民間団体や新潟県の関係機関・部署等を委員に委嘱し、民間の防災体制の充実を図ってきた。中越沖地震への対応に際しても、こうした中越地震後の対策の一部が活かされていった。

災害ボランティアセンター（以下、災害 VC）の設営状況は次の通りである（表 10.1.1)。

まず、柏崎市で、地震発生直後に市の社会福祉協議会（以下、社協）を母体とする「柏崎市災害 VC」が開設された。続いて翌 17 日に「刈羽村災害 VC」が、18 日に「出雲崎町災害ＶＣ」が開設され、21 日には西山地区にも柏崎市支所という形でセンターが開設された。その後、出雲崎町が 7 月 29 日、刈羽村が 9 月 2 日、柏崎市は 9 月 18 日に、それぞれ災害 VC を撤収し、通常の組織体制に戻ったが､避難所閉鎖後も被災者の生活再建や地域の復興に対する支援需要があったので、柏崎市･刈羽村では、通常の組織体制の中で支援活動を継続した。

こうした被災市町村社協による現地災害 VC の開設に対し、新潟県内・県外から様々な支援が行われていった。

【社会福祉協議会による応援】　新潟県社協では、各被災市町村社協の災害 VC に 1～2 名の職員を派遣（延べ 320 名）するとともに、県内の市町村社協にも応援職員の派遣を依頼、発災から 9 月 18 日までの間に延べ 2,070 名の職員が派遣された[2)]。また、新潟県外からも、社協の地域ブロックごとに締結されている「災害時相互応援協定」に基づく派遣が行われた。関東ブロック社協から延べ 678 人（7 月 19 日～9 月 2 日）が派遣され、さらに新潟県社協の要請を受けた全社協が、被災県に近接する地域ブロック社協に応援を求め、北海道･東北、北陸･中部、近畿の各ブロック社協からも職員が派遣された。

【「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」による支援】　能登半島地震で初めて実施された「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」（以下、支援Ｐ）による支援も行われた。人的支援としては、能登半島地震と同様、経験豊富で全社協の研修を修了し、かつ原則 5 日以上滞在できる人材を、現地災害 VC の運営支援要員として派遣した（9 月 10 日迄で延べ 337 名）[3)]。物的・資金的支援も、能登半島地震と同様の体制で行われた（支援Ｐによる寄贈物資＝2,408 万円相当、寄付金＝3,755 万円）[4)]。

【市民団体による応援】　こうした組織的なフォーマルな派遣の他、県内の市民団体もそれぞれ支援に入っていた。刈羽村では中越地震で被災した集落の復興を支援してきた「中越復興市民会議」による助言を受け、救援段階から復興を視野にいれた支援体制が組まれていった。

表 10.1.1　中越沖地震における災害ボランティアセンターの開設期間と活動者数（のべ数）

自治体	名称	活動日数	活動者(のべ人数)	1 日平均	災害種別
柏崎市	柏崎市災害ボランティアセンター	64 日間	19,926 人	311／日	地震災害
	同、西山支所	51 日間	1,948 人	38／日	地震災害
刈羽村	刈羽村災害ボランティアセンター	47 日間	6,034 人	128／日	地震災害
出雲崎町	出雲崎町災害ボランティアセンター	12 日間	384 人	32／日	地震災害

（出典）内閣府(防災担当)『平成 19 年度･災害ボランティアセンター調査』p.17、平成 20 年 3 月

（出典）1）本項の記述は、菅磨志保（2007）「阪神･淡路大震災 10 年以降の災害ボランティア活動」消防科学総合センター編『消防科学と情報』91 号を引用・参考にした。
2）,3）,4）以上の活動実績数値は、2007 年 11 月 14 日に経団連会館で開催された「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議報告会」の資料より引用。

１０．２　被災者支援の多様な形[1)]

以上の応援は、主に災害 VC の運営を直接支援していく応援であるが、中越地震では、3 年前の中越地震での経験を活かしつつ、災害 VC の通常の活動システム（ニーズとボランティアのマッチング）とは異なる方法で被災者を支援していく活動が多様に展開されていった。

一つは、第 1 章で紹介した「足湯ボランティア」の活動である。能登半島地震に続き、中越沖地震の被災地でも「中越・KOBE 足湯隊」による足湯が行われ、夏の暑い中、お風呂に入れない被災者に喜ばれた。また、中越地震の被災集落を支援してきた「中越復興市民会議」を通じて、この団体に支援されていた被災集落の人達が、刈羽村の被災者を直接訪問し、同じ被災者同士、心を通わせる支援が行われたことも記しておきたい。

こうした、個々の被災者に寄り添っていく支援に加え、被災者が抱える共通の課題に対して、より専門性の高いサービスを提供していく活動も展開された。

一つは、避難所での介護（予防）ニーズへの対応である。刈羽村では、医療・保健の専門家だけでなく、福祉の専門職集団（全国ホームヘルパー協議会）にも、職員を組織的に派遣してもらう体制を整えた。派遣職員は福祉の視点から「災害によって壊された生活リズム」を立て直していく支援を組み立て、生活不活発病の予防などに寄与した。

もう一つは、住生活に関わるニーズへの対応である。自宅が、応急危険度判定で危険（赤紙）・要注意（黄紙）と評価されても、止むを得ず住み続ける被災者も少なくない。またこうした家こそ、家財の運び出し・片付け等の支援を求めている。しかしながら、災害 VC では、これらの危険家屋に対する支援活動は、ボランティア活動の安全確保という観点から一律禁止としてきた。刈羽村では、被災者の安全確保に加え、切実な支援需要に応えるために、建築関係の専門職集団と連携を図り、被災家屋に安全対策を行ってもらった上で、ボランティアを派遣する体制を整えていった。この活動はその後柏崎市にも広げられていったが、ボランティア支援だけに終わらず、被災者からも多くの相談が寄せられ、被災家屋をめぐる制度の問題、対策上の課題なども見えてきたという。

中越沖地震では、3 年前の中越地震の経験と教訓を踏まえ、災害 VC の限界を補完する試みとして、「足湯サービス」など新しい支援の回路を作り、被災者に近い視点から必要な支援を組み立てていたことに加え、災害 VC というボランタリーセクターを代表する組織を活かし、専門家集団との連携を通じたより高度なサービスの提供も試みていた。今後も、災害 VC という単一の活動枠組みに縛らず、被災地の状況に応じた多様な支援の可能性が拓かれていくことに期待したい。

写真 10.2.1　刈羽村ボランティアセンター（撮影：菅磨志保氏）

（出典）1）本項の記述は、菅磨志保（2007）「阪神･淡路大震災 10 年以降の災害ボランティア活動」消防科学総合センター編『消防科学と情報』91 号を引用・参考にした。

１１．１　応急危険度判定（住宅）の実施体制・実施結果

「被災建築物応急危険度判定」は、地震発生時に、被災建築物の使用に当たっての危険性に関する情報の提供、人命に関わる二次災害の防止などを目的として、余震等による倒壊や落下物の危険性を判定するもので、平成７年の兵庫県南部地震から実施されている。

新潟県中越沖地震では、柏崎市、出雲崎町、刈羽村の３市町村で判定を実施し、地震発生当日の平成 19 年７月 16 日から 23 日までの８日間にわたって、延べ 1,330 班、2,758 人の判定士により、34,048 棟の建物に対して判定が行われた。

中越沖地震の特徴ともいえる、①余震の発生回数が少なかったこと、②判定実施市町村が少なかったこと、③道路被害等の影響が比較的少なかったこと等の状況や、地震発生翌日から都道府県判定士の方の協力が得られたため、平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震に比べ大幅な期間短縮が図られた。

判定棟数や判定結果の内訳は（表 11.1.2)、中越地震と比較するとほぼ同じような状況となっている。

被災建築物応急危険度判定の実施主体は被災市町村であることから、判定の実施を前提とした、市町村における日ごろの備え等が非常に重要である。

また、支援本部である県においても、都道府県からの支援を踏まえた宿泊施設の情報提供や、道路被害状況の把握等、被災市町村やその他の市町村との緊密な連携が必要不可欠であることからも、市町村と体制の整備を図っていく必要がある。

表 11.1.1　中越沖地震における判定概要

判定実施日	判定実施市町村	班数	判定士数（人）	判定棟数（棟）
7 月 16 日	柏崎市	8	22	116
17 日	柏崎市、刈羽村	24	61	1,009
18 日	柏崎市、出雲崎町、刈羽村	98	203	2,860
19 日	柏崎市、出雲崎町、刈羽村	276	583	5,963
20 日	柏崎市、出雲崎町、刈羽村	223	456	7,996
21 日	柏崎市、出雲崎町、刈羽村	232	471	6,114
22 日	柏崎市	234	481	5,517
23 日	柏崎市	235	481	4,473
合　計		1,330	2,758	34,048

表 11.1.2　中越沖地震の判定結果と中越地震との比較

	判定実施市町村数	判定期間（日）	判定士数（人）	判定棟数（棟）	判定結果（上段：棟数、下段：割合）		
					危険（赤）	要注意（黄）	調査済（緑）
中越沖地震	3	8	2,758	34,048	4,955 (14.6%)	8,943 (26.3%)	20,150 (59.1%)
中越地震	8	18	3,821	36,143	5,243 (14.5%)	11,122 (30.8%)	19,778 (54.7%)

「危険（赤)」、「要注意（黄)」、「調査済（緑)」の３種類
危　険（赤）：建築物に立ち入ることは危険
要注意（黄）：建築物に立ち入る場合は十分注意
調査済（緑）：建築物の被災程度は小さいと考えられる

１１．２　応急危険度判定（宅地）の実施体制・実施結果

新潟県中越沖地震の発生直後から、大規模かつ広範囲に被災した宅地について、二次災害を軽減・防止し、さらには住民の安全確保することを目的に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して危険度判定を実施した。

（１）経緯

地震が発生した 7 月 16 日に、県は「新潟県地震災害対策本部」を設置し、被災市町村災害対策本部及び全市町村に対して、「被災宅地危険度判定制度」をファクシミリ等により周知した。当日から 18 日までの間に、柏崎市、刈羽村及び出雲崎町から判定士の派遣要請があった。7 月 17 日には、これら派遣要請に対応するため、県（都市政策課長）は庁内関係課長、地域機関関係所属長及び県内市町村に対して、判定士の派遣を要請した。さらに、7 月 18 日には、これらに対する追加派遣とあわせて、初めて民間の判定士にも協力を要請した。

それから 7 月 25 日の間に、柏崎市、出雲崎町、刈羽村及び上越市で被災宅地の概況把握を行うとともに、宅地の被害が顕著な地域での被災宅地危険度判定活動を実施した。

（２）実施体制

判定の実施体制は３名１班を基本として構成し、変状調査、調査票の記入及び住民への説明等に役割分担して迅速かつ効率的に実施した。また、地域への調査実施の周知や被災者ニーズに的確に対応するため、地元市町村や地元区長等の協力を得るとともに、限られた時間の中ではあったが、応急対策など被災した住民へのアドバイスにもできる限り対応した。

以後 7 月 25 日までの９日間で要請を受けた全市町村で全ての判定を終了した。なお、判定に携わった判定士は、延べ 248 名（うち民間は 26 名）にのぼった。（表 11.2.1 参照）

（３）結果

判定活動は、平成 16 年の新潟県中越地震の 3,330 箇所より少ないものの、2,082 箇所で実施し、結果は危険（赤）419、要注意（黄）307、調査済 1,356 であった。（表 11.2.2 参照）

表 11.2.1　参加判定士の内訳

	延べ人数（人）		
	派遣要請市町村	上越市	計
県職員	97	－	97
市町村職員	81	44	125
民間	26	－	26
計	204	44	248

※派遣市町村：新潟市、長岡市、妙高市、見附市、十日町市、五泉市、新発田市、加茂市、魚沼市、糸魚川市、三条市、上越市（単独）

表 11.2.2　判定結果

市町村名	判定日	判定結果（箇所）			
		危険	要注意	調査済	計
柏崎市	7月17日～24日	344	198	856	1,398
出雲崎町	7月19日～22日	22	51	416	489
刈羽村	7月17日～20日	27	21	45	93
上越市(市実施)	7月19日～25日	26	37	39	102
計(4市町村)		419	307	1,356	2,082

１２．１　住家被害認定

新潟県中越沖地震における住家被害認定は、基本的に内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下、内閣府指針と記す）に則って実施された。柏崎市の一次調査は、能登半島地震における輪島市のそれと同一の調査票を用いて実施された。これは、能登半島地震における輪島市の建物被害認定調査に柏崎市の職員が応援として参加していたために，調査票など資料一式がそのまま柏崎市に引き継がれた形となった。

柏崎市の建物被害認定調査の担当は税務課であり、同課の職員を中心に調査班が構成された。さらに新潟県下の市町村をはじめとした全国からの応援職員を加え、2～3 人一組の調査班が構成された。調査方針は、一次調査は外観目視調査、能登半島地震の経験をふまえ市内約 6 万棟の全ての建物に対しての悉皆調査とした。建物 1 棟あたりに要した調査時間は平均で 10～15 分、使用した調査票を図 12.1.1 に示す。調査は地震発生の翌日 7 月 24 日より開始され、8 月 11 日までの約 1 ヶ月間であった。

外観目視調査の結果に基づいて罹災証明書が発行された。しかし、この判定に納得がゆかない被災者に対しては、申請によって再調査が実施された。再調査は内閣府指針に基づき、外観および内観に現れた被害を目視によって判断する調査である。調査員は、予約に基づいて申請者宅を訪問し被害調査をおこなった後、その場で調査結果を被災者に説明し、同意してもらう必要がある。そのため建物 1 棟あたりに要する時間は、調査が約 30～45 分、結果の説明に約 30～45 分、合計 60～90 分であった。そこで柏崎市では、一つの調査班が一日に調査する件数を最大 4 件に制限し、調査時間の確保と調査の質の向上に努めた。

再調査の調査員には同課職員のみならず，新潟県職員，新潟県下の市町村職員，全国知事会東北ブロックおよび関東ブロックの自治体職員など，広域から大量の職員を動員した．投入された調査員の推移は、図 12.1.2 に示すとおり 1 日最大 215 人の調査員を動員し，再調査の調査員の主力は新潟県を含めた新潟県下の自治体の応援職員であった．また再調査に際し，柏崎市では新潟県建築士会に建築士の派遣を依頼し，8 月 18 日の再調査開始から 8 月 31 日まで，毎日約 15 人の建築士が調査に参加した．建築士は各調査班に 1 名ずつ同行し，専門的見地から，非専門家である自治体職員の調査員に対して，被害の見方をアドバイスする役割を担った．

調査方法では輪島市における教訓を生かし，資産税調査の図面では現況を正しく表現していない場合が多いため，調査現場で現況の平面図を描きその上に被害箇所とその程度を記入することとした。また，再調査申請者に対しては，自己診断シート（図 12.1.3）を配布し，被災者自身での自宅の被害調査を促した（図 12.1.4)。

柏崎市では調査棟数 59,421 棟に対して，再調査数 7,604 棟，うち 3,472 棟について被害判定が変更になった（2008 年 7 月 1 日現在)。したがって再調査率は 12.8%、うち被害判定が変更になった割合は 45.6%である。再調査申請された建物の一次調査における点数の内訳は、図 12.1.5 に示すとおり，その 45%が 10 点未満であり，20 点未満の一部損壊の割合は再調査申請棟数全体の 84%をしめる。

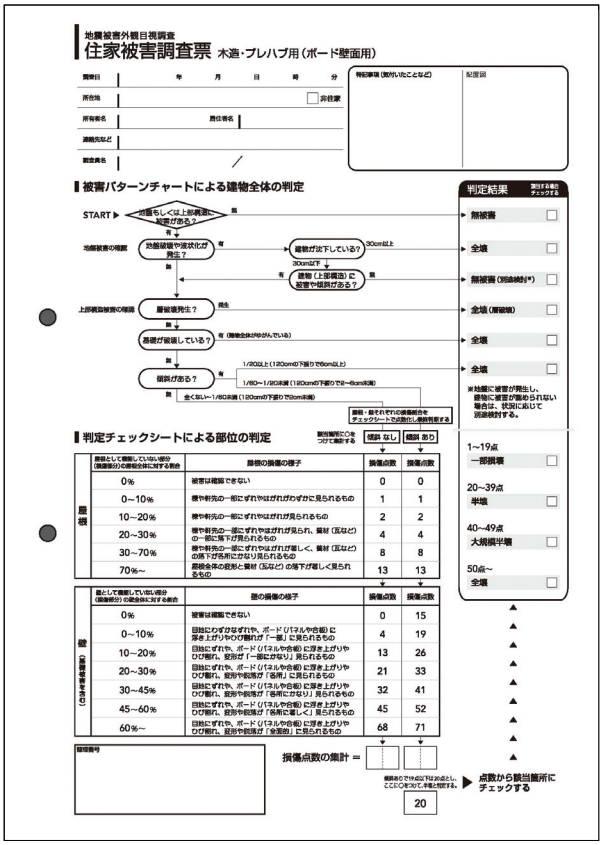

図 12.1.1　外観目視調査票

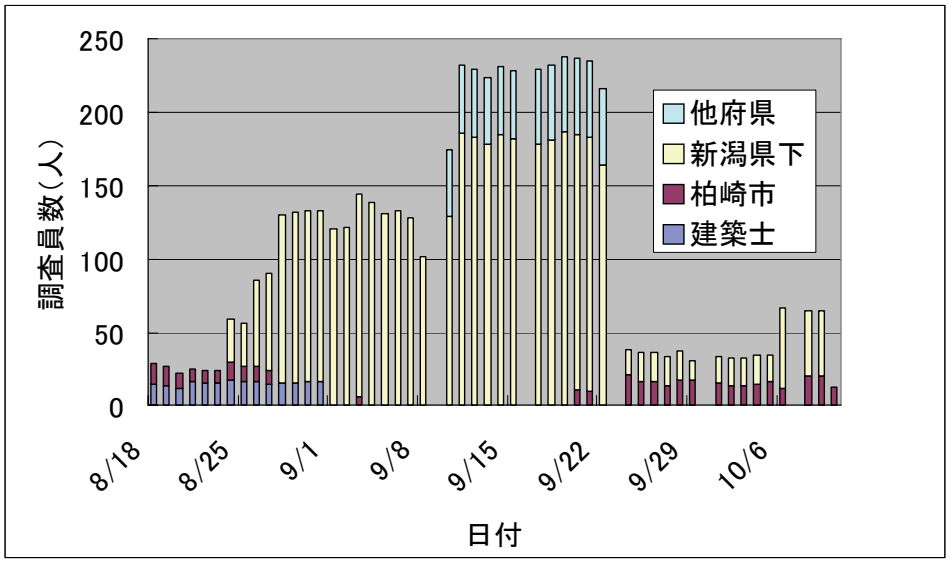

図 12.1.2　再調査調査員の推移

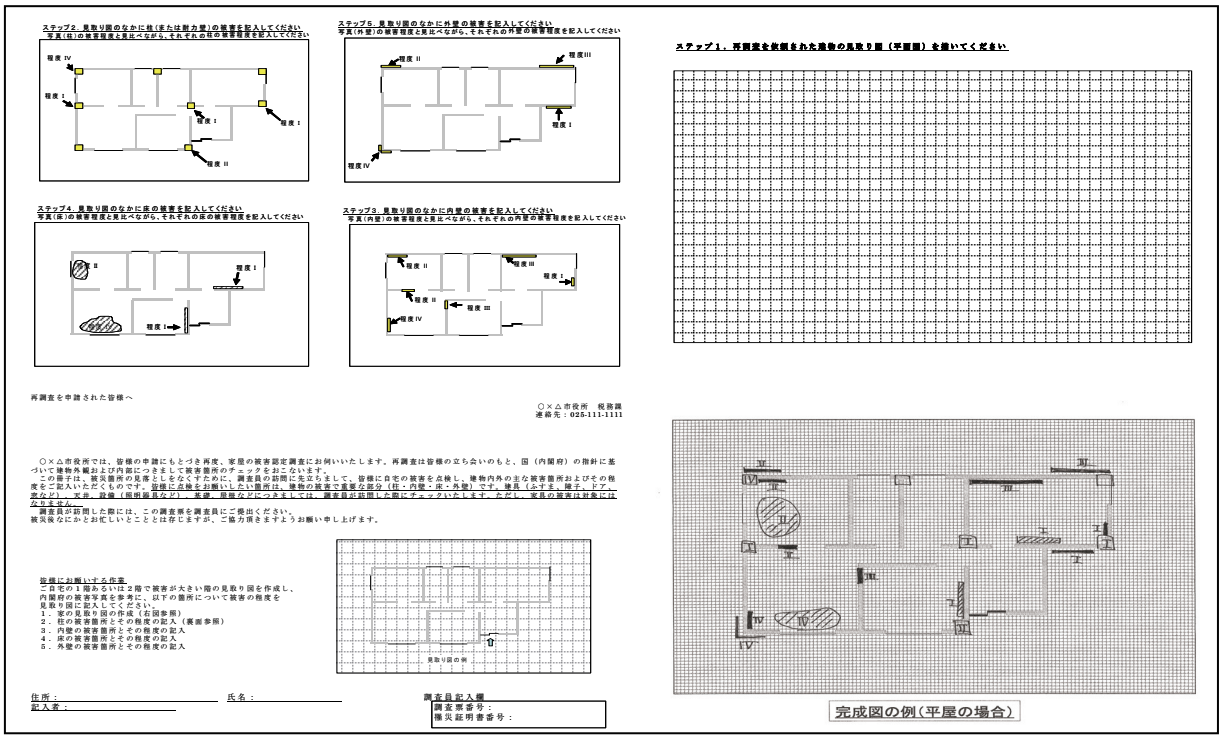

図 12.1.3　柏崎市で配布された自己診断シート

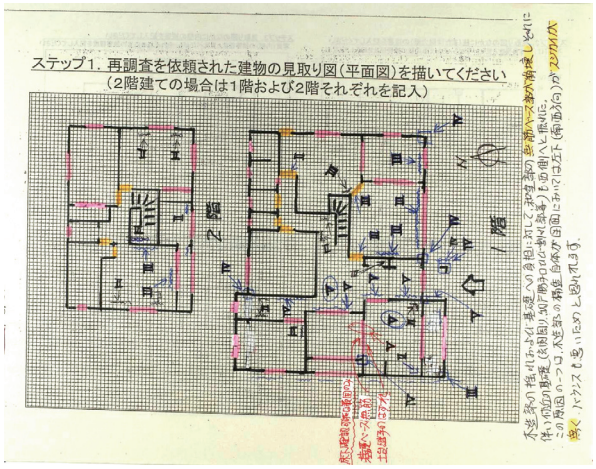

図 12.1.4　自己診断シートに描かれた被害図面

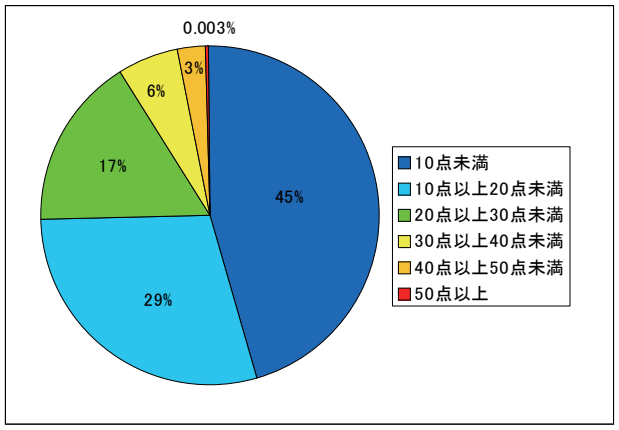

図 12.1.5　再調査申請者の一次調査点数内訳

１２．２　り災証明書の発行

柏崎市では、建物被害認定調査の一次調査結果に基づいて罹災証明書が発行された。り災証明書の発行担当は税務課であった。柏崎市では、一次調査の結果を家屋台帳や住民基本台帳のデータと GIS を用いて統合化したデータベースを構築した。このシステムは、新潟県中越地震における小千谷市での経験をもとに産官学共同で開発されたシステムである。

り災証明書の発行は、このデータベースの特徴を生かし、全ての調査の終了後まとめて発行する一括発行方式が採用された。これにより申請者の集中による混乱が想定されるため、１）特設のり災証明書発行センターを開設し、２）このセンターにおいて期間を区切って集中的に発行する、３)申請者の集中を前提とした業務処理手順・空間配置を設計する、４）地区ごとに発行日を指定して申請者の分散を図る、などの対策がとられた。

特設の発行会場は柏崎市立図書館であるソフィアセンターに設営し、8 月 17 日より 31 日まで（8 月 20 日・21 日は西山町事務所）集中的に発行業務がおこなわれた（写真 12.2.1)。り災証明書発行の業務手順（図 12.2.1）としては、まず、入り口で整理券を発行し、会場内への申請者の流入量を調整するとともに、受付時間の目安を示し、混乱の解消をはかった。次に受付では書類の確認をおこない、特に調査済証を持参した申請者はすぐに調査結果の通知へ進み、結果についての説明を受けた。この判定結果について納得がゆかない被災者に対しては、調査結果や被害の状況についての相談する窓口が設置された。さらに、再調査を希望する申請者に対しては、同じ会場内において再調査の申請受付をおこなった。再調査は建物内部に立ち入るため、被災者の都合に合わせて予約を入れるシステムとした。また、情報検索窓口を設け、調査済証を持参しなかった申請者や、申請書類や調査結果に何らかの間違いが発見された被災者に、一元的に対応した。これらの業務処理は、GIS データベースを用いて処理されたため、全ての情報の一元的な管理が可能となった。8 月 17 日のり災証明書発行開始から 27 日までの 11 日間で約 1 万枚(一日平均 900 枚）のり災証明書が発行された。

り災証明書への記載内容は、１）り災者の情報（住所、氏名)、２）り災世帯の構成員の情報（氏名、続柄、性別、生年月日)、３）り災年月日、４）り災場所、５）り災物件及びり災状況、６）り災原因、７）その他、および、り災証明書番号、発行年月日であった（図 12.2.2)。

柏崎市のり災証明書発行の特徴は、GIS データベースを構築して一元的なデータ管理をおこなった点とともに、これら情報をその後に続く被災者の生活再建支援業務へそのまま移行し、被災者台帳として被災者の支援・対応履歴管理システムが構築された点があげられる。一方、り災証明書発行まで約一ヶ月を要するため、仮設住宅建設戸数の確定、入居希望者の確認など、その一ヶ月間に同時進行する対応業務との調整に問題を残した。

写真 12.2.1　り災証明書発行の順番待ち

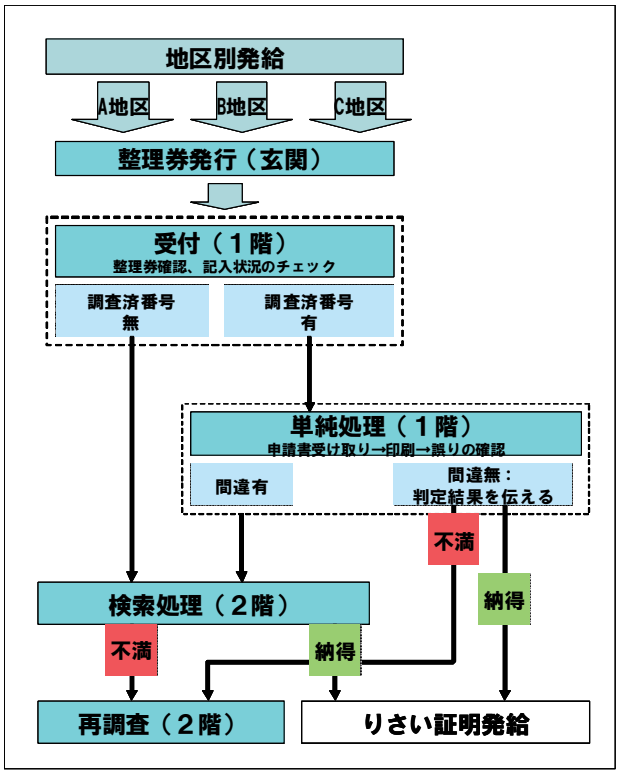

図 12.2.1　り災証明書発行業務手順

第 12 号様式（第12条関係）

り 災 証 明 書

平成　　年　　月　　日

柏崎市長　　様

住所

申請者

氏名

下記のとおり、り災したので証明願います。

記

1　り災者

住　所

氏　名

2　り災世帯の構成員

氏　名	続柄	氏　名	続柄	氏　名	続柄

3　り災年月日

4　り災場所

5　り災物件及び災害状況

6　り災原因

7　その他

第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成　　年　　月　　日

柏崎市長　　印

図 12.2.2　り災証明書

１２．３　応急仮設住宅の建設・入居状況

（「平成 19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録（平成 20 年 5 月、日本赤十字社)」より抜粋）

柏崎市では、地震発生当日から応急仮設住宅建設の検討が開始され、当日に県に対して 251 戸の建設要請がなされた。しかし、被害の全容把握及び被災者のニーズ把握ができない中で、町内会長を通じての住宅被害調査で全壊 908 戸だったことから、当初 1000 戸の応急仮設住宅を要望していたが、最終的には 1,007 戸となった。刈羽村においては、地震発生から 2 日目に避難所を回って半壊以上の世帯を対象に希望を募り、その時避難所にいなかった被災者の分も推定に含め、建設戸数 200 戸を決定した。建設用地については、適当な用地が無く、各地に分散しても村全体の必要数を建設できないことから、「源土運動広場」を建設場所とした。出雲崎町においても、15 戸の応急仮設住宅が建設されている。

応急仮設住宅の型別建設戸数は表 12.3.1 に示すとおりであり、柏崎市（39 地区)、出雲崎町（1 地区)、刈羽村（2 地区）の合計 42 地区に分散配置され、世帯構成によって間取りや広さが変えられている。また、応急仮設住宅におけるコミュニティの維持・形成活動を目的とし、談話室 15 戸、集会所 11 棟が建設された。なお、今回は、特にグループホームなどの福祉仮設住宅の建設はなかった。

入居状況については、柏崎市では、発災から１週間後に応急仮設住宅への入居申込みを広報し、受付期間を７月 26 日（木）から８月 3 日（金）までとした。対象者は半壊以上の被害を受けた世帯で、修理・補修のための仮住居としては入居できないとしたが、この時点ではすべてのり災証明が発行されていなかった。希望は第３希望までとしたが、応急仮設住宅への入居希望があっても必ずしも入居条件と合致しているわけでなく、判定委員会を作って最終判定を行い、入居者を決定した。できるだけ集落単位での居住が可能となるよう配慮したが、勤め先や交通機関への便の関連から、居住圏外の応急仮設住宅に入居した世帯も見られた。

表 12.3.1　新潟県中越沖地震における応急仮設住宅建設状況（平成 19 年 8～9 月）

	応急仮設住宅（戸）				談話室（戸）	集会所（棟）
	計	単身者用 6 型 1DK：20 ㎡	夫婦用 9 型 2DK：30 ㎡	家族用 12 型 3DK：40 ㎡	40 ㎡	100 ㎡
柏崎市(39 地区)	1,007	254	519	234	14	10
出雲崎町(1 地区)	15	3	6	6		
刈羽村(2 地区)	200	24	117	59	1	1
合　計(42 地区)	1,222	281	642	299	15	11

（構法別では、組み立て市木 1,077 戸とユニット式 145 戸）

（出典）社団法人プレハブ建築協会『ＪＰＡ』2008 年１月号

（出典）日本赤十字社：平成 19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録，P.58-59，平成 20 年 5 月

１２．４　被災者生活再建支援法の適用

（「平成 19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録（平成 20 年 5 月、日本赤十字社)」より抜粋）

本地震発生時点での「被災者生活再建支援法」には、所得制限や支援金の使途についての制約があり、申請の受付にあたっては、柏崎市や刈羽村では、職員の研修を行い、手続きのための事務作業のため、県職員の応援を依頼するなどで対処していたが、手続きが複雑な上、事務量が多いという問題があった。

この「被災者生活再建支援法」が平成 19 年 11 月 16 日に改正され、県・市町村の制度（被災者生活再建支援事業補助金：県・市町村の制度）も、法改正を踏まえ、平成 19 年 12 月～平成 20 年１月に改正された。これにより、再度手続きをしなければならないものの、被災者にとっては所得制限がなくなり、支援金の使途の制約がなくなったことにより、結果として住宅本体の再建にも使用することが可能となった。市町村にとっても、事務手続きが簡略化されたというメリットがあった。

表 12.4.1　平成 19 年新潟県中越沖地震被災者生活再建支援制度

世帯の収入・基準		世帯構成	国の制度				県・市町村の制度
			基礎支援金	加算支援金（該当する１種類のみ）			
				建設・購入	補　修	貸　借	
世帯収入（18 年の年収）が 500 万円以下の場合	全壊	２人以上	100	200	100	50	100
		単身	75	150	75	37.5	75
	大規模半壊	２人以上	50	200	100	50	100
		単身	37.5	150	75	37.5	75
	半壊	２人以上	－	－	－	－	50
		単身	－	－	－	－	37.5
上記以外の場合	全壊	２人以上	100	200	100	50	100
		単身	75	150	75	37.5	75
	大規模半壊	２人以上	50	200	100	50	50
		単身	37.5	150	75	37.5	37.5
	半壊	２人以上	－	－	－	－	50
		単身	－	－	－	－	37.5

（出典）新潟県資料

（出典）日本赤十字社：平成 19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録，P.61，平成 20 年 5 月

１２．５　被災者相談所

柏崎市では、平成 19 年 8 月 1 日（水）から被災者相談所を市役所分館 2 階会議室にて開設した。内容は、被災者生活再建支援、住宅応急修理、応急仮設住宅、被災住宅の解体廃棄物処分、融資制度などについて、被災者の相談を受け付けた。

なお､平成 19 年 7 月 30 日時点の被災者への支援策と問合せ先は表 12.5.1 のとおりである。

表 12.5.1　被災者への支援策と問合せ先（平成 19 年 7 月 30 日現在）

内　　容		問合せ先
ごみの処理	燃やすごみ　→　火・木・土に収集	クリーン推進課
	燃やさないごみ、粗大ごみ、家電 4 品目　→　地区ごとに収集	
	資源物　→　災害ごみ優先で 8 月いっぱい収集不可	
	少量の瓦・壁　→　8 月中旬からクレー射撃場に持ち込み可	
	石塀・塀・ブロック塀・灯篭・門柱・墓石　→　構築・購入した業者へ問い合わせ	
	被災を受けた住宅　→　解体費用は個人負担、収集運搬・処分費用は市が負担	
被災者生活再建支援　→　生活支援金の相談受付は 8 月 1 日から		防災・原子力課
住宅応急修理		建築住宅課
応急仮設住宅　→　入居申込み受付中（8 月 3 日まで）		建築住宅課
市税の納期限延長・減免		税務課
国民健康保険税の納期限延長・減免		国民医療課
介護保険料の納期限延長・減免		介護高齢課
保育料の納期限延長・減免		子ども課
ガス・水道・下水道・農業集落排水料金等の納期限延長・減免		ガス水道局 お客様サービス課 下水道課
り災証明書の交付　→　り災証明書は 8 月 17 日から交付予定。現在、被害調査を実施。調査前に修繕工事を行う場合、被害状況の写真、工事に係る業者の見積書や領収書を保管しておくこと。		税務課
災害弔慰金・障害見舞金		防災・原子力課
国民年金保険料		市民課
障害者相談、要援護者旅館等宿泊		福祉課
介護施設災害支援、高齢者相談		介護高齢課
妊産婦・乳児相談、歯の急患診療所、口腔ケア巡回相談、子どものこころのケア		元気館子ども課
保健福祉総合相談、健診		元気館元気支援課
住宅・宅地相談		建築住宅課
家財整理に伴う歴史資料の保存		図書館

１２．６　こころのケア対策

１．こころのケアホットラインの設置と普及啓発

発災当日、精神保健福祉センターに、相談専用電話（こころのケアホットライン）を設置し、被災住民のこころのケア相談を開始した。また、不安を生じている子どもに関する保護者等への相談にも対応した。

設置場所は新潟県精神保健福祉センターで、実施時間は 7 月 17 日～8 月 26 日は土日・祝祭日を含む毎日で午前 8 時 30 分～午後 10 時、8 月 27 日～12 月 28 日は平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時に実施された。対応は県精神保健福祉センター並びに新潟県臨床心理士会の専門家が行った。

17 日には、避難所に災害時こころのケアやこころのケアホットライン周知の普及啓発用のチラシ 5 種類各 1,000 部を配布した。また、10 日目にはこころと身体の健康に関する大型ポスターを掲示し啓発を行った。

なお、ホットラインは、8 月 31 日までの 47 日間で 342 件の相談があった。相談のピークは発災翌日 7 月 17 日で 34 件であった。

２．こころのケアチームの派遣

要請のあった 4 市町村（柏崎市、刈羽村、長岡市、出雲崎町）に、県精神科病院協会、新潟大学精神科、さいがた病院、精神医療センター、県立小出病院等の団体・機関で編成するこころのケアチームを派遣し、現地保健師等から依頼のあった被災者に対し、診察・相談等の専門的対応を行った。

また、児童精神科医や児童相談所職員による子どもを対象とした班を編成し、保育所巡回相談や保育士等を対象に普及啓発を行ったほか、柏崎市からの要請により市職員に対するこころの健康相談会を実施した。

概要は表 12.6.1 のとおりである。45 日間で 337 人が従事し（一日平均 7.5 人）、のべ 386 人に対応した。

表 12.6.1　こころのケアチームの活動状況

業務	◆　被災を受けた地域の精神科医療を支援 ◆　被災のストレスにより精神的問題を抱えた一般住民や支援スタッフへの対応
スタッフ	精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、事務職員等
派遣期間	平成 19 年 7 月 18 日から 8 月 31 日（派遣日数　延べ 45 日）
派遣市町村	4 市町村（柏崎市、刈羽村、長岡市、出雲崎町）

派遣団体数　実　8 団体・機関

期間	体制	精神科医の配置	備考
7.18-7.20	1 班	2 名	県立精神医療センター職員を中心にチーム立ち上げ
7.21-7.23	2 班	2 名	看護師、精神保健福祉士等複数配置，こころのｹｱｾﾝﾀｰ職員配置
7.24-7.30	3 班	2～3 名	児童相談所職員配置(24 日～)、ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ 2 名配置(26 日～)
7.31-	2 班	1～3 名	引き続き児童相談所職員を定期的に配置

（出典）新潟県福祉保健部：新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況，P.183-188，平成 20 年 1 月

１２．７　風評被害対策

平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震は、新潟県の観光の最盛期である夏の観光シーズンを直撃し、海水浴客を中心に本県観光客の入込に大きな影響を及ぼした。平成 16 年の新潟県中越地震においては、地震発生による風評被害や、首都圏と本県を結ぶ大動脈である上越新幹線が一部区間において約２か月間不通となったことなどが観光客減少の大きな要因となったが、中越沖地震では地震被害の地域的な広がりや交通途絶は限定的であったものの、柏崎刈羽原子力発電所の被災を伴ったこともあり、被災地域だけでなく県内全域に宿泊キャンセル等の被害が発生したところである。

地震発生直後は、県内各地域の観光地の営業状況など「正確な情報」を、県観光ホームページ、メールマガジン等を活用し、主に旅行エージェントやマスコミに随時提供するとともに、関係者への風評払拭に対する協力や取組の連携を要請した。

中越沖地震では、原子力発電所被災の影響を懸念する声も聞かれたことから、8 月以降、県ホームページに加え新聞広告等を活用して、広く一般に対し原子力発電所の事故に伴う放射能の影響を中心に正確な情報を発信しながら、本県観光の安心感の醸成を図った。また、新聞広告等の宣伝効果を高めるため、首都圏等におけるＰＲ活動を展開し、風評の払拭や新潟のイメージアップを図った。

秋以降は、「風評被害」を強調することは逆に「風評被害」の連鎖を招くことにも繋がるとの専門家の意見も踏まえ、本県の豊かな自然や食、温泉、歴史、文化など新潟の魅力のＰＲや、旅行エージェントの商品造成の支援等を行い、本県観光需要の回復に努めた。

中越地震の教訓を踏まえ、中越沖地震発生直後から風評払拭等の取組が進められ、時間の経過とともに本県観光客の回復傾向が窺われる。中越沖地震により落ち込んだ海水浴客等の今後の回復動向を注視するとともに、2 度にわたる地震からの本県観光客の入込回復に向けて官民一体となった観光振興の取組を進めていく。

【観光入込客数の状況】

表 12.7.1　観光入込客数の状況

（単位：千人、％）

	春季 （4～6 月）	夏季 （7～8 月）	秋季 （9～11 月）	冬季 （12～3 月）	計
18 年度	17,468	20,793	17,051	16,747	72,059
19 年度	17,648	17,182	15,812	17,799	68,441
対前年度増減率	1.0	△17.4	△7.3	6.3	△5.0

注）新潟県調査による。

【海水浴客（7～8 月）の状況】

表 12.7.2　海水浴客（7～8 月）の状況

（単位：千人、％）

	7 月	8 月	計
18 年度	873	3,037	3,910
19 年度	261	1,738	1,999
対前年度増減率	△70.1	△42.8	△48.9

注）新潟県調査による。

１２．８　災害廃棄物の処理

新潟県中越沖地震で被災した柏崎市では、クリーンセンターかしわざき（焼却処理施設）が被害を受けたことから、可燃ごみ等の焼却については、長岡市など近隣市町村の支援を受けて処理した。その後、煙突の解体工事を行い、仮設の煙突を建てて、平成 19 年 11 月から再開した。

可燃ごみの仮置場はエコグリーン柏崎夏渡（小型系の最終処分場）を使用していた。仮置きしたごみは、随時他の市町村や他県に搬出しており、仮置き期間は数日であった。

不燃系の災害廃棄物については、ＪＲ柏崎駅近くの公有地（柏崎市開発公社所有）を仮置場として使用した。搬入された廃棄物は、家電製品、ソファー類、木製品、瓦、金属類、びん類などに分別して仮置きされていたが、混合貯留されているものもあり、そういったごみについては、今後の分別作業が困難であると予想された。

近年、地上デジタル放送への移行に伴いブラウン管ＴＶが不用品となりつつある。通常、ＴＶは家電リサイクル法によりリサイクル料金が徴収されるが、災害時の仮置場への持込の場合にはリサイクル料金が免除される場合が多い。この仮置場では、他の廃棄物に比して、テレビ受像器の排出がかなりの量にのぼっていた。こういった予想以上の廃棄物の排出に対する対応も検討する必要があろう。

写真 12.8.1　クリーンセンター
かしわざき（１）

写真 12.8.2　クリーンセンターかしわざき（２）

（出典）日本応用地質学会　災害廃棄物の防災と環境に関する研究小委員会：2007 年新潟県中越沖地震における災害廃棄物の現地調査報告，平成 19 年 12 月

１２．９　柏崎市震災復興計画の策定

柏崎市は、一日も早い復興と新生柏崎市の創造を目指し「市民の生活再建」「産業の復興」「都市・地域の再生―コンパクトシティの実現（分散型ではなく集約型の土地利用を推進）」という３つの視点を基本とした「柏崎市震災復興計画」を平成 20 年 3 月に決定した。

本計画は、地域懇談会、市民アンケート、震災復興計画策定委員会（各界各層の代表や学識経験者らによって構成）による議論などを経て策定された（表 12.9.1）。その主な施策は図 12.9.1 のとおりである。計画全体を先導し優先的に実施する施策として７つの重点プロジェクトが設定され、その実施により復興の姿が具体的にイメージできるようになっている。今後は検証や見直しを行う委員会を設置し、市民参加による進行管理を行うこととなっている。

表 12.9.1　柏崎市審査員復興計画策定の経緯

日時	会議名等	検討内容
H19.10.6-10.31	地域懇談会	市内中学校単位で計 10 箇所のコミセン等にて開催、市民 351 人参加、各地域の復旧・復興に向けての意見交換
H19.11.14-12.20	市民アンケート調査実施	対象者：18 歳以上の市民 2,000 人のうち、1,160 人回答 58.0%、調査方法：郵送による配布･回収
H19.10.16-随時	中越沖地震復興本部会議	策定方針協議、計画策定協議･検討
H19.11.13-随時	庁内部長会議	庁内部長級職員による計画策定協議･検討
H19.11.8-随時	庁内各課での策定業務	各課による現況と課題、主要施策・事業の検討
H19.12.20	第 1 回震災復興計画策定委員会	震災復興計画の策定方針、主要課題等についての意見交換
H19.12.28	第 1 回市議会意見拝聴会	震災復興計画の策定方針、主要課題等についての意見拝聴
H20.1.24	第 2 回震災復興計画策定委員会	震災復興計画の構成(案)、骨子案についての協議･検討
H20.2.6	第 2 回市議会意見拝聴会	震災復興計画の構成(案)、骨子案についての意見拝聴
H20.2.26	第 3 回震災復興計画策定委員会	震災復興計画(素案)についての協議･検討
H20.2.28-3.10	柏崎市震災復興計画(素案)パブリックコメント	震災復興計画(素案)についての市民意見募集
H20.3.6	第 3 回市議会意見拝聴会	震災復興計画(素案)についての意見拝聴
H20.3.17	第 4 回震災復興計画策定委員会	震災復興計画(案)についての協議･検討
H20.3.21	市議会への報告会	震災復興計画(案)についての報告･説明
H20.3.27	中越沖地震復興本部会議	震災復興計画の決定

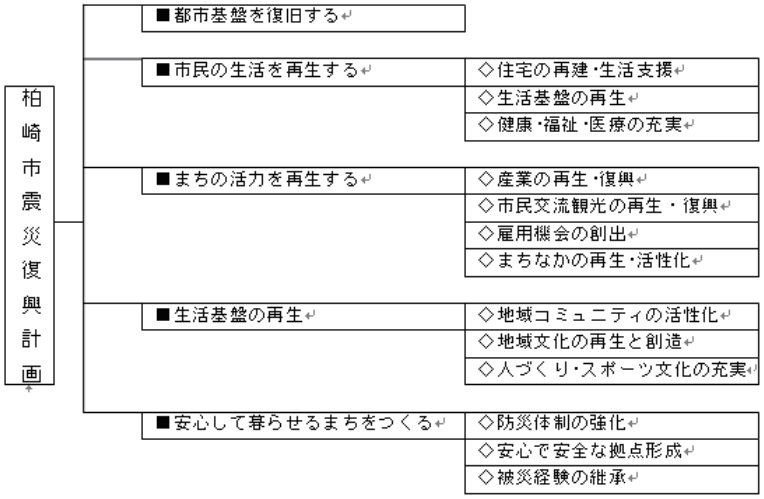

図 12.9.1　柏崎市震災復興計画の主要施策

(出典)柏崎市『さらなる未来へ　柏崎市震災復興計画』平成 20 年 3 月

１２．１０　弁当プロジェクト

被災地での事業者の立ち直りを促進するための取り組みとして注目されるものに「弁当プロジェクト」がある。弁当プロジェクトとは「災害発生時に被災した地元業者などが連携して、ライフライン企業、ボランティアなど外部からの応援で被災地にやってくる人や、避難生活をしている被災者向けに、食事を弁当として提供する事業」[1]である。

このプロジェクトは、平成 16 年(2004 年)新潟県中越地震に見舞われた小千谷市で生まれた。その意義として次の 2 点が指摘されている[2]。

① 地元の業者に仕事を生み出すこと
　災害によって途切れた飲食に関わる仕事がこの仕組みを通じて継続され、雇用の維持にも結びつく。

②災害対応の質の向上
　被災地内で弁当の製造から提供まで行われることで、時間が短縮され食中毒のリスクを軽減できる、また、発注食数の変化に柔軟に対応できる。こうした点は従来の方式よりも質の高い対応だと言える。

小千谷市で生まれたこの取り組みが柏崎市でさらに発展した。柏崎市での弁当プロジェクトの体制図は図 12.10.1 のとおりであるが、次の点で「重要な進化」があったとされる[3]。

① 受注先の拡大
　行政が発注する被災者向けの弁当だけではなく、電力会社やガス協会など復旧作業にあたる応援職員向けの弁当も受注することになった。

② 全市を巻き込んだ体制の構築
　小千谷市では鮮魚商組合のみで実施したのに対し、柏崎では鮮魚商組合を窓口として、寿司組合、飲食業組合、料理組合等、市内で弁当製造が可能な業種組合のほとんどが参加した。これによって、弁当製造能力が高まっただけでなく、「被災飲食業者の事業継続を図る」という趣旨が明確になり、このプロジェクトに公益的な性格を与えることとなった。

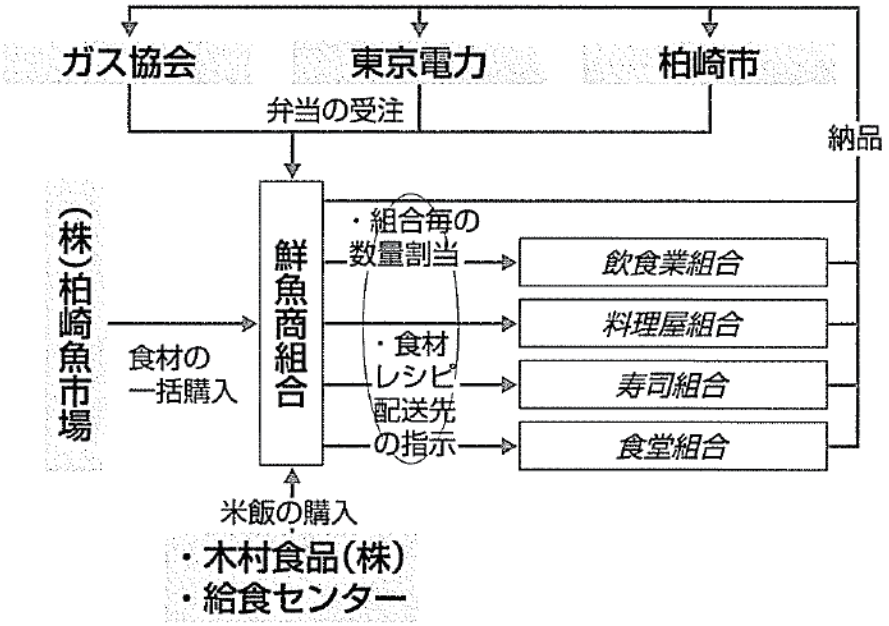

図 12.10.1　柏崎市での弁当プロジェクトの体制図[4]

(出典)1),2),3),4) ともに　永松伸吾著(2008)『減災政策論入門』弘文堂　による。
(参考)永松伸吾,2007,『地震に負けるな地域経済：小千谷・柏崎発「弁当プロジェクト」のススメ』(独)防災科学技術研究所災害リスクガバナンス研究プロジェクト
http://www.bosai.go.jp/library/publication.htm

【 トピックス 】

【トピックス１】　柏崎市災害時行動調査

柏崎市には、302 の町内会、31 のコミュニティ協議会等(以下「コミュニティ」とする)が存在する。302 町内会の内 114 町内会(37.7%：H20 年 3 月時点)では自主防災会が組織されている。柏崎市は、地震発生から約 7 ヵ月後の平成 20 年 2 月～3 月にかけて、満 18 歳以上の市民 2,000 人、町内会(自主防災会を含む)、コミュニティを対象に、地震時の行動や活動状況を把握するとともに、震災対応における課題や今後の防災対策に活かすべきポイント等を得るため、アンケートを実施した。

その結果には、今後の市町村の災害対応に有益なものが多く含まれており、ここでは、その結果の一部を紹介する（一部改変)。

＊概要版は下記参照。

http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/data/info/file002010994_6.pdf

市民

■市が発表する情報の入手経路

市が発表する情報の入手経路として、最も多かった回答は「市からの放送(防災行政無線)」(87.9%)であった。続いて、「テレビ」(40.2%)、「コミュニティＦＭ放送（ＦＭピッカラ)」(38.8%)、「新聞」(32.0%)であり、大半の市民は防災行政無線もしくはマスコミによる報道から情報を得ていた。

防災行政無線については、「大変役立った」と評価がある一方、「放送が聞き取れない地域がある」「ヘリコプターの飛行音で聞こえない」「夜間は必要最小限の情報だけにしてほしい」など、今後の運用に課題が残された。地震発生直後から 24 時間体制で放送を続けたＦＭピッカラについては、きめ細やかな情報提供が行われていたと、多くの市民が評価している。

■市民の助け合い

市民が他の被災者を支援する活動については、全体の 2 割強の回答者(229 名)が「取り組んだ」と回答した。

その回答者に対して、活動の参加経路を尋ねたところ、「町内会」を通じて活動に参加したとの回答が約 4 割、「個人の活動として行った」との回答が 3 割強であった。町内会やコミュニティを通じて実施されたもの以外に、職場を単位として実施された割合も多かった(23.1%)。

■行政から提供される被災者支援への意見

（食料･物資等に関する意見）

- 避難所には物品･情報・サービスが集まっているが、各住宅付近で避難生活をしている人たちに対して、なかなか支援が届かない状況があった。

（トイレ・風呂・洗濯に関する意見）

- 食事の時間が決まっているので、仕事をしていたりするとその時間に行けない。
- 自衛隊や近くの会社が風呂を提供してくれたが、仕事の時間の都合で入りに行けない。

（情報の不足に関する意見）

- 避難所に物資が届いているとの情報がうまく伝わってこなかった。

（災害時要援護者などへの支援に関する意見）

- 給水車が遠くて水をもらいに行けなかった。
- 小さい子供がいる人は、救援物資をもらいに行くのが難しいと思う。

町内会・コミュニティ

■地震発生後の活動状況

町内会では、「住民の安否確認」や「被害の把握」「見回り活動」など、地域の状況を把握する活動に取り組んだところが多い。

■活動を支援する情報

町内会やコミュニティの活動には、防災行政無線やＦＭピッカラによる各種情報のほか、消防団や民生委員が集めた地域の情報が役立ったとする回答が多くあった。

また、町内会とコミュニティとの情報共有・情報交換が活発になされており、各町内会が把握した「被害状況」や「食糧や飲料水、物資等のニーズ」などを共有する場として、コミュニティセンターが利用されていた。

＊地区コミュニティセンターに、全町内会長をもって対策本部を設置した。毎朝センターに集合、情報の交換をした(町内会アンケートより)

■災害時要援護者の安否確認

各町内会では、災害時要援護者の安否確認に取り組んでおり、約 6 割の町内会では「町内会名簿をもとに」安否確認が行われていた。次いで、「町内会で把握していた要援護者名簿をもとに安否確認を行った」、「民生委員と協力して安否確認を行った」といった回答が多かった。特に、自主防災会が組織されている町内会では、要援護者名簿を活用した安否確認の実施率が自主防災会のない町内会と比べ 10 ポイント以上高く、平時から災害時要援護者を把握し名簿を作成しておく取り組みが活かされたといえる。

■広報・連絡に関するトラブルや課題

(情報の不足･遅延)

- 原発の火災についての情報は、もっと早く知らせて、不安を取り除くべきであった。
- 水道、ガスの復旧見通し、義援金の支給等の情報が遅れた。
- ゴミ収集の日程・内容について問い合わせが多かった。
- 被災住宅の取り扱い方がわからなかったことや、判定員の判断の仕方がまちまちで、運用に不満があった。
- 市からの防災行政無線による広報は、市民全般向けが大半だった。
- 避難所になったコミュニティセンターに情報が集まり、町内会への連絡はなかった。

(情報が多すぎる)

- あまりにも多くの情報が伝達され、現場はとまどった。
- 関係ないファックスが多く入りすぎた。
- 防災無線は、頻繁にいろいろな放送が繰り返されると、どれが自分にとって必要な情報なのか、聞き分けるのが面倒になる。

(情報の食い違い)

- 町内や避難所が必要とするライフラインの具体的な復旧状況、復旧時期等の情報が二転三転しており、町民への連絡を確実に伝えることができなかった。
- 災害対策本部の対応と、市の現場の係員との食い違いがたくさんあった。あまりにも多くの情報が伝達され、現場はとまどった。

(出典)柏崎市, 2008,『災害時行動調査　概要　平成 19 年(2007 年)新潟県中越沖地震への初動対応』http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/data/info/file002010994_6.pdf

【トピックス２】　応急仮設住宅の設置に関するガイドライン

厚生労働省社会・援護局では、災害発生後において、応急仮設住宅の設置にあたって活用でき、かつ、平常時においては、事前対策をはじめ、地方公共団体が独自のマニュアル作成に活用できるよう、平成 20 年 6 月に「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」を作成した。

本ガイドラインは、地方公共団体の応急仮設住宅の設置に関係する部局が活用することを念頭に作成されたもので、災害発生前と災害発生後の両者において、次のような機能を果たすものである。

災害発生前においては、応急仮設住宅の設置に関して、地方公共団体のとるべき対応についてのチェックリストとしての機能である。災害発生直後からの実施内容について整理し、そのための準備や取り組みをチェックするものであるとともに、地方公共団体が独自のガイドラインやマニュアルを作成する際に参考となるものである。

災害発生後においては、地方公共団体が応急仮設住宅の設置を行うための指針としての機能である。災害発生直後からの実施内容を整理することにより、実際に対策の任務にあたる職員が迅速・的確な対応を取ることが可能である。

災害時における応急仮設住宅の設置に関するフローは図１のとおりである。

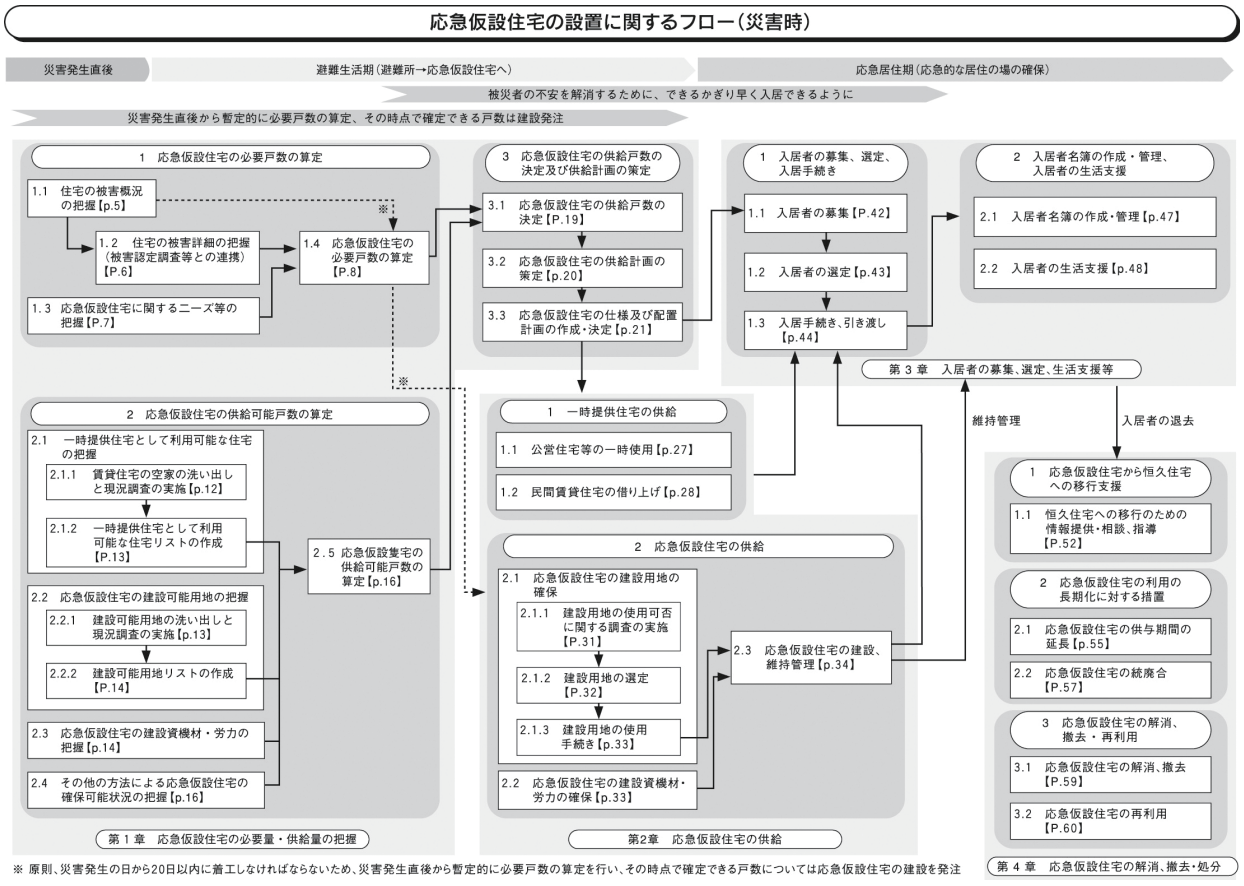

図１　応急仮設住宅の設置に関するフロー（災害時）

（出典）厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室：応急仮設住宅の設置に関するガイドライン，P. 1-3，平成 20 年 6 月

【トピックス３】救援物資の受入れ・仕分け（能登半島地震と新潟県中越沖地震の違い）

無料のゆうパック（旧郵便小包）による個別の救援物資受け入れが、被災地を襲う第２の災害になることが知られ、鳥取県西部地震後の鳥取県や新潟県中越地震後の長岡市が地域防災計画にゆうパックの無料受け入れをしないことが明記されたこともあって、2007 年の能登半島地震や新潟県中越沖地震では受け入れておらず、個別の救援物資のさばきに悩まされることはなかった。

能登半島地震で石川県は、企業からのまとまった物資支援の申し出は、県でまとめて受け付けて、必要なものを市町に届けることにした。これは、1997 年の日本海の重油災害の際に、救援物資で自治体が混乱した経験から作りだしたという。県で受け付けた情報を整理して市町にＦＡＸで送り、市町からの連絡を受けて申し出てきた企業などに自治体の連絡先窓口を伝える仕組みである。地震から 3 カ月で 481 件の申し出があり、148 件が実際に届けられている。個人からの申し出は、ほとんどがニーズにはマッチしなかった[1)]。

新潟県中越沖地震では、柏崎市が地震当日の夜、ホームページで「下記の通り物資が不足しています。他市等へ至急、支援を要請いたします」として、「毛布多数、敷きマット多数、ブルーシート多数、水多数」などと列挙した。

関係省庁連絡会議の場でも、地震翌日から 4 日間かけて地元自治体からの支援物資への提供要望の対応を調整。対象になったのは、ブルーシートや紙おむつ、ウエットティッシュ、消毒液などで、関係省庁から業界団体を通じた無償提供や自治体の備蓄品の被災地向け放出を要請。地震翌日の夜には、総務事務次官と消防庁長官の連名で、各都道府県知事、政令市長に対し、物資などの積極的な支援を要請する通知が出されている。

当時、災害救助基金を充てた地元向けの備蓄品を半ば強制的に放出せよという通知を受けた都道府県などからは、「業者に発注できるのに、なぜ災害救助法で対応しないのか」と疑問の声も出た。実際、ブルーシートは業界団体提供と国交省備蓄分で概ね足りたため、消防庁経由で放出を求められた都道府県や政令市備蓄分の大半は、結果的には被災地には送られなかった。関係業界に無償提供を求めた省庁でも、全量無償はできないと断られたケースもあった。

被災自治体への物資の無償提供は、関係省庁連絡会議の場では「総理指示」と説明されており[2)]、関係省庁や都道府県、政令市が官邸主導の「救援物資」騒動で振り回された形となった。

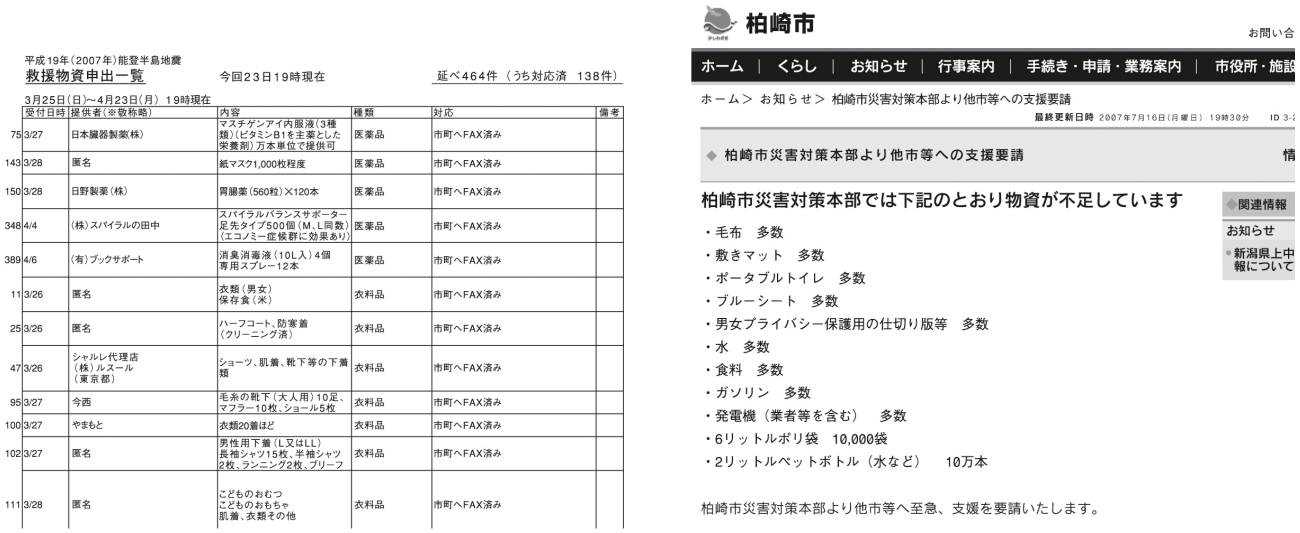

平成19年(2007年)能登半島地震
救援物資申出一覧　今回23日19時現在　延べ464件（うち対応済　138件）

3月25日(日)～4月23日(月) 19時現在

	受付日時	提供者(※敬称略)	内容	種類	対応	備考
75	3/27	日本臓器製薬(株)	マスチゲンアイ内服液(3種類)(ビタミンB1を主薬とした栄養剤) 万本単位で提供可	医薬品	市町へFAX済み	
143	3/28	匿名	紙マスク1,000枚程度	医薬品	市町へFAX済み	
150	3/28	日野製薬(株)	胃腸薬(560粒)×120本	医薬品	市町へFAX済み	
348	4/4	(株)スパイラルの田中	スパイラルバランスサポーター足先タイプ500個(M、L同数)(エコノミー症候群に効果あり)	医薬品	市町へFAX済み	
389	4/6	(有)ブックサポート	消臭消毒液(10L入)4個 専用スプレー12本	医薬品	市町へFAX済み	
11	3/26	匿名	衣類(男女) 保存食(米)	衣料品	市町へFAX済み	
25	3/26	匿名	ハーフコート、防寒着(クリーニング済)	衣料品	市町へFAX済み	
47	3/26	シャルレ代理店(株)ルスール(東京都)	ショーツ、肌着、靴下等の下着類	衣料品	市町へFAX済み	
95	3/27	今西	毛糸の靴下(大人用)10足、マフラー10枚、ショール5枚	衣料品	市町へFAX済み	
100	3/27	やまもと	衣類20着ほど	衣料品	市町へFAX済み	
102	3/27	匿名	男性用下着(L又はLL) 長袖シャツ15枚、半袖シャツ2枚、ランニング2枚、ブリーフ	衣料品	市町へFAX済み	
111	3/28	匿名	こどものおむつ こどものおもちゃ 肌着、衣類その他	衣料品	市町へFAX済み	

柏崎市　お問い合

ホーム | くらし | お知らせ | 行事案内 | 手続き・申請・業務案内 | 市役所・施設

ホーム＞ お知らせ＞ 柏崎市災害対策本部より他市等への支援要請

最終更新日時 2007年7月16日(月曜日) 19時30分　ID 3-

◆ 柏崎市災害対策本部より他市等への支援要請　情

柏崎市災害対策本部では下記のとおり物資が不足しています

・毛布　多数
・敷きマット　多数
・ポータブルトイレ　多数
・ブルーシート　多数
・男女プライバシー保護用の仕切り版等　多数
・水　多数
・食料　多数
・ガソリン　多数
・発電機（業者等を含む）　多数
・6リットルポリ袋　10,000袋
・2リットルペットボトル（水など）　10万本

柏崎市災害対策本部より他市等へ至急、支援を要請いたします。

関連情報
お知らせ
新潟県上中報について

写真１　(左)石川県のホームページから、(右)柏崎市のホームページから

（出典）1）中越発　救援物資はもういらない！？,22 ページ,震災がつなぐ全国ネットワーク,2008 年、2)【会見詳報】新潟県中越沖地震関係省庁連絡会議終了後レク（7 月 19 日）,防災リスクマネジメントＷｅｂ,時事通信社、2007 年
http://bousai.jiji.com/info/niigata/07071901.html

地域防災データ総覧「能登半島地震・新潟県中越沖地震編」執筆担当一覧（敬称略）

章・節・項	執筆担当（資料提供）	ページ
第１章　能登半島地震災害		
第１節　震災の概要		
1.1　地震の概要	事務局	1
1.2　被害の概要	〃	2
1.3　緊急地震速報	〃	3
1.4　災害救助法の適用	〃	5
第２節　災害対策本部の設置・運営		
2.1　輪島市災害対策本部の設置と解散	事務局（輪島市）	6
2.2　輪島市災害対策本部（本部室）のレイアウト	〃	7
2.3　輪島市災害対策本部（本部室）における問い合わせ対応	〃	8
2.4　災害対策本部員会議の開催状況	〃	9
2.5　輪島市災害対策本部門前支所における対応	〃	10
2.6　石川県災害対策本部	石川県	11
2.7　石川県現地災害対策本部	〃	12
2.8　政府の動き	中川　和之	13
2.9　県市合同会議	〃	14
第３節　災害情報の収集・伝達・活用・広報		
3.1　被害情報の収集・伝達	事務局（輪島市）	15
3.2　マスコミへの情報提供・共有	中川　和之	16
3.3　地震災害対策広報の発行	事務局	17
第４節　消防本部・消防団の活動		
4.1　奥能登広域圏事務組合消防本部の活動状況	輪島消防署	18
4.2　消防団の活動	事務局（輪島市）	20
第５節　災害時医療		
5.1　救急搬送・救急車等の活動状況	輪島消防署	21
5.2　被災地内病院での対応	事務局（輪島市）	23
5.3　県医療救護班による医療体制	石川県	24
第６節　応援活動		
6.1　緊急消防援助隊の派遣	消防庁	25
6.2　緊急消防援助隊の要請および受け入れ	輪島消防署	26
6.3　警察による広域応援	事務局	28
6.4　自衛隊の災害派遣活動	〃	29
6.5　他市町村による応援活動	事務局（輪島市）	30
第７節　避難措置		
7.1　避難勧告・指示の状況	事務局（輪島市）	31
7.2　避難誘導	〃	32

章・節・項	執筆担当（資料提供）	ページ
第８節　避難所の運営		
8.1　避難所の設置および運営状況	事務局（輪島市）	33
8.2　住まいの道具一時避難	中川　和之	36
8.3　エコノミークラス症候群（二次災害）予防	石川県	37
第９節　要援護者の支援		
9.1　要援護者の安否確認	事務局（輪島市）	38
9.2　要援護者の緊急入所	事務局（輪島市）	39
第１０節　ボランティア活動		
10.1　災害ボランティアセンターの活動環境をめぐる問題	菅　磨志保	40
10.2　災害ボランティアセンターの活動体制を拡充する試み	〃	41
10.3　被災者に寄り添う活動	〃	42
第１１節　応急危険度判定		
11.1　応急危険度判定の実施体制	石川県	43
11.2　応急危険度判定の実施結果	〃	44
第１２節　被災者・被災事業者の再建支援		
12.1　住家被害認定	田中　聡	45
12.2　り災証明書の発行	〃	48
12.3　応急仮設住宅の建設・入居状況	事務局（輪島市）	50
12.4　被災者生活再建支援法の適用	事務局	52
12.5　被災者相談所	〃	54
12.6　風評被害対策	石川県	55
12.7　能登半島地震復興プラン「元気のと創生プラン」	〃	57
12.8　能登ふるさと住宅	〃	59
12.9　災害廃棄物の処理	事務局	60

章・節・項	執筆担当（資料提供）	ページ
第２章　新潟県中越沖地震災害		
第１節　震災の概要		
1.1　地震の概要	事務局	61
1.2　被害の概要	〃	62
1.3　緊急地震速報	〃	64
1.4　災害救助法の適用	〃	66
1.5　災害救助に係る活動記録	〃	67
第２節　災害対策本部の設置・運営		
2.1　柏崎市災害対策本部の設置と解散	事務局（柏崎市）	69
2.2　柏崎市災害対策本部（本部室）のレイアウト	〃	70
2.3　柏崎市災害対策本部（本部室）における問い合わせ対応	〃	71
2.4　災害対策本部の運営に関する課題・教訓	〃	72
2.5　新潟県災害対策本部	新潟県	73
2.6　政府の動き	中川　和之	75
第３節　災害情報の収集・伝達・活用		
3.1　被害情報の収集	事務局（柏崎市）	76
3.2　災害対策本部（本部室）における情報管理	事務局	77
3.3　マスコミへの情報提供・共有	中川　和之	78
3.4　ＧＩＳの活用	澤田　雅浩	79
第４節　広報活動		
4.1　広報紙	事務局（柏崎市）	80
4.2　ホームページを通じての広報	〃	81
4.3　地域ＦＭによる広報	中川　和之	82
4.4　防災行政無線による広報	事務局（柏崎市）	83
第５節　消防本部・消防団の活動		
5.1　柏崎市消防本部による活動	柏崎消防署	84
5.2　消防団の活動	事務局（柏崎市）	85
第６節　災害時医療		
6.1　救急搬送状況	柏崎消防署	86
6.2　被災地内病院での被害と対応	事務局（柏崎市）	87
6.3　県医療救護班・ＤＭＡＴ等による医療体制	新潟県	88
6.4　赤十字社による医療支援	事務局	89
第７節　応援活動		
7.1　緊急消防援助隊の派遣	消防庁	90
7.2　緊急消防援助隊の受け入れ	新潟県	91
7.3　警察による広域応援	事務局	92
7.4　自衛隊の災害派遣活動	〃	93
7.5　他市町村による応援活動	事務局（柏崎市）	94

章・節・項	執筆担当 （資料提供）	ページ
第８節　避難措置および避難所の運営		
8.1　避難勧告・指示の状況	事務局 （柏崎市）	95
8.2　避難所の設置状況	〃	96
8.3　避難所の環境整備	〃	97
8.4　エコノミークラス症候群予防	新潟県	98
第９節　要援護者の支援		
9.1　要援護者の安否確認	事務局 （柏崎市）	99
9.2　要援護者の緊急入所	〃	100
第１０節　ボランティア活動		
10.1　ボランティアセンターの開設と運営 ３年前の経験を活かして	菅　磨志保	101
10.2　被災者支援の多様な形	〃	102
第１１節　応急危険度判定		
11.1　応急危険度判定（住宅）の実施体制・実施結果	新潟県	103
11.2　応急危険度判定（宅地）の実施体制・実施結果	〃	104
第１２節　被災者・被災事業者の再建支援		
12.1　住家被害認定	田中　聡	105
12.2　り災証明書の発行	〃	108
12.3　応急仮設住宅の建設・入居状況	事務局 （柏崎市）	110
12.4　被災者生活再建支援法の適用	事務局	111
12.5　被災者相談所	〃	112
12.6　こころのケア対策	〃	113
12.7　風評被害対策	新潟県	114
12.8　災害廃棄物の処理	事務局 （柏崎市）	115
12.9　柏崎市震災復興計画	〃	116
12.10　弁当プロジェクト	〃	117

章・節・項	執筆担当 （資料提供）	ページ
【トピックス】		
1　柏崎市災害時行動調査	事務局	119
2　応急仮設住宅の設置に関するガイドライン	〃	121
3　救援物資の受入れ・仕分け （能登半島地震と新潟県中越沖地震の違い）	中川　和之	122

索　引

あ　足湯ボランティア　・・・・・　42, 102
　　足湯マッサージ　・・・・・・・・・　42
　　安否確認　・・・・・　38, 84, 85, 99, 118
　　ＩＤ番号　・・・・・・・・・・・・　48
　　ＩＰ回線　・・・・・・・・・・・・　7

い　一時集積場所　・・・・・・・・・・　60
　　医療機関への搬送　・・・・・・・・　86
　　医療救護活動　・・・・・・　24, 88, 89
　　医療救護チーム　・・・・・・・・　24, 37
　　医療診療所　・・・・・・・・・・・　87

え　衛星災害電話　・・・・・・・・・・　12
　　エコノミークラス症候群　・　37, 83, 97, 98

お　応援期間　・・・・・・・・・・・・　38
　　応援部隊　・・・・・・・・・　25, 38, 90
　　応援要請　・・・・・・・・・・・　84, 91
　　応急仮設住宅の設置　・・・・　50, 119
　　応急仮設住宅への入居　・・・　17, 110
　　応急仮設住宅の設置に
　　　関するガイドライン　・・・・　119
　　応急危険度判定の実施　・・　43, 44, 103
　　応急修理制度　・・・・・・　17, 54, 80
　　応急復旧対策　・・・・・・・・・・　11
　　奥能登総合事務所　・・・　9, 11, 12, 54

か　介護サービス　・・・・・・・・　54, 100
　　介護保険施設　・・・・・・・・・　39, 99
　　介護保険制度　・・・・・・・・・・　33
　　海面調査　・・・・・・・・・・　18, 19
　　家財道具　・・・・・・・・・・・・　36
　　火山噴火　・・・・・・・・・・・・　36
　　柏崎市災害時行動調査　・・・・・　117
　　柏崎市震災復興計画　・・・・・・　115
　　仮設トイレ　・・・・・・・・・・　83, 85
　　活動マニュアル　・・・・・・・・　37, 88
　　簡易トイレ　・・・・・・・・・・・　97
　　環境衛生対策　・・・・・・・・・・　97
　　関係閣僚会議　・・・・・・・・・・　75
　　関係省庁連絡会合　・・　13, 16, 75, 120
　　観光キャンペーン　・・・・・　55, 58
　　観光振興　・・・・・・・・・・　57, 114
　　感染症　・・・・・・・・・・・・　23, 97
　　観測点　・・・・・・・・・・・・・　3, 4
　　官邸対策室　・・・・・・・・・・　13, 75
　　官房長官　・・・・・・・・・　13, 16, 75
　　外観目視調査　・・・・・　45, 105, 106

き　危険物施設　・・・・・・・・・・・　19
　　救急救命士　・・・・・・・・・・・　87
　　救急出動　・・・・・・・・・　21, 84, 86
　　救急要請　・・・・・・・・・　21, 26, 86
　　救護所の設置　・・・・・・・・・　24, 84
　　救出・救助活動　・・・・・・　13, 75, 93
　　給水・給食支援　・・・・・・・・・　29
　　居宅介護サービス　・・・・・・・　100
　　緊急参集チーム　・・・・・・　13, 16, 75
　　緊急地震速報　・・・・・・　3, 4, 64, 65
　　緊急消防援助隊の活動　・・・　26, 27, 38
　　緊急ショートステイ　・・・・・・・　99
　　緊急措置入所　・・・・・・・・・・　39
　　義援金の受け入れ　・・・・・・・・　8

く　クリーンセンター　・・・・・・　60, 116
　　グループホーム　・・・・・・・・・　110

け　警戒出動　・・・・・・・・・・・・　19
　　警戒テープ　・・・・・・・・・・・　20
　　血液検査　・・・・・・・・・　11, 12, 28
　　健康管理体制　・・・・・・・・・・　98
　　健康管理チーム　・・・・・・・・・　33
　　健康状態　・・・・・・・・・・・・　37
　　健康福祉部　・・・・・・・・　12, 37, 97
　　県市合同会議　・・・・・・・・　14, 16, 40
　　建築関係団体　・・・・・・・・・・　59
　　激甚災害　・・・・・・・・・・　13, 75
　　元気のと創生プラン　・・・・・・・　57
　　原子力保安院　・・・・・・・・・・　78
　　現地派遣　・・・・・・・・・・　13, 75

こ　広域医療支援体制　・・・・・・・・　67
　　広域応援隊　・・・・・・　21, 26, 38, 84
　　広域緊急援助隊　・・・・・・・・　28, 92
　　広域消防応援部隊　・・・・・・　25, 90
　　高規格救急車　・・・・・・・・・・　21
　　公共交通機関　・・・・・・・・・・　81
　　公共土木施設　・・・・・・・・・　57, 73
　　口腔ケア　・・・・・・・・・・・　9, 112
　　厚生労働省　・・・・・・　5, 12, 66, 119

交通情報 ・・・・・・・・・・ 55,74
広報紙 ・・・・・・・・・ 17,52,77,80
高齢者の安否 ・・・・・・・・・・ 99
高齢者等要援護者マップ ・・・・ 38
国土交通省 ・・・・・・・・・・ 55,79
こころのケア ・・・ 11,28,37,89,113
固定電話 ・・・・・・・・・・・・ 71
コミュニティＦＭ ・・・・ 16,82,117

さ 災害医療コーディネーター ・・・ 88
災害医療派遣チーム(DMAT) 24,86,87,88
災害援護資金 ・・・・・・・・・・ 54
災害義援金 ・・・・・・・・・・・・ 8
災害救助法の適用 ・・・・・ 5,66,67
災害拠点病院 ・・・・・・・ 24,86,87
災害ゴミ ・・・・・・・・・・ 8,40,60
災害対策基本法 ・・・・・・・・・ 11
災害対策本部設置 ・・・・・ 6,9,69
災害対策本部会議の開催 ・・・・・ 9
災害派遣要請 ・・・ 11,13,29,75,93
災害復興支援 ・・・・・・・・・ 8,54
災害復興支援室 ・・・・・・・・・ 54
災害用臨時電話 ・・・・・・・・・・ 7
最終処分場 ・・・・・・・・・ 60,116
在宅要介護高齢者 ・・・・・・・・ 100
産業復興 ・・・・・・・・・・・・ 58

し 自衛隊の偵察 ・・・・・・・・・・ 15
自衛隊の入浴施設 ・・・・・・・・ 74
支援金の交付 ・・・・・・・・・・ 17
支援措置 ・・・・・・・・・・・ 13,75
視察箇所 ・・・・・・・・・・・・ 12
地震災害対策広報 ・・・・・・・・ 17
児童精神科医 ・・・・・・・・・・ 113
児童相談所職員 ・・・・・・・・・ 113
児童扶養手当 ・・・・・・・・・・ 54
地盤ひび割れ ・・・・・・・・・・ 19
社会福祉協議会 ・・・ 39,40,41,101
社会福祉施設 ・・・・・・・・・・ 33
住家被害認定 ・・・・・・・・ 45,105
住宅再建アドバイザー ・・・・・ 59
住宅倒壊 ・・・・・・・・・・・・ 27
重油災害 ・・・・・・・・・・・・ 120
受援体制 ・・・・・・・・・・・・ 27
首相官邸 ・・・・・・・・・ 13,16,75
主要動 ・・・・・・・・・・・ 3,4,64
障害者相談支援センター ・・ 99,100
障害福祉サービス ・・・・・・・・ 54
消火栓 ・・・・・・・・・・・・・・ 85
商工会議所 ・・・・・・・・・・ 54,55
消費生活トラブル ・・・・・・・・ 81
消防エアーテント ・・・・・・・・ 86
情報共有の徹底 ・・・・・・・・・ 11
消防広域応援隊 ・・・・ 21,26,38,84
情報収集カード ・・・・・・・・・ 15
消防水利 ・・・・・・・・・・・・ 19
消防団の活動 ・・・ 18,19,20,84,85
消防防災ヘリコプター ・・・・ 23,24
消防無線 ・・・・・・・・・・・・ 18
ショートステイ（短期入所） 39,99,100
食中毒 ・・・・・・・・・・・・・ 97
食品衛生監視員 ・・・・・・・・・ 97
初動体制 ・・・・・・・・・・・・ 11
人材育成事業 ・・・・・・・・・・ 41
身体障害者手帳 ・・・・・・・・・ 52
GIS プロジェクト ・・・・・・・・ 79

す 住まいの道具一時避難 ・・・・・・ 36

せ 生活再建支援法の適用 ・・・・ 52,111
生活情報 ・・・・・・・・・・・・ 55
精神障害者 ・・・・・・・・・・・ 100
精神保健福祉センター ・・・・・ 113
政府現地調査団 ・・・・・・・・・ 12
政府現地連絡室 ・・・・・・・・・ 12
税務課職員 ・・・・・・・・・・・ 45

そ 総合福祉センター ・・・・・・・・ 89
総合防災システム ・・・・・・・・ 15
相談専用電話 ・・・・・・・・・ 113
相談窓口 ・・・・・・・・・・ 54,80
総理指示 ・・・・・・・・・ 13,75,120

た 退職職員 ・・・・・・・・・・・・ 10
耐震改修 ・・・・・・・・・・・・ 10
炊き出し ・・・・・・・・・・ 83,85
建物被害認定調査 ・・・・ 48,105,108

ち 地域コミュニティ ・・・・・・・ 17,57
地域資源 ・・・・・・・・・・・・ 57
地域包括支援センター ・・・・・ 33,99
地域防災計画 ・・・ 11,36,69,73,120
知的障害者 ・・・・・・・・・・ 100
地方気象台 ・・・・・・・・・ 11,73
中継車 ・・・・・・・・・・・・・ 16
昼夜パトロール ・・・・・・・・・ 84

調査済証 ・・・・・ 45, 47, 48, 49, 108

つ 通信手段 ・・・・・・・・・・・・ 12
津波速報 ・・・・・・・・・・・・ 4
津波注意報 ・・・・・・・・・・ 1, 3, 61

て 定置網船 ・・・・・・・・・・・・ 32
デイルーム ・・・・・・・・・・・ 33
データベース ・・・・・・・ 48, 49, 108
テレビ会議システム ・・・・・ 14, 16
転院搬送 ・・・・・・・・・・ 18, 86
テント設営 ・・・・・・・・・・・ 19
電話回線 ・・・・・・・・・・・・ 11
ＤＭＡＴ ・・・・・・・ 24, 86, 87, 88

と 透析患者 ・・・・・・ 21, 22, 23, 86, 96
都市整備課 ・・・・・・・・・ 43, 45, 48
土砂崩落現場 ・・・・・・・・・・ 20
トリアージ ・・・・・・・・ 23, 86, 88

な 内閣府指針 ・・・・・・・・・・ 45, 105
内閣府防災担当企画官 ・・・・・・ 13
難病患者 ・・・・・・・・・・・・ 21

に 二次被害 ・・・・・ 37, 43, 89, 103, 104
日本赤十字社の活動 ・・・・・・・ 89
入浴支援 ・・・・・・・・・ 29, 93, 99

の 能登半島地震被災中小企業
復興支援基金・・・・ 55, 57, 58
能登半島地震復興プラン ・・・・・ 57
能登ふるさと住宅 ・・・・・・・・ 59
能登有料道路 ・・ 11, 13, 25, 26, 40, 42, 82
ノロウィルス ・・・・・・・・・・ 23

は 廃棄物集積場 ・・・・・・・・・・ 97
阪神・淡路大震災 ・・ 26, 36, 40, 42, 82
搬送要請 ・・・・・・・・・・・・ 21

ひ 被害状況の確認 ・・・・・・・・ 13, 19
被害認定調査 ・・ 45, 47, 48, 105, 107, 108
被災者生活再建支援法 ・13, 30, 45, 52, 111
被災者生活再建支援窓口 ・・・・・ 17
被災者相談所 ・・・・・・ 54, 80, 112
被災者に寄り添う活動 ・・・・・・ 42
被災情報収集カード ・・・・・・・ 15
避難活動 ・・・・・・・・・・・・ 33
避難勧告・指示 ・・・・・・・・ 31, 95
避難者数 ・・・・・・・・・・ 31, 33, 95
避難所運営 ・・・・・・・・・・ 10, 73
避難所生活 ・・・・・・・・・ 11, 36, 80
避難誘導 ・・・・・・・・・・・ 32, 85
備蓄物資 ・・・・・・・・・・・・ 12
ピストン輸送 ・・・・・・・・・・ 23

ふ 風評被害対策 ・・・・・・・ 55, 75, 114
福祉避難所の設置 ・・・・・・・・ 33
復旧・復興対策 ・・・・・・・・ 13, 75
復旧事業 ・・・・・・・・・・・・ 75
復興基金事業 ・・・・・・・・・・ 59
復興支援基金 ・・・・・・・・ 55, 57, 58
ブルーシート ・・・・・ 19, 20, 29, 120
プレスルーム ・・・・・・・・・・ 78

へ 弁当プロジェクト ・・・・・・・・ 117

ほ 防火水槽 ・・・・・・・・・・・ 23, 85
防災ヘリ ・・・・・・・・・・ 18, 23, 24
防災リスクマネジメントWeb ・・ 16, 120
放射線 ・・・・・・・・・・・・・・ 75
北陸信越運輸局 ・・・・・・・・・ 55
北陸地方整備局 ・・・・・・・・ 12, 13
北陸農政局 ・・・・・・・・・・ 12, 13
ボランティアセンターの開設・ 40, 67, 101
ボランティアネットワーク ・・・・ 101

み 民間倉庫 ・・・・・・・・・・・・ 36
民生委員 ・・・・・・・・・ 38, 99, 118

ゆ 融資制度 ・・・・・・・・ 8, 54, 80, 112
ゆうパック ・・・・・・・・・・・ 120

よ 要援護高齢者 ・・・・・・・・・・ 99
要援護世帯 ・・・・・・・・・・・ 52
要介護者 ・・・・・・・・・・・・ 39
要介護認定 ・・・・・・・・ 33, 39, 99

り 陸上自衛隊 ・・・・・・・・・・・ 11
り災証明の発行 ・・・・・・・・ 48, 108
り災証明書発行センター ・・・・ 108
り災証明書番号 ・・・・・・・・・ 107
臨時災害ＦＭ局 ・・・・・・・・・ 82
臨時職員 ・・・・・・・・・・・・ 10

れ 連絡調整員 ・・・・・・・・・・・ 12

ろ　老人クラブ　・・・・・・・・・・・　96
　　漏水修理　・・・・・・・・・・・・　30
　　漏水調査　・・・・・・・・・・・・　30

既刊　地域防災データ総覧　リスト

昭和５９年３月発行　　地震災害・火山災害編

昭和６０年３月発行　　風水害・火災編

昭和６１年３月発行　　危険物災害・雪害編

昭和６２年３月発行　　地域避難編

昭和６３年３月発行　　災害情報編

平成　元年３月発行　　防災教育編

平成　２年３月発行　　防災地図編

平成　３年３月発行　　自主防災活動編

平成　４年３月発行　　防災まちづくり編

平成　５年３月発行　　災害統計編

平成　６年３月発行　　災害アンケート編

平成　７年３月発行　　広報案文編

平成　８年３月発行　　阪神・淡路大震災特別編

平成　９年３月発行　　阪神・淡路大震災基礎データ編

平成１０年３月発行　　地震災害・火山災害編［改訂新版］

平成１１年３月発行　　応援協定編

平成１２年３月発行　　防災センター編

平成１３年３月発行　　風水害編［改訂版］

平成１４年３月発行　　災害時広報紙編

平成１５年３月発行　　ハザードマップ編

平成１６年３月発行　　ＣＤ－Ｒ版（地震災害、火山災害、風水害編等）

平成１７年３月発行　　ＣＤ－Ｒ版（防災センター、災害時広報紙、ハザードマップ編）

平成１８年３月発行　　ＣＤ－Ｒ版（応援協定、広報案文、災害アンケート編）

平成１９年３月発行　　ＣＤ－Ｒ版（防災まちづくり編）

平成２０年３月発行　　ＣＤ－Ｒ版（防災教育編、自主防災活動編）

平成 21 年 3 月発行

地域防災データ総覧

（能登半島地震・新潟県中越沖地震編）

財団法人　消防科学総合センター
〒181-0005　東京都三鷹市中原３丁目１４番１号
0422(49)1113（代）
URL　http://www.isad.or.jp

あの頃のわくわくに似て。

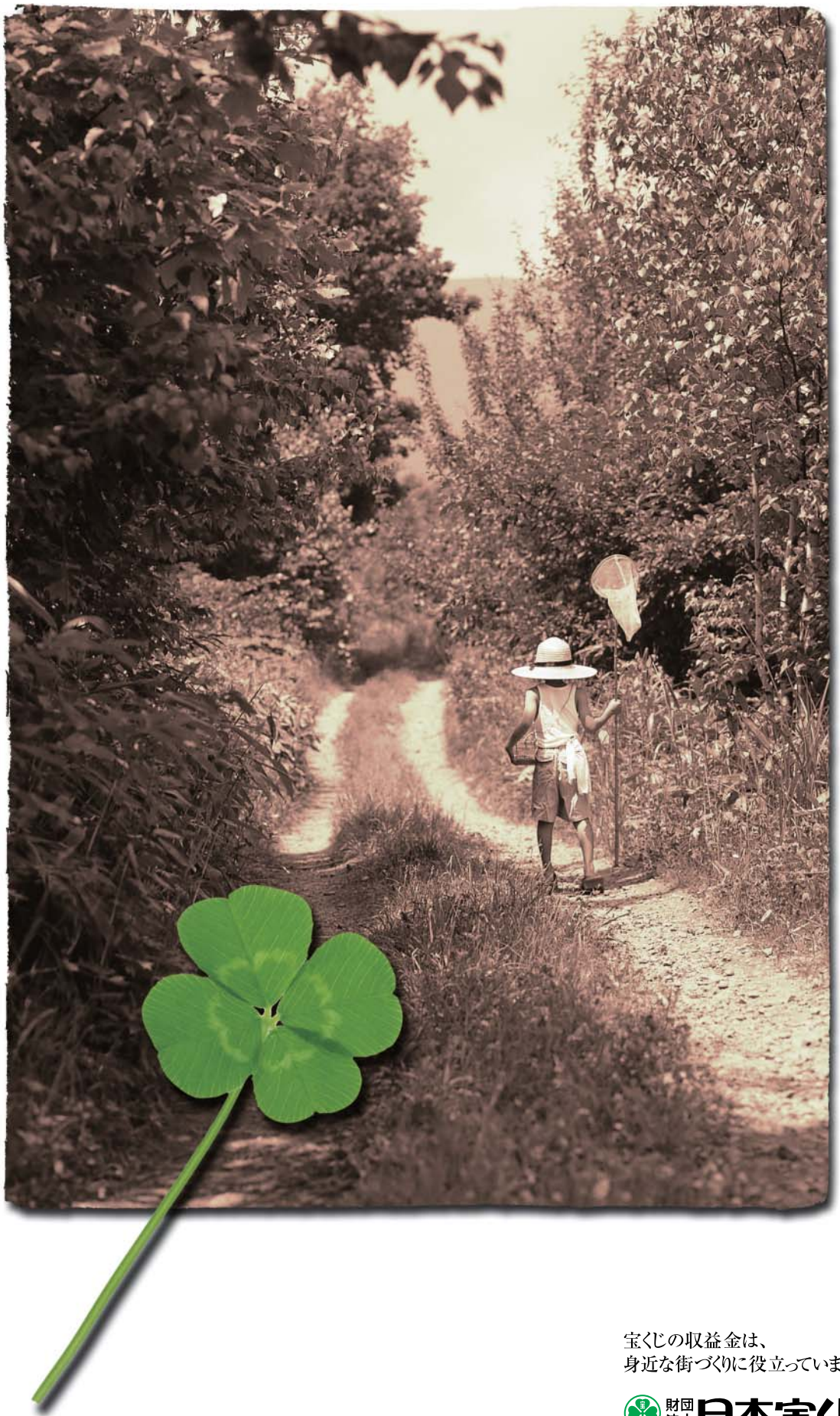

なんにでもなれると信じていた。いつだって自分が主役だった。瞬間、瞬間が、ぜんぶ光ってた。
宝くじを手にすると、そんな気持ちが甦(よみがえ)る。

宝くじの収益金は、
身近な街づくりに役立っています。

クーちゃん

財団法人 日本宝くじ協会

当せんはしっかり調べて、しっかり換金。

http://www.jla-takarakuji.or.jp

●外国発行の宝くじを、日本国内において購入することは、法律で禁止されています。